

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場
新設事業に係る環境影響評価方法書

令和3年4月

株式会社 タカハシ

第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 対象事業の名称	2
2-2 対象事業の目的及び必要性	2
2-3 対象事業の実施内容	3
2-3-1 対象事業の種類	3
2-3-2 対象事業の実施場所	3
2-3-3 対象事業の施設規模、面積及び廃棄物の種類	3
2-3-4 廃棄物の処理工程(フロー)	6
2-3-5 施設の配置計画等	8
2-3-6 施設の処理能力等	11
2-3-7 運行計画	12
2-4 対象事業の計画策定の経緯	15
2-4-1 計画策定の経緯	15
2-4-2 建屋構造に係る検討	15
2-4-3 環境配慮の内容	19
2-5 工事計画の概要	23
2-5-1 対象事業の予定実施時期	23
2-5-2 工事用車両	24
2-6 環境保全対策の実施方針	26
2-6-1 存在・供用時	26
2-6-2 工事中	28
第3章 環境影響評価を実施する地域	30
第4章 地域の概況	31
4-1 社会的状況	31
4-1-1 人口	31
4-1-2 産業	32
4-1-3 交通	33
4-1-4 土地利用	36
4-1-5 水利用	41
4-1-6 廃棄物	42
4-1-7 環境法令が定める基準等	45
4-1-8 環境基本計画等	58
4-2 生活環境	70
4-2-1 大気環境	70
4-2-2 水環境	89
4-2-3 土壌環境	103
4-2-4 その他生活環境	105
4-3 自然環境	110
4-3-1 気象	110
4-3-2 地象	113
4-3-3 水象	115

4-3-4 生態系	116
4-3-5 人と自然との触れ合い活動の場	118
4-3-6 自然景観	119
4-4 都市環境	120
4-4-1 文化財	120
4-4-2 都市景観	122
4-4-3 歴史的・文化的景観	122
第5章 環境影響評価の項目の選定	123
5-1 環境影響要因の抽出	123
5-2 環境影響評価の項目の抽出	124
第6章 調査・予測及び評価の手法	127
6-1 現況調査	127
6-2 影響予測	132
6-3 評価	140
第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等	141

第 1 章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 株式会社タカハシ

代表者の氏名 : 高橋 義男

主たる事務所の所在地 : 東大阪市中石切町 6 丁目 2-2

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業

2-2 対象事業の目的及び必要性

我々の日常は便利で物質的に豊かな生活が享受できる一方、その生活様式が地球環境に大きな負担を与えている。こうした大量生産・大量消費社会において、限られた資源を有効に活かし、「持続可能な社会」に変えていく努力を続けていくことは、我々に課せられた義務である。

現在は「持続可能な社会」の実現を目指すために、持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)を達成することが国際社会において、共通の目標となっている。

その中で、目標 12 [持続可能な消費と生産] は持続可能な消費生産形態を確保することを目標にしており、循環型社会においては、3R (Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)) を行うことが重要になってくる。

日本では、家庭ごみの年間排出量は約 3000 万トンであり、その内の容積比で約 6 割は包装容器と言われている。この容器のごみを減らすことが SDGs を達成する上で必要になってくると私たちは考えている。

そこで注目されているのがガラスびんの再利用である。ガラスびんは、「資源の再利用」について非常に優れた容器であり、一升びんやビールびんは再使用 (Reuse) され市場に戻り、再使用されないびんも、再利用 (Recycle) され、再びガラスびんの原料となる。

加えて、設計・生産技術の進歩によって、ガラスびんが軽量化され、輸送に伴うエネルギー消費量の削減、CO₂ 排出量の低減にもなっている。製びん工場も以前は珪砂、石灰石、ソーダ灰等の天然原料主体の製びん工程だったが、近年の省エネの意識の高まりによって製造に必要なエネルギーが少なくてすむカレット(使用済みのガラスびんから異物を取り除き、砕いたもの)の使用率が上昇し、現在ではカレットが主原料となっている。

本事業は、一般廃棄物として収集された”ガラスびん”から、キャップやラベルなどのプラスチック、石や陶磁器、板ガラスや耐熱ガラスといった性質の違うものを取り除き、ガラスびん原料のカレットの製造を行うものであり、本事業の実施により、資源循環型社会に貢献し「持続可能な消費と生産」の実現を促すものである。

2-3 対象事業の実施内容

2-3-1 対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項」に規定するごみ処理施設の設置の事業

2-3-2 対象事業の実施場所

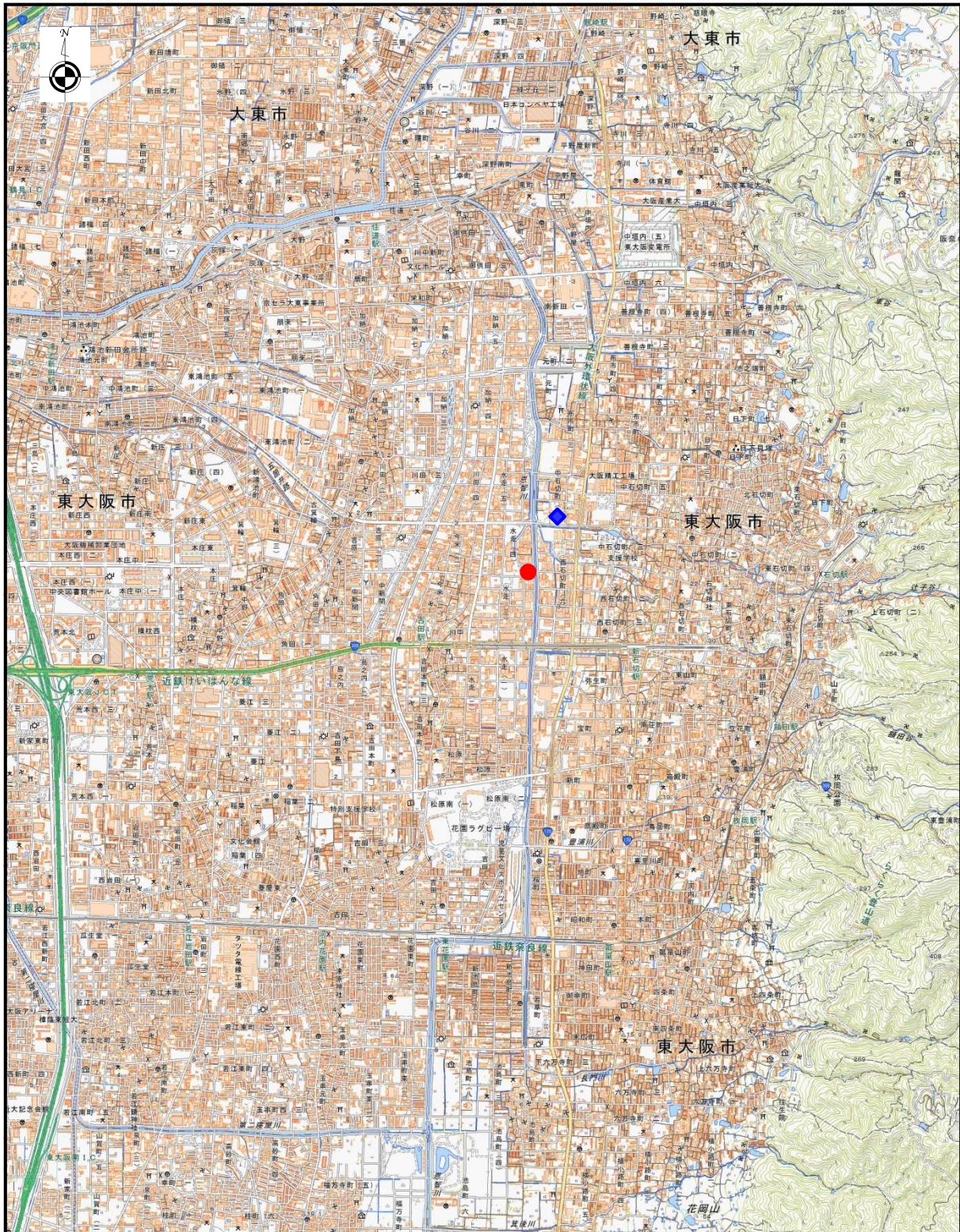
事業計画地は、東大阪市水走4丁目7-16であり、用途地域は工業地域である。(図2-1(1)～(2) 参照)

なお、最も近い一般の住居は、東大阪市西石切7丁目のマンションであり、事業計画地からは南南東方向へ250mの位置である。

2-3-3 対象事業の施設規模、面積及び廃棄物の種類

本事業の施設の種類、処理能力、建屋規模、敷地面積及び廃棄物の種類は下記のとおりである。

- ・施設の種類：ガラスくずの破砕・選別施設
- ・処理能力：25.0t/h×24時間＝600t/日
- ・建屋規模：637.37m²(東西約46.4m×南北約13.6m×高さ約26.4m)
- ・敷地面積：1064.22m²(東西約69.9m×南北約14.9m)
- ・廃棄物の種類：ガラスくず(市町村等が回収した一般家庭のガラスびん)
- ・稼働時間：24時間/日
- ・休止日：なし
- ・季節的な変動の有無：無



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

●：事業計画地

◆：弊社石切工場(第1工場・第2工場)

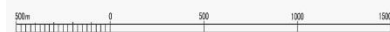


図 2-1 (1) 事業計画地の位置(広域)

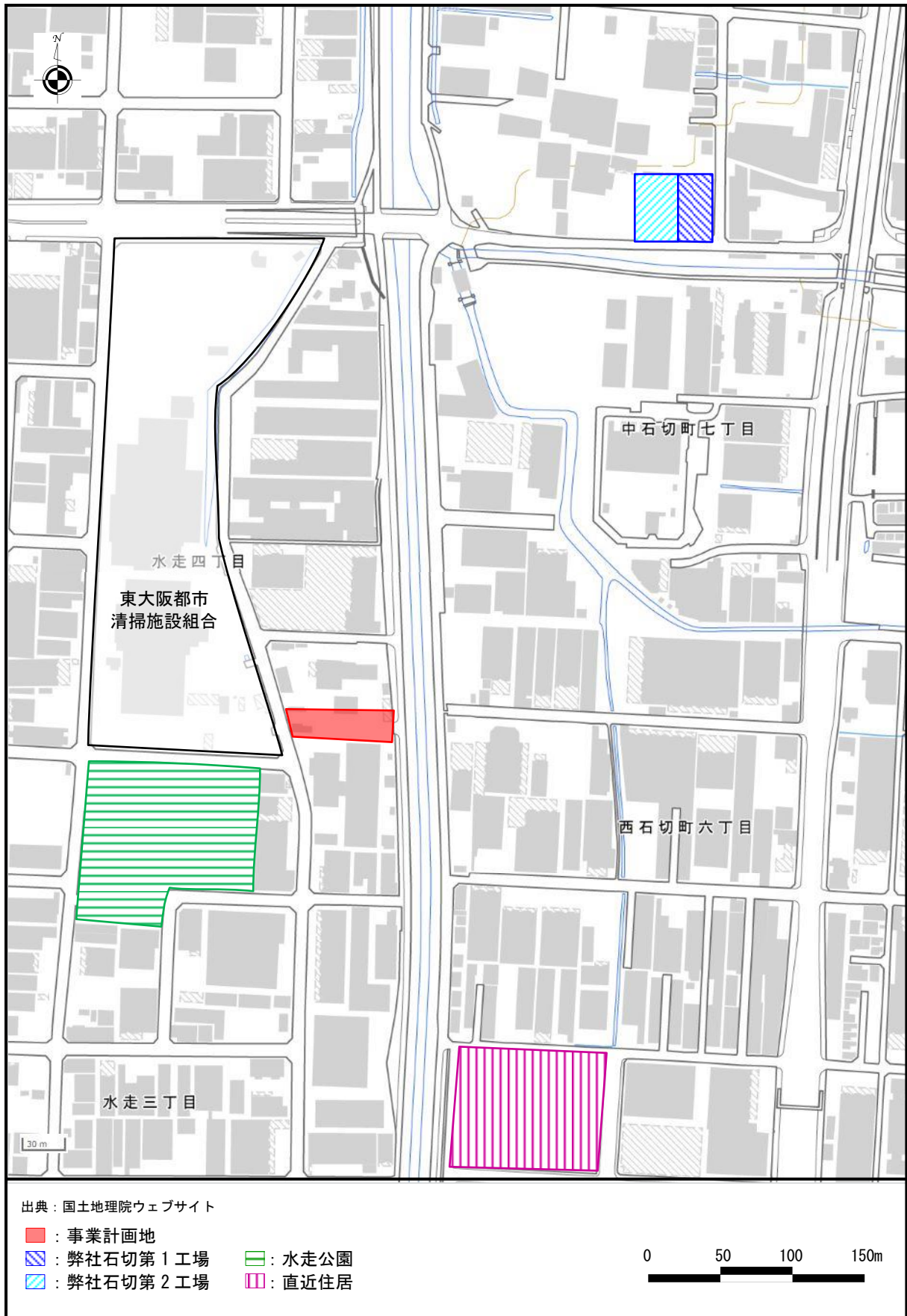


図 2-1 (2) 事業計画地の位置 (詳細)

2-3-4 廃棄物の処理工程(フロー)

一般廃棄物の処理工程は、図2-2に示すとおりである。選別の流れは、以下のとおりである。

- ①人の手により缶・ペット等のガラスびん以外の物を除去する。
- ②一定のサイズより大きいガラスは、解砕機により、ガラスびんのボトルネックからキャップとガラスに分離する。
- ③分けられた原料は、中間タンクに一時保管される。
- ④中間タンクから搬送された原料から、付着しているラベルと汚れを除去する。
- ⑤選別機にて、ガラス以外の紙、鉄、アルミ、耐熱ガラス、クリスタルガラス、金属、石、陶磁器など異物を除去し、色選別を行う。
- ⑥検査として、人による目視および選別を行う。
- ⑦製品タンクに一時保管したのち、出荷に合わせてトラックに積み込み、搬出する。

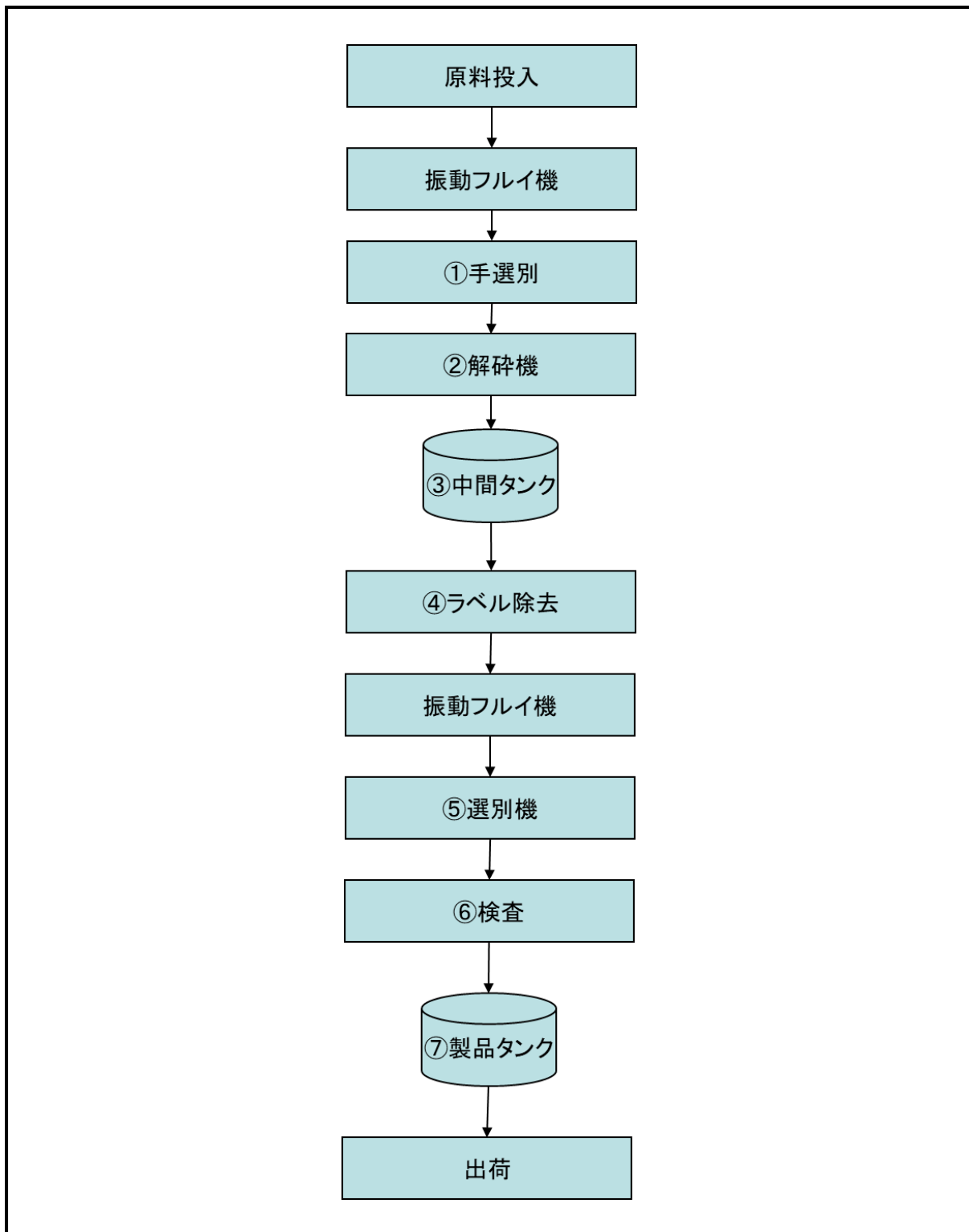
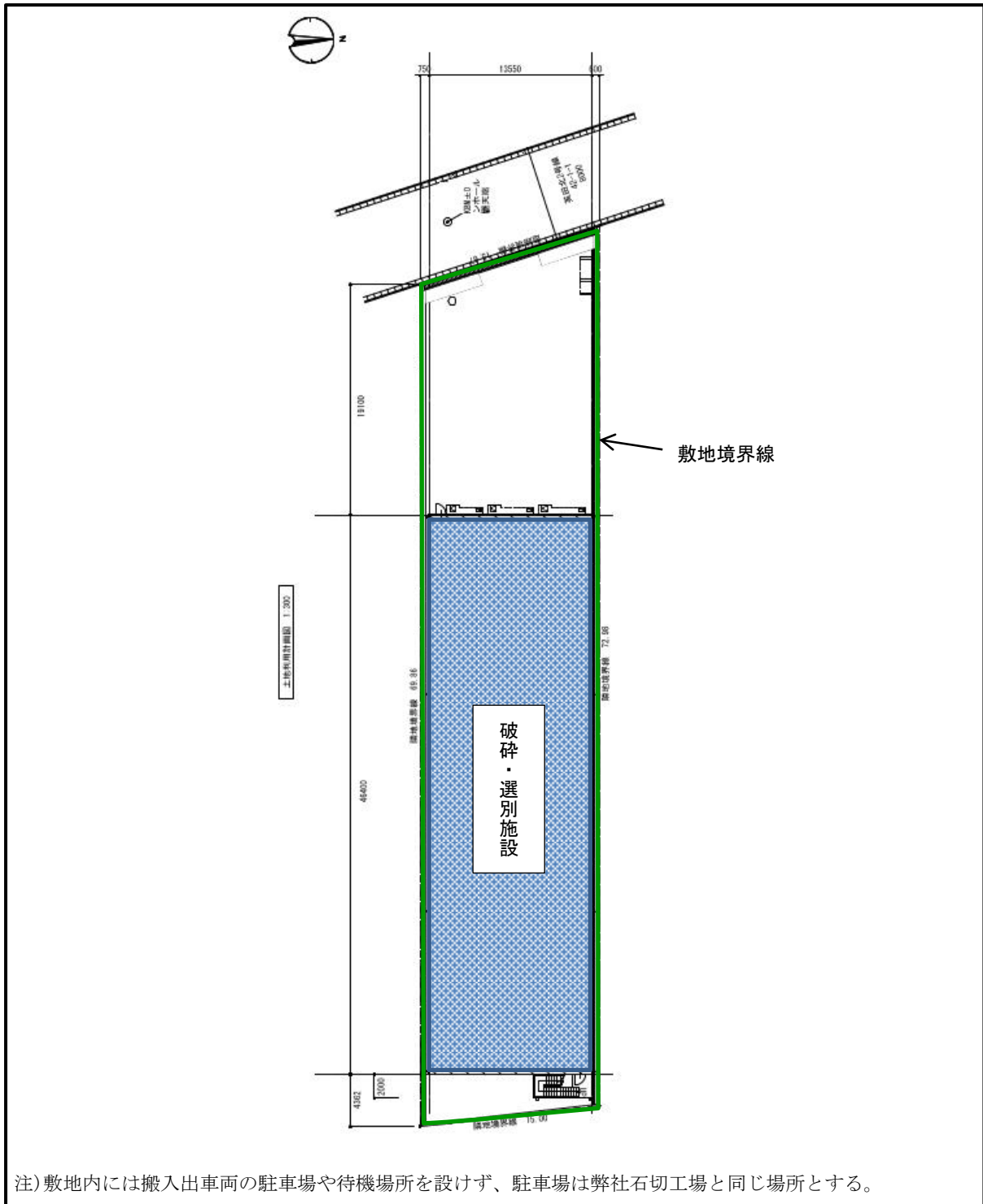


図 2-2 本事業所における一般廃棄物の処理工程

2-3-5 施設の配置計画等

施設の配置計画等は図2-3(1)～(3)に示すとおりである。



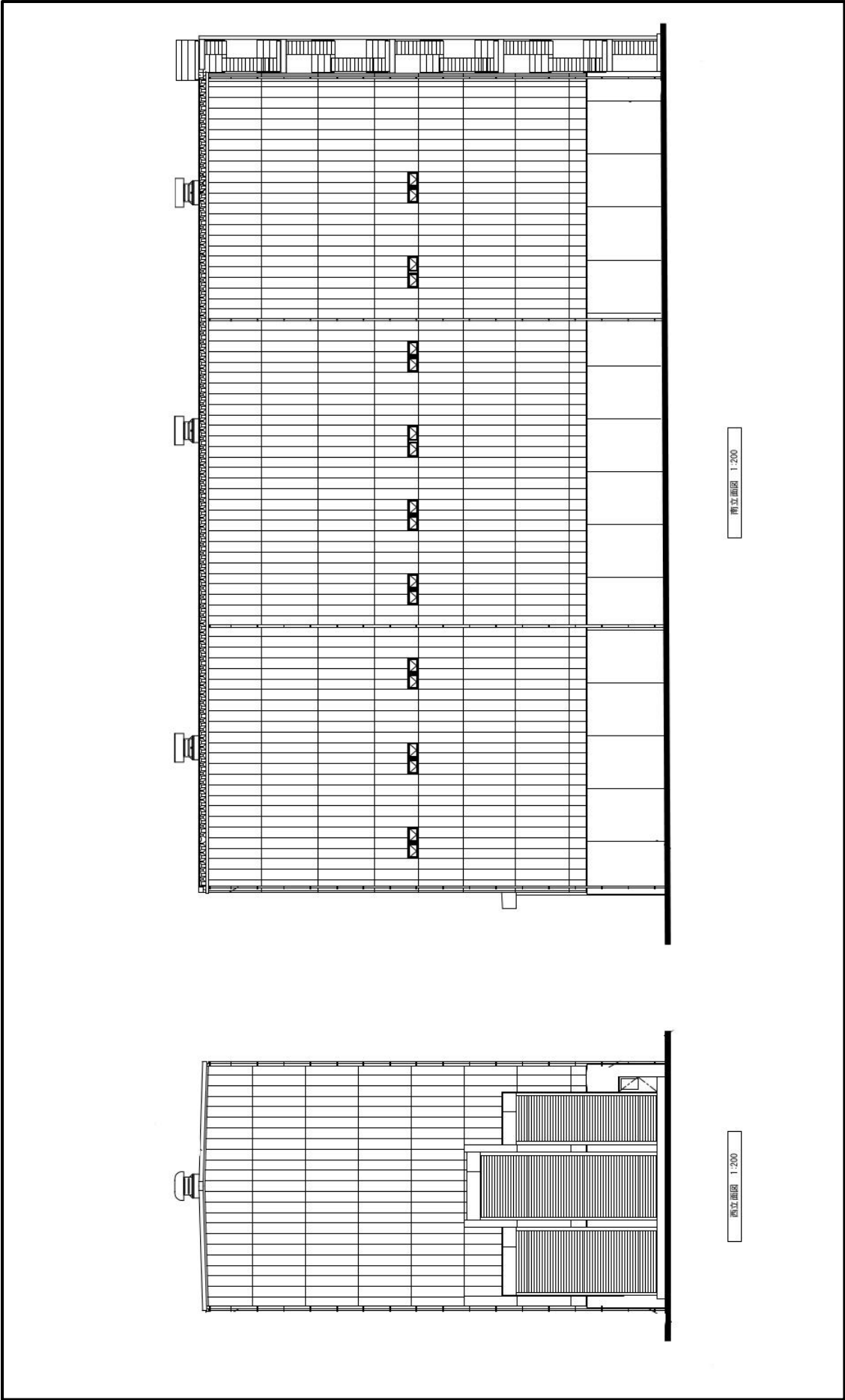


图 2-3 (2) 设计立面图-1

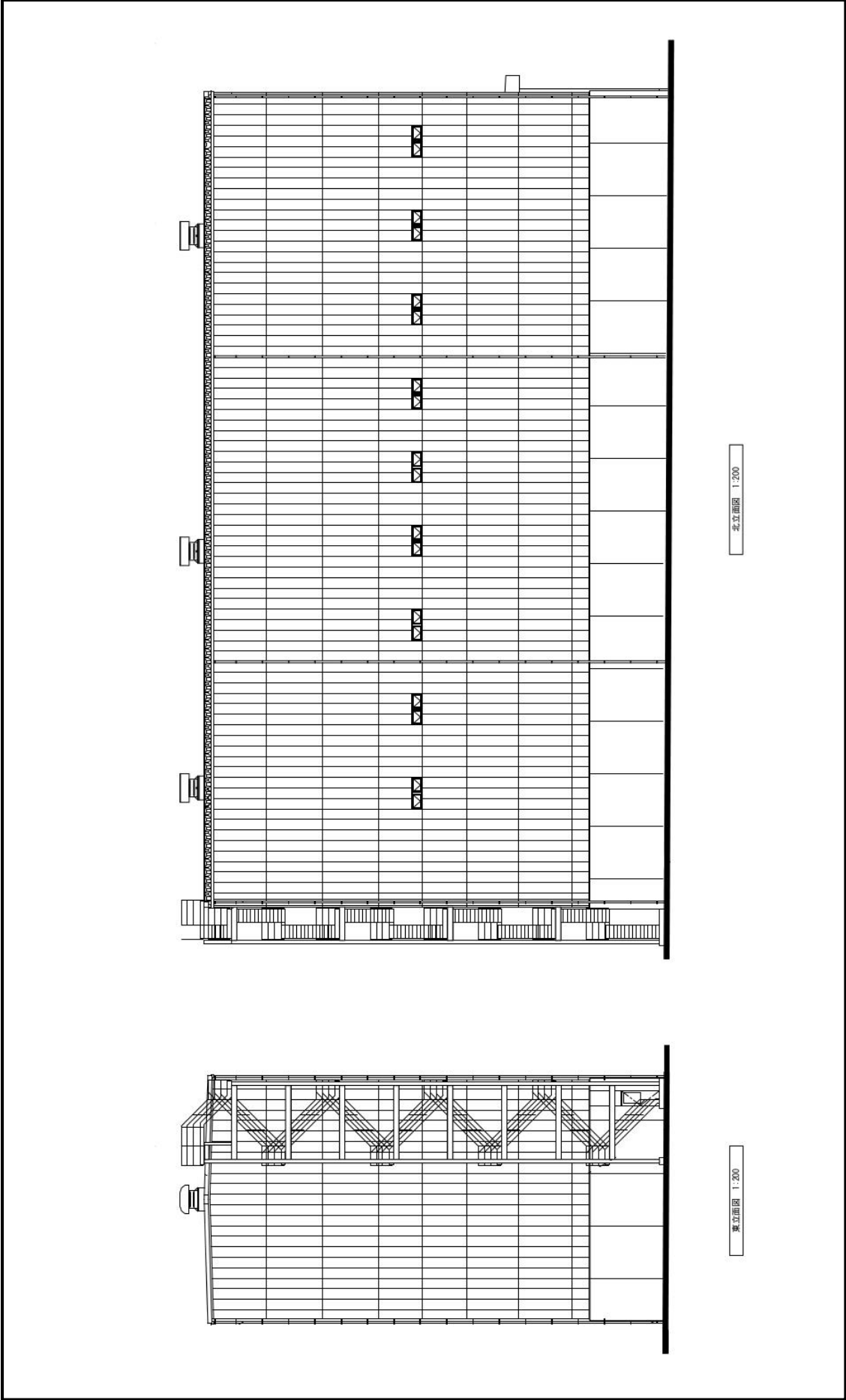


圖 2-3 (3) 施設計面立面圖-2

2-3-6 施設の処理能力等

本施設の最大処理能力を算出する根拠となるのは解砕機であり、処理能力等は表2-1に示すとおりである。

表2-1 解砕機の処理能力等

処理能力	25 t/h (600t/日)
投入口	長さ：650mm 幅：1300mm
サイズ	長さ：900mm 幅：1650mm 高さ：1300mm
動力	15kW (7.5kW×2台)

2-3-7 運行計画

本施設の稼働に伴い発生する事業関連車両は、表2-2に示すとおりである。

また、事業関連車両の計画走行ルートは表2-3及び図2-4(1)～(2)のとおりであり、大阪・吹田・堺方面から阪神高速道路13号東大阪線又は近畿自動車道、寝屋川・八尾方面から大阪外環状線を経て事業計画地に入出力し、東大阪市内の細街路は使用しない計画である。

なお、現況(2020年8月)における弊社廃棄物運搬車両の走行ルートや平均積載量を基に、事業関連車両の計画走行ルート、台数を設定した。

表2-2 事業関連車両の通行台数

(単位：台/日(片道))

用途 車種	廃棄物運搬車両				通勤用車両
	大型車		小型車		乗用車
	トレーラー	10t車	4t車	2t車	
搬入車両	5	54	17	14	5
搬出車両	4	60	8	0	
製品	4	45	—	—	
不燃ごみ	—	8	—	—	
可燃ごみ	—	7	4	—	
アルミ	—	—	2	—	
鉄	—	—	2	—	

※搬入車両(ガラス原料)の1台当たりの積載量は、安全側の予測を行うため、現況の実績値×0.9とし、下記に示すとおりである。

トレーラー：21.2ト、10トン車：8.4ト、4トン車：3.1ト、2トン車：0.7ト

※搬出車両(カレット製品・不燃ごみ・可燃ごみ)の1台当たりの積載量は、安全側の予測を行うため、現況の実績値×0.9とし、下記に示すとおりである。

製品 → トレーラー：22.5ト、10トン車：9.2ト
 不燃ごみ → 10トン車：9.1ト
 可燃ごみ → 10トン車：7.0ト、4トン車：2.2ト
 アルミ → 4トン車：1.8ト
 鉄 → 4トン車：2.7ト

表2-3 事業関連車両台数(方面別(片道))

(単位：台/日(片道))

方面	搬入車両				搬出車両			
	大型車		小型車		大型車		小型車	
	トレーラー	10t車	4t車	2t車	トレーラー	10t車	4t車	2t車
Aルート(大阪・吹田・堺方面)	5	31	0	0	4	33	0	0
Bルート(大阪・吹田・堺方面)	0	0	10	6	0	0	5	0
Cルート(寝屋川方面)	0	20	0	0	0	24	0	0
Dルート(寝屋川方面)	0	0	5	8	0	0	2	0
Eルート(八尾方面)	0	3	2	0	0	3	1	0

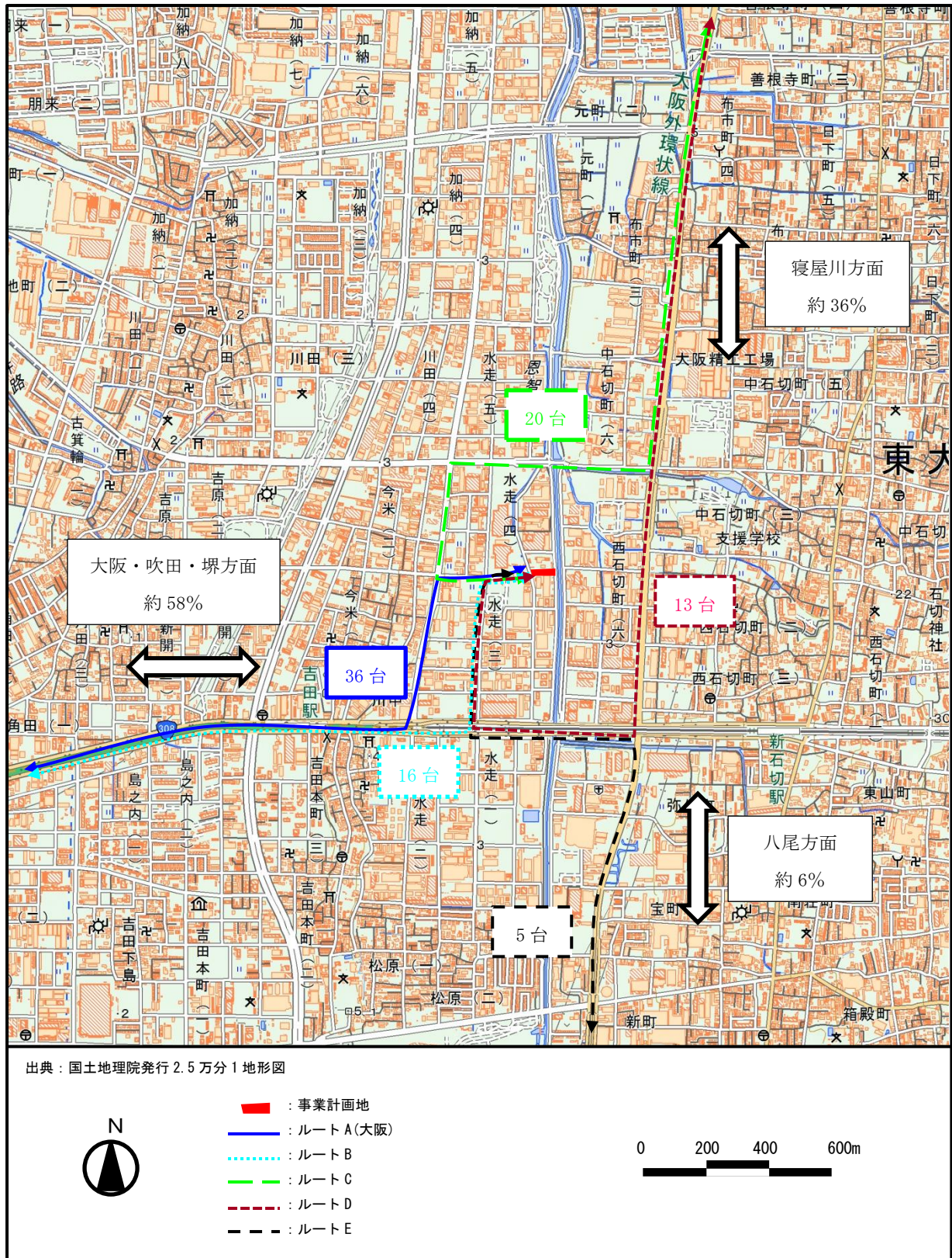


図2-4(1) 事業関連車両(搬入車両等)の計画走行ルート(片道)

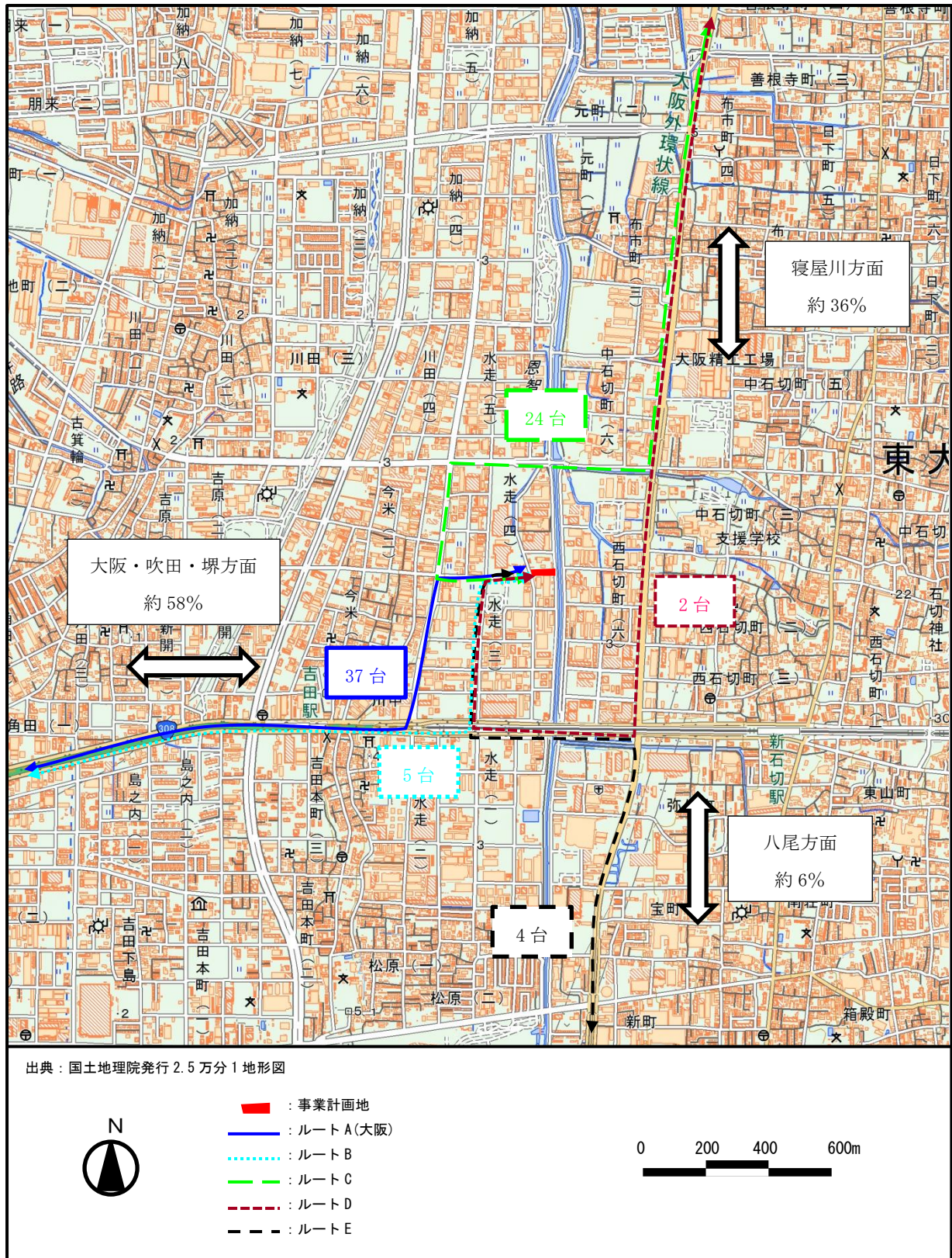


図 2-4 (2) 事業関連車両(搬出車両等)の計画走行ルート(片道)

2-4 対象事業の計画策定の経緯

2-4-1 計画策定の経緯

本事業を計画するにあたり、本事業の実施場所、規模を検討するに至る経緯については下記のとおりである。

- ・弊社石切工場第1工場及び第2工場については、事業を実施していく上で壁面に騒音対策を施すなど対策を行ってきた。
- ・現在受注している自治体からの要望や全国的な需要を鑑みると、施設処理能力を計画の処理能力(現状：最大100t/日、計画：最大600t/日)へ増加することや製品であるガラスの色分け能力(現状：6色、計画：8色)を増加することが必要であると判断している。
- ・現状では弊社石切工場第1工場及び第2工場の用途地域は準工業地域であり、施設処理能力の増加の許可は取得できない、作業時間が限られている状況である。
- ・今回の事業計画地については、用途地域は工業地域であり、事業計画地近傍(100m以内)に住宅はなく24時間稼働可能な地域である。また、弊社石切工場第1工場及び第2工場から近く、弊社社員の雇用維持の観点からもこれまでとあまり変わらない場所であり、弊社が検討している事業計画を実施できる数少ない場所である。
- ・事業計画地の形状(形や面積)や事業計画から、建物面積、位置、高さについては制約があり、検討の余地はほとんどない。
- ・東大阪市は「住工共生のまちづくり」を推進しており、今回の建設地予定地は「モノづくり推進地域」に指定されているため、製造メーカーである弊社が工場建設を推進しやすい地域性がある。
- ・ガラスびんの大きな消費地である大阪府、兵庫県、京都府、奈良県から近距離にあり、消費してからリサイクルするまでの輸送距離が近い。
- ・製びんメーカーは滋賀県、京都府、兵庫県にあり、それぞれガラスびん製造工場の中心的位置にある。
- ・東大阪都市清掃組合が近くにあり、東大阪市内で発生したガラスくずも速やかにリサイクルできる場所にある。

なお、本事業計画において、以下の概略に示す建屋構造についての検討を行った。

2-4-2 建屋構造に係る検討

建屋構造図及びその概要は、図2-5(1)～(3)に示すとおりである。

配慮すべき環境影響は、クールファンによる騒音や建屋内からの騒音について、周辺環境への影響が最も小さいと考えられる第1案を採用した。

計画案の概要	配慮すべき環境影響
<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンについて、屋根上中央に設置している。 ・東側側面の建屋材料について、ALC 板のみで仕上げている。また、建屋側面の窓ガラスを少なくし、コンクリート打放しの高さを 4m としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンによる騒音や建屋内からの騒音について、周辺環境への影響

図 2-5 (1) 設備配置図(第 1 案)

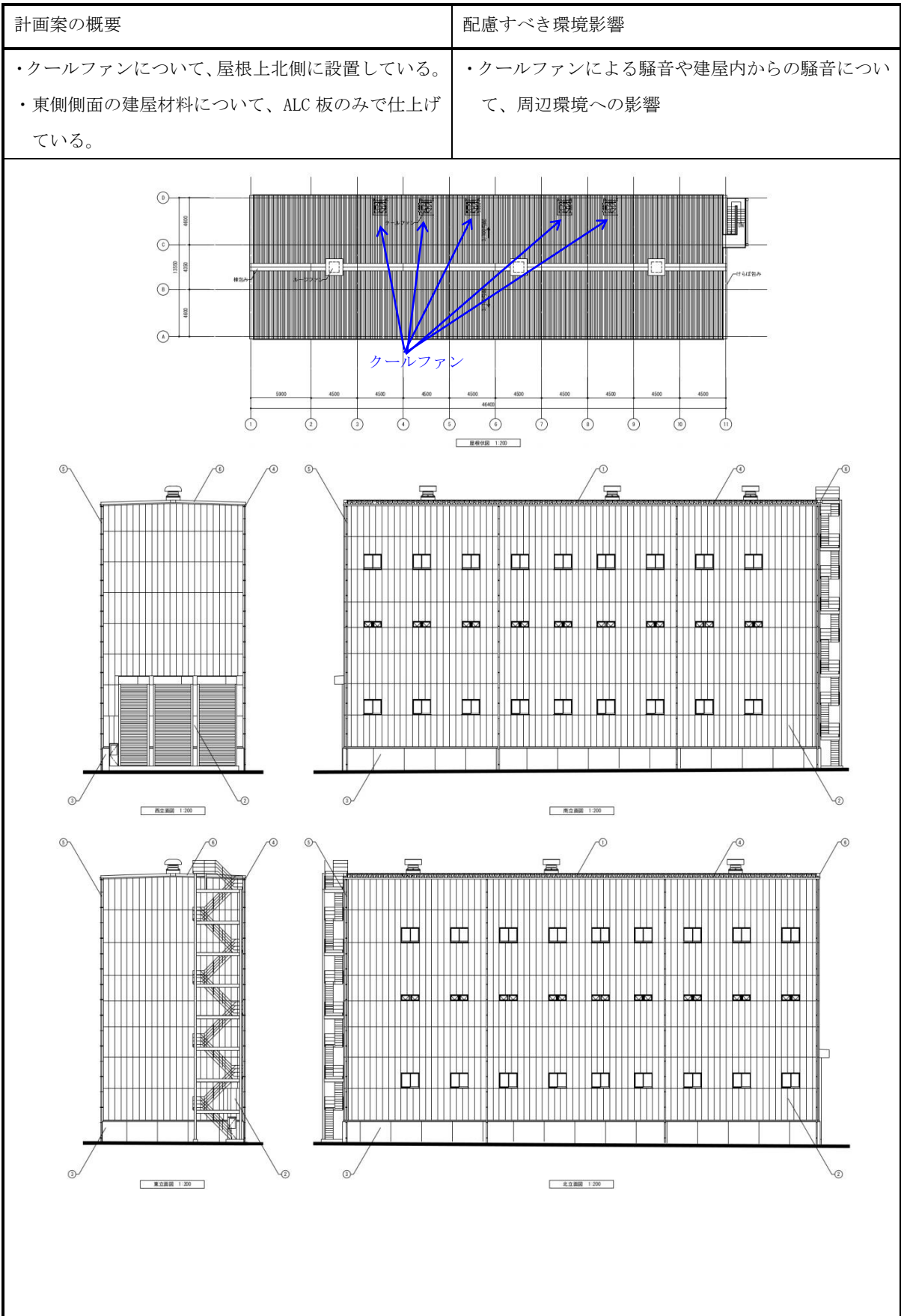


図 2-5 (2) 設備配置図(第 2 案)

計画案の概要	配慮すべき環境影響
<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンについて、東側側面の各階のスチール手摺上に設置している。 ・東側側面の建屋材料について、ALC板とシャッターで仕上っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンによる騒音や建屋内からの騒音について、周辺環境への影響

図 2-5 (3) 設備配置図(第 3 案)

2-4-3 環境配慮の内容

事業計画の策定にあたり、事業計画に反映した環境配慮項目とその事項、また、選定しなかった項目はその理由等を整理したものを表2-4(1)～(4)に示す。

表2-4(1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施にあたっては、東大阪市第2次環境基本計画方針・目標等との整合を図るため、最新式の解砕処理システムを導入するなど、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	事業計画の設計時において、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した意匠、色彩とする計画である。
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業の計画地は工業地域であり、農業用水利用がなく、汚水等も外部へ流出しない施設のため、環境配慮事項として選定しない。
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	事業計画地においては、土地の変更や樹木の伐採等は行わないため、環境配慮事項として選定しない。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、可能な限り現場内で再利用するが、場外へ排出する際は適切に処分を行う。
2 循環		
2-1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建物・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく、再生利用が容易な資材を用いる計画とする。
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	×	本事業においては、水利用はほとんどないため、環境配慮項目として選定しない。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	×	本事業においては、雨水は生活雑排水と同様に、公共下水道(汚水)に排水する計画としており、環境配慮項目として選定しない。

表 2-4 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3生活環境		
3-1大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	自社の事業関連車両及び工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画とする。廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	運搬車両は、積載効率の向上等により走行台数を抑制するよう、指導、要請する。
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。	○	車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> 搬入出車両の積載物の積卸を、建屋内にて行うことにより、粉じんの飛散回避に努める。 建屋の中にプラント全体を設置する構造とし、周辺への騒音の影響を抑える。 屋外に設置する機器のうち、送風機は防音カバーで覆うなど、騒音による影響の低減に努める。 大きな振動を発生する機器は、強固な基礎構造に据え付け、振動の低減に努める。 建屋外に臭気が漏洩することを防止するため、貯留ピットは屋内に設置する。 本事業で水質汚濁及び有害化学物質等汚染を発生させる行為はない。
工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用などで、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による影響の低減に努める計画とする。
3-2地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	×	本事業において、地下水の採取などの地盤沈下に繋がる行為はないため、環境配慮項目として選定しなかった。
3-3土壌汚染		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	○	工事の実施に伴い、土壌汚染に配慮する。
3-4日照障害、電波障害、反射光		
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	建物の配置及び形状について、可能な限り配慮し、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の低減に努める。
3-5都市景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等状について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	建物の配置や色彩等、周辺景観との調和や地域性に配慮する。

表 2-4 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
4 自然環境		
4-1 気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域の気象・地象・水象に影響を与えるような土地改変及び構造物の設置はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では大規模な地下構造物の建設や地下水採取はないため、環境配慮事項として選定しない。
4-2 陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいれるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	×	事業計画地は、工業地域であり、本事業の実施により、自然植生の伐採など、動植物の生息・生育環境への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	×	事業計画地は、工業地域であり、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することがないため、環境配慮事項として選定しない。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域は、工業地域であり、工事の実施により、動植物の生育・生息環境に影響を及ぼすことがないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる自然景観はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
4-4 人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	本事業の実施により、水走公園の人と自然との触れ合いの活動へ及ぼす影響の回避又は低減に努める。
5 歴史的・文化的環境		
5-1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる歴史的・文化的景観はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
5-2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる文化財はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。

表 2-4 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
6環境負荷		
6-1温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	本事業において温室効果ガスの排出の小さい空調設備採用など、可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する。
6-2廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	設置する施設機器に用いる資材は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物は、可能な限りリユース・リサイクルし、減量化を図るため、分別を徹底する計画とする。
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	工事の際は、施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の検討・採用を行い、発生土の発生抑制に努める。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	○	工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。

2-5 工事計画の概要

2-5-1 対象事業の予定実施時期

工事は、表2-5(1)～(2)に示すとおり、第1期工事から第3期工事までを予定している。

本事業の供用は、第1期工事の完了後に開始するが、工場の最終形態までに生産設備を2段階で、増設することを計画している。なお、第2期及び第3期工事では出荷するカレットの種類を増やすのみであり、色の選別をするための機械(選別機)を増設する計画のため、処理能力の変化はない。

表2-5(1) 全体工事工程表

工種	工期(月)	1年次												2年次												3年次以降
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
造成工事																										
施設 建設 工事	プラント工事 第1期																									
	プラント工事 第2期																									
	プラント工事 第3期																									

※第2期では、選別機を弊社石切工場第2工場から移設・供用し、第3期では、選別機を弊社石切工場第1工場から移設・供用する計画である。

表2-5(2) 建設機械等の月別台数(最大稼働時期：工事4～5ヶ月目)

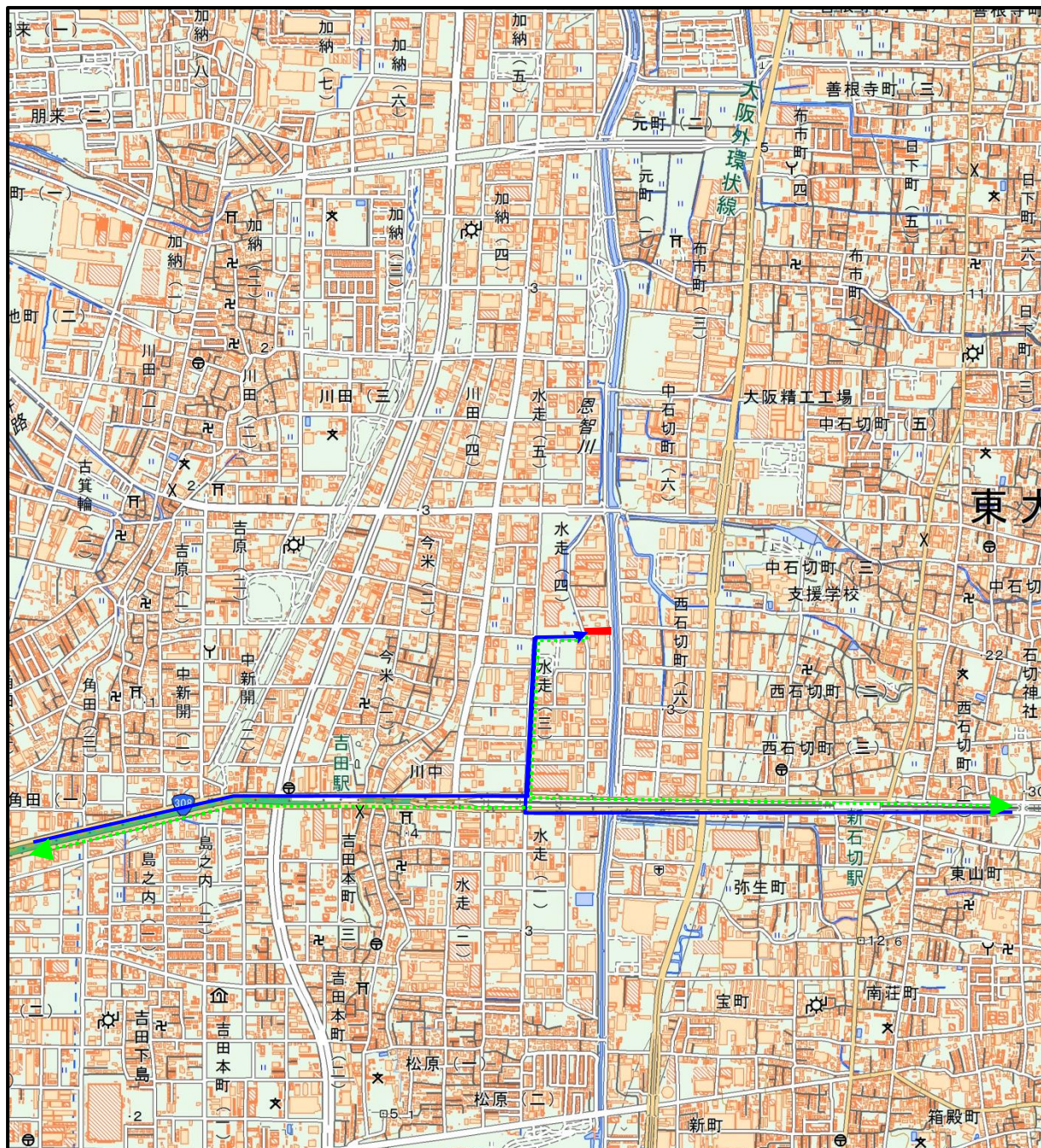
重機	建設機械			工事関連車両				通勤車両
	バックホウ	アースオーガー	発電機	トレーラー	トラック	ラクタークレーン	ダンプカー	
台数(台/月)	20	20	20	10	10	20	20	30
計(台/月)	60			60				
総計(台/月)	150							

2-5-2 工事用車両

工事用車両の通行が最大となる時期における車種別走行台数は、表2-6に示すとおりである。

表2-6 工事用車両の日走行台数(最大稼働時期：工事8ヶ月目)
(単位：台/日)

用途	大型工事車両		通勤車両
車種	生コン車両	クレーン車両 その他重機	小型貨物
日台数	20	1	3



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図



- : 事業計画地
- : 工事用車両の計画ルート(往路)
- ⋯ : 工事用車両の計画ルート(復路)

図2-6 工事用車両の走行ルート

2-6 環境保全対策の実施方針

2-6-1 存在・供用時

施設の存在・供用時においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・回収したガラスびんは、建屋内で受入れ、保管、処理及び搬出を行うため、外部へ飛散しない。また、処理前後の保管は、必要に応じてシート等で飛散防止措置を行う。
- ・建屋内で特に粉じんが発生すると考えられる車両出入口は、必要に応じて定期的に散水を行う。また、処理過程においても散水装置を設置しノズル散水を行い、粉じんの飛散防止に努める。
- ・廃棄物運搬車両は整備・点検を行うとともに、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、運転者に適正走行の周知徹底を図り、道路沿道等における大気環境への影響を低減するよう努める。

(2) 排水処理対策

- ・処理前後の保管は屋内保管のため、雨水と接触しない。
- ・建屋内では、粉じん防止目的以外で水を使用しないため、汚水は発生しない。
- ・土間はすべてコンクリート敷きにするため、地下浸透はない。
- ・生活雑排水は、公共下水道(汚水)に排水する。

(3) 騒音・振動対策

- ・プラント全体が建屋内に納められた施設配置とし、設備機材についても低騒音・低振動型を使用する。
- ・振動フルイ等の大きな振動を発生する機器は、強固な基礎などの適切な防振対策を施す。
- ・建屋外部に設置する送風機類は、モータ部に防音カバー等の設置、空気圧縮機は低騒音型を採用し、騒音発生抑制に努める。
- ・処理施設、廃棄物運搬車両は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、騒音・振動の影響を低減するよう努める。
- ・騒音及び振動に及ぼす影響を軽減するため、廃棄物運搬車両は、幹線道路を使用し生活道路は通行しない。予め設定した走行ルートを通行するよう指示し、交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう指導する。
- ・廃棄物運搬車両の走行が、特定の日や時間帯に集中することがないように、運行管理を行う。

(4) 低周波音防止対策

- ・大きな低周波音が発生する可能性のある機器は、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の対策を行う。

(5) 悪臭対策

- ・処理前後の保管スペースに関しては建屋内に設置し、清掃を心掛け、必要に応じて防臭剤・防虫剤を散布し、悪臭の漏えい防止に努める。

(6) 火災発生対策

- ・防火責任者を定め、時間を決め定期的に施設内の見回りを行う。また、所定の場所に消火器等を設置する。

(7) その他生活環境の保全のための措置

- ・事業計画地の進入道路の管理を十分に行い、交通渋滞・事故防止に努める。

2-6-2 工事中

工事中においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気質

- ・建設機械は、作業中での不要な空ぶかし等を禁止するとともに、工事車両等はアイドリングストップの徹底に努めることとする。また、設置位置や待機位置等を考慮し、事業計画地周辺及び通行者に影響を与えないよう配慮する。
- ・建設工事時における粉じん飛散防止のため、事業計画地の敷地境界には万能鋼板等(高さ 3 m)を設置する。
- ・事業計画地内に適宜散水を行い、土砂の巻き上げや飛散防止に努めるとともに事業計画地外に出る車両は十分洗浄した後に退場する。
- ・建設機械が 1 カ所に集中しないよう適切な配慮を行う。
- ・工事車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中することのないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行う。
- ・工事車両は、適正な走行ルートを設定する。また、運行効率の向上、過積載の禁止、走行速度の徹底等について工事関係者を指導する。

(2) 騒音・振動

- ・建設機械は、低騒音型・低振動型の機械を使用するとともに、工法及び作業時間帯への配慮を行う。
- ・建設機械が 1 カ所に集中しないよう適切な配慮を行う。
- ・工事車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中しないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行い、適正運行、適正稼働に努める。
- ・事業計画地の敷地境界には、万能鋼板等(高さ 3m)を設置することにより騒音による影響を低減する。
- ・工事車両等の駐停車時はアイドリングストップの徹底に努めることとする。また、設置位置や待機位置等を考慮し、騒音・振動を抑制する。

(3) 水質

- ・事業計画地に入入りする工事関連車両は、出口においてタイヤを洗浄する。洗浄水は、沈殿処理を行った後に、排水路に放流する。
- ・工事区域内の濁水(雨水及び工区内の滞留地下水)は、工事区域内にノッチタンクを設置し、浮遊物の沈下及び中和処理を行った後、上澄みを公共下水道に放流する。なお、タンク内に沈下・堆積した土砂は、適宜除去し、沈殿能力を良好に保つ。また、除去した土砂は、専門業者に委託し適正に処理する。

(4) 悪臭

- ・塗装工事は、可能な限り作業を短時間で実施し、作業時期及び作業時間に配慮する。
- ・工事中は建物の外周に養生シートを設置し、事業計画地周辺への影響の軽減に努める。
- ・塗料の種類は、強い臭気の発生しないものを使用する。

(5) 廃棄物

- ・建設廃棄物は、資格を有する収集運搬、処理業者を厳選し、適正処理に努める。また、運搬にあたっては、ダンプトラックにカバーをかける等、堆積物の飛散防止に配慮する。
- ・建設廃棄物の発生抑制及び再利用の対策等は、以下に示すとおりである。

<発生抑制>

- ・可能な限り省梱包、無梱包とし、梱包材の抑制を図る。

<再利用>

- ・躯体工事では、コンクリート塊、鉄筋、仕上工事ではダンボール、金属類、石膏ボードを再利用する。

(6) 交通・交通安全

- ・工事車両の出入り口への交通誘導員の配置、法定速度の厳守を行い、交通の円滑化及び歩行者の安全確保に努める。

第3章 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性、本事業計画地の位置を考慮し、事業計画地及びその周辺地域である東大阪市とした。

第4章 地域の概況

事業計画地及びその周辺地域(以下、「事業計画地周辺」という。)の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

4-1 社会的状況

4-1-1 人口

東大阪市の世帯数及び人口の現況は表4-1に示すとおりであり、令和元年10月1日現在、230,057世帯、総数494,640人である。また、過去5年間の東大阪市の世帯数及び人口の推移は表4-2に示すとおりである。平成27年以降、世帯数については微増、人口については微減の傾向にある。

表4-1 東大阪市の人口及び世帯数

(令和元年10月1日現在)

地 域	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
東大阪市	230,057	494,640	241,538	253,102	8,006	61.78

出典：「令和元年度 統計書」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

表4-2 東大阪市の人口及び世帯数の推移

年 次	世帯数(世帯)	人口(人)
平成27年	223,485	502,784
平成28年	224,743	500,463
平成29年	225,989	498,099
平成30年	227,669	496,082
令和元年	230,057	494,640

出典：「令和元年度 統計書」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

4-1-2 産業

東大阪市における産業別事業所数及び従業者数は表4-3に示すとおりであり、事業所数は24,644件、従業者数は231,607人となっている。産業別では第三次産業の占める割合が多く、事業所数では全体の約7割の17,188件、従業員数では全体の約7割の159,074人となっている。

表4-3 東大阪市における産業別事業所数及び従業者数

(平成28年10月1日現在)

区 分		事業所数(件)	従業者数(人)
第一次産業	農業、林業	11	66
第二次産業	建設業	1,491	9,470
	製造業	5,954	62,997
	小計	7,445	72,467
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	15	679
	情報通信業	111	879
	運輸業、郵便行	865	19,063
	卸売・小売業	5,776	53,954
	金融・保険業	247	4,514
	不動産業、物品賃貸業	1,693	6,012
	学術研究、専門・技術サービス業	522	2,981
	宿泊業、飲食サービス業	2,617	15,950
	生活関連サービス業、娯楽業	1,624	7,021
	教育・学習支援業	576	8,089
	医療・福祉	1,932	28,867
	複合サービス業	79	1,062
	サービス業(他に分類されないもの)	1,131	10,003
	公務(他に分類されないものを除く)	57	3,486
小計	17,188	159,074	
全産業合計		24,644	231,607

出典：「令和元年度 統計書」（令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ）

注1)公務(他に分類されないものを除く)については、平成26年のデータを記載し、小計・合計から除いている。

4-1-3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の約 1km における主な道路は、国道 170 号、国道 170 号(旧)、国道 308 号、石切大阪線及び大阪枚岡奈良線があり、これらの道路の交通量は表 4-4 に示すとおりである。また、この交通量の調査地点は図 4-1 に示すとおりである。

表 4-4 事業計画地周辺の主な道路の交通量

(単位：台)

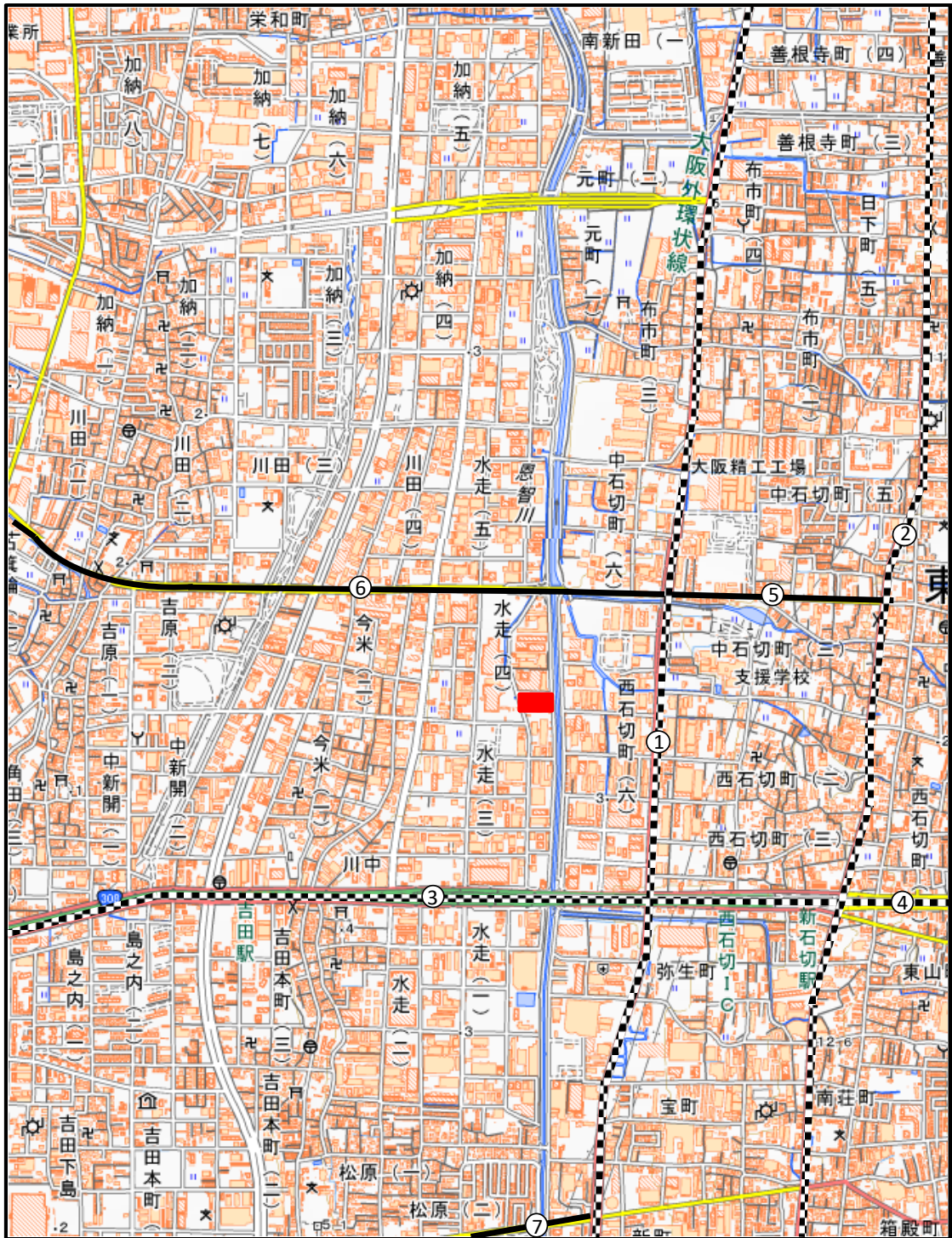
道路路線名		番号	観測地点名	平日 12 時間(7~19 時) 交通量			平日 24 時間交通量
				小型	大型	合計	
一般国道	国道 170 号	①	東大阪市 布市町 4 丁目	23,472	5,362	28,834	40,368
	国道 170 号(旧)	②	東大阪市 日下 6 丁目	5,780	473	6,253	8,129
	国道 308 号	③	東大阪市 長田中 2 丁目	29,949	5,485	35,434	49,962
		④	東大阪市 西石切町	21,557	2,693	24,250	33,465
一般 都道府県道	石切大阪線	⑤	東大阪市 中鴻池町 3 丁目	6,276	2,299	8,575	12,214
		⑥	東大阪 市加納 5 丁目	4,851	1,373	6,224	7,926
	大阪枚岡奈良線	⑦	東大阪市	13,070	1,693	14,763	19,487

注) 表中の番号は図 4-1 に対応している。

出典：「平成 27 年度道路交通情勢調査表」(平成 27 年、大阪府都市整備部交通道路室)

(2) 鉄道

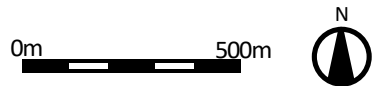
事業計画地周辺の鉄道網の状況は図 4-2 に示すとおりであり、主要な鉄道としては、近鉄けいはんな線がある。



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

- ：事業計画地
- ：一般国道
- ：一般都道府県道

(図中の①～⑦は、表 4-4 と対応)



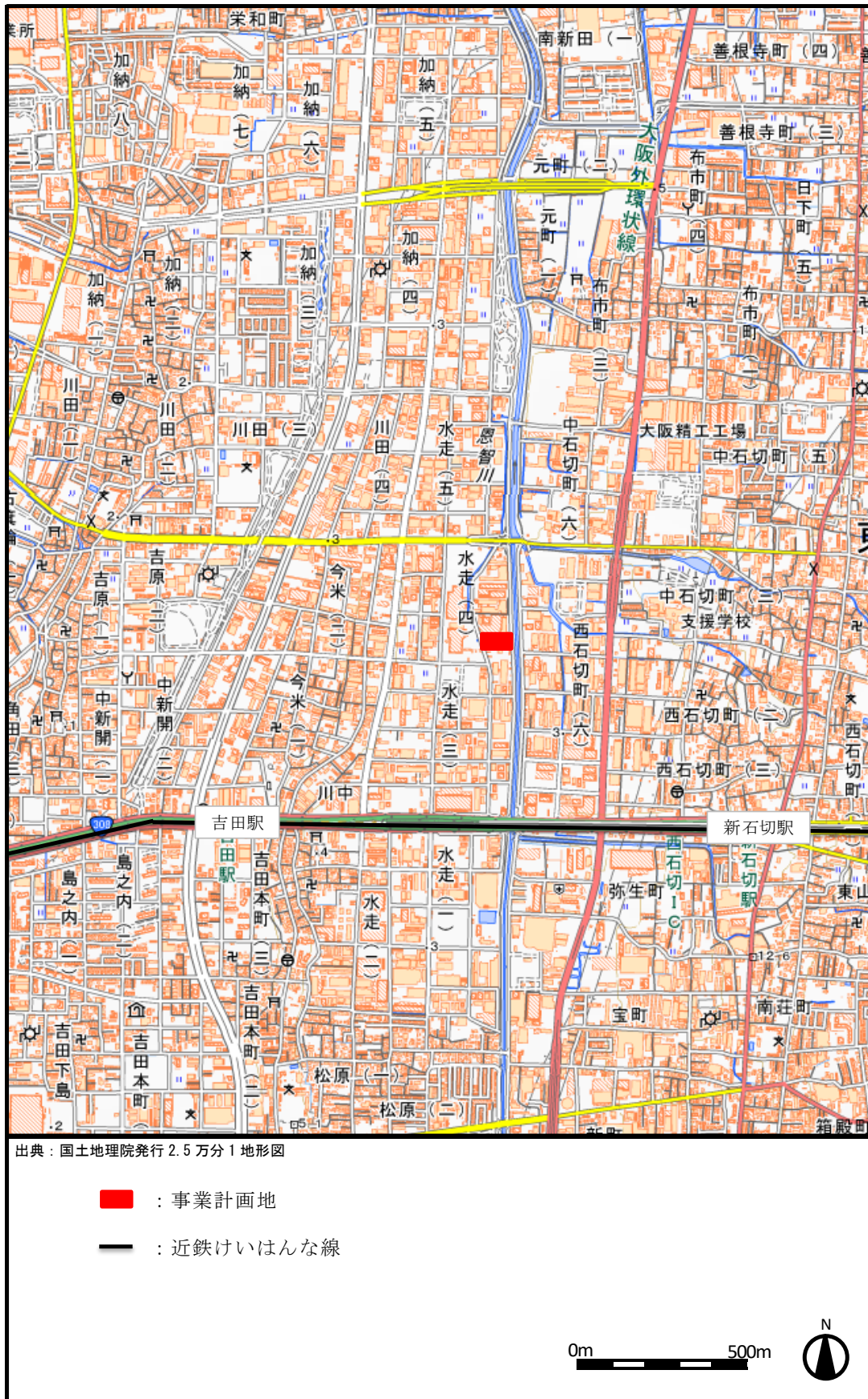


図 4-2 事業計画地周辺の鉄道網

4-1-4 土地利用

(1) 土地利用状況

① 土地利用(地目別民有地)の状況

東大阪市における土地利用の状況は、表4-5に示すとおりである。

東大阪市の土地利用総面積は6,178.0haであり、市街地が全体の約66%の4,062.7haと多くを占めている。

表4-5 東大阪市における土地利用状況

(平成27年10月1日現在)

区分	面積(ha)	割合(%)
総数	6,178.0	100.0
市街地	4,062.7	65.8
一般市街地	2,629.7	42.6
商業業務地	428.5	6.9
工業地	1,004.5	16.3
集落値	-	-
普通緑地	427.6	6.9
公園・緑地	178.4	2.9
社寺敷地・公開庭園	24.7	0.4
学校	211.7	3.4
墓地	12.8	0.2
農地	220.3	3.6
田・休耕地	134.8	2.2
畑	85.5	1.4
山林	1,060.9	17.2
水面	46.1	0.7
低湿地・荒蕪地	2.0	0.0
公共施設	85.4	1.4
道路・鉄道	249.1	4.0
その他の空地	23.9	0.4

出典：「令和元年度 統計書」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

②都市計画用途地域

東大阪市における用途地域の状況は、表4-6に示すとおりである。

都市計画法に基づく用途地域の状況は、用途地域に指定されている面積が4,981haとなっており、そのうち住居系地域が59.8%と最も多く、ついで工業系地域が28.0%及び商業系地域が12.2%となっている。なお、事業計画地は工業地域となっている。

表4-6 東大阪市における用途地域の利用状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		面 積 (ha)			
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	210(4.2)	2,975(59.8)	4,981(100.0)
		第2種低層住居専用地域	-		
		第1種中高層住居専用地域	921(18.5)		
		第2種中高層住居専用地域	60(10.5)		
		第1種住居地域	1,490(29.9)		
		第2種住居地域	204(4.2)		
		準住居地域	90(1.8)		
	商業系	近隣商業地域	328(6.6)	604(12.2)	
		商業地域	276(5.6)		
	工業系	準工業地域	1,025(20.5)	1,403(28.0)	
		工業地域	360(7.2)		
工業専用地域		18(0.3)			
市街化調整区域				1,197	

注1) ()内は、用途地域における面積比(%)を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典: 「令和元年度 統計書」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

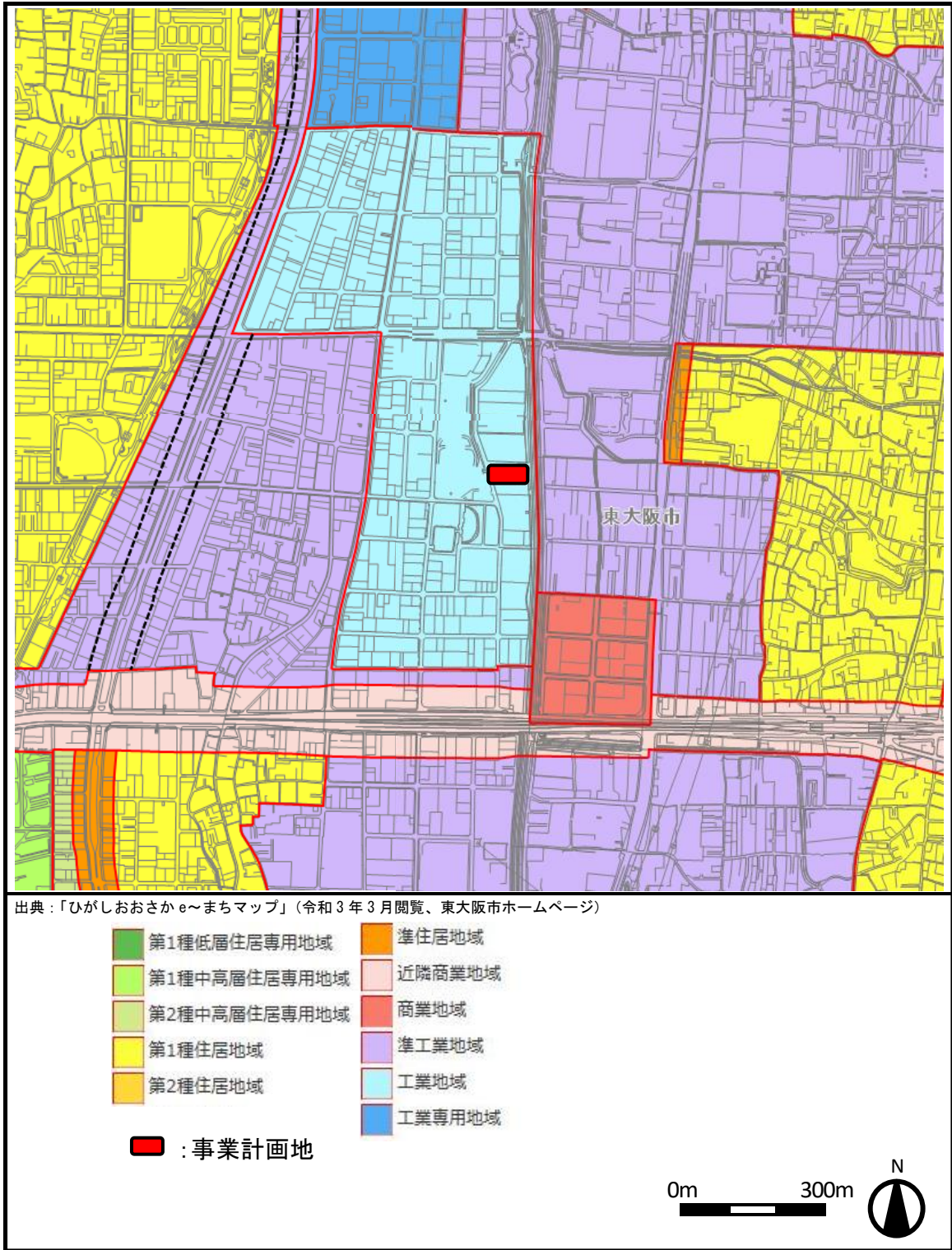


図4-3 事業計画地周辺の都市計画用途地域

(2) 文教、医療、福祉施設

事業計画地周辺における文教施設、医療施設など環境保全上留意すべき施設及びその位置は、表4-7及び図4-4に示すとおりである。

事業計画地周辺には、東大阪支援学校、すずな保育園及びフォーユー東大阪吉田等の施設があるが、いずれも事業計画地から200m以上離れている。

表4-7 事業計画地周辺の文教施設等

種 類	番号	名 称
文教施設	1	盾津東中学校
	2	東大阪支援学校
	3	つどいの広場コロボックル
	4	すずな保育園
	5	エンジェルキッズ東大阪園
	6	あおぞら保育園
医療施設	7	医療法人藤井会 石切生喜病院
有料老人ホーム	8	フォーユー東大阪吉田

注1) 表中の番号は、図4-4に対応している。

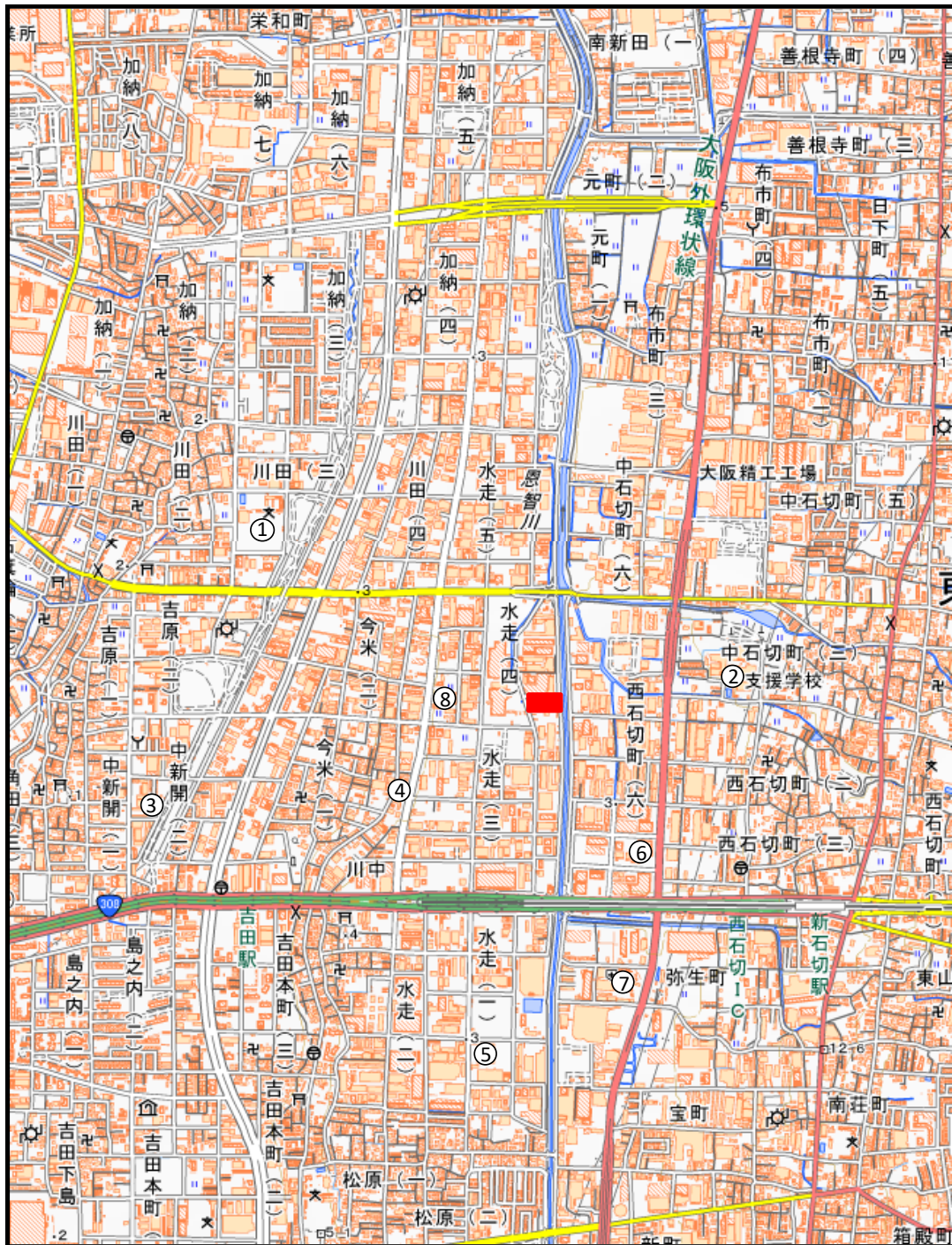
注2) 事業計画地から概ね半径1km範囲内の施設を抽出した。

出典：「東大阪eまちマップ」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

「東大阪市内病院一覧」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

「社会福祉法人等一覧表」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

「有料老人ホーム一覧」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

■ : 事業計画地

○ : 文教施設位置 (図中の①~⑧は、表 4-7 と対応)

0m 500m



図 4-4 事業計画地周辺の文教施設等

4-1-5 水利用

(1) 上水道

東大阪地域における上水の給水状況は表4-8に示すとおりであり、平成30年度の上水道の普及率は99.9%となっている。

表4-8 上水道の給水状況(平成30年度)

地 域	給水人口(人)	普及率(%)	給水戸数(戸)
東大阪市	489,070	99.9	260,375

出典：「令和元年度 統計書」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

(2) 下水道

東大阪地域における下水道の整備状況(普及率)は表4-9に示すとおりであり、平成30年度の東大阪市の下水道の整備状況(普及率)は99.8%となっている。

表4-9 下水道の整備状況(平成30年度)

地 域	処理区域面積(ha)	普及率(%)	排水区域面積(ha)
東大阪市	4,906	99.8	5,088

出典：「令和元年度 統計書」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)

(3) 地下水

「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)によると、東大阪市内には工業用水法に基づく許可井戸が17本あり、「令和2年版ひがしおおさかの環境」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、地下水採取許可の状況として平成22年度から令和元年度まで水稲栽培用(11ヶ所)、農林水産用(18ヶ所)、温泉用(2ヶ所)及び環境用(2ヶ所)の採取用途で、許可を受けた場所がある。

4-1-6 廃棄物

(1)一般廃棄物

東大阪市域における一般廃棄物の発生及び処理状況は、表4-10に示すとおりである。平成30年度における東大阪市域のごみ総排出量は192,713t、また、ごみ処理量は181,933tであり、そのうち直接焼却が166,921t(91.7%)、焼却以外の中間処理が14,858t(8.2%)、直接資源化量が154t(0.1%)となっている。

表4-10 東大阪市域の一般廃棄物の発生及び処理状況(平成30年度実績)

項目		東大阪市	
計画収集人口		(人)	489,462
ごみ総排出量	計画収集量	(t)	177,028
	直接搬入量	(t)	4,908
	集団回収量	(t)	10,777
	合計	(t)	192,713
1人1日当たりの排出量		(g/人・日)	1,079
ごみ処理量	直接焼却量	(t)	166,921
	直接最終処分量	(t)	0
	焼却以外の中間処理量	(t)	14,858
	直接資源化量	(t)	154
	合計	(t)	181,933
中間処理後再利用量		(t)	7,670
リサイクル率		(%)	9.7
最終処分量		(t)	28,719

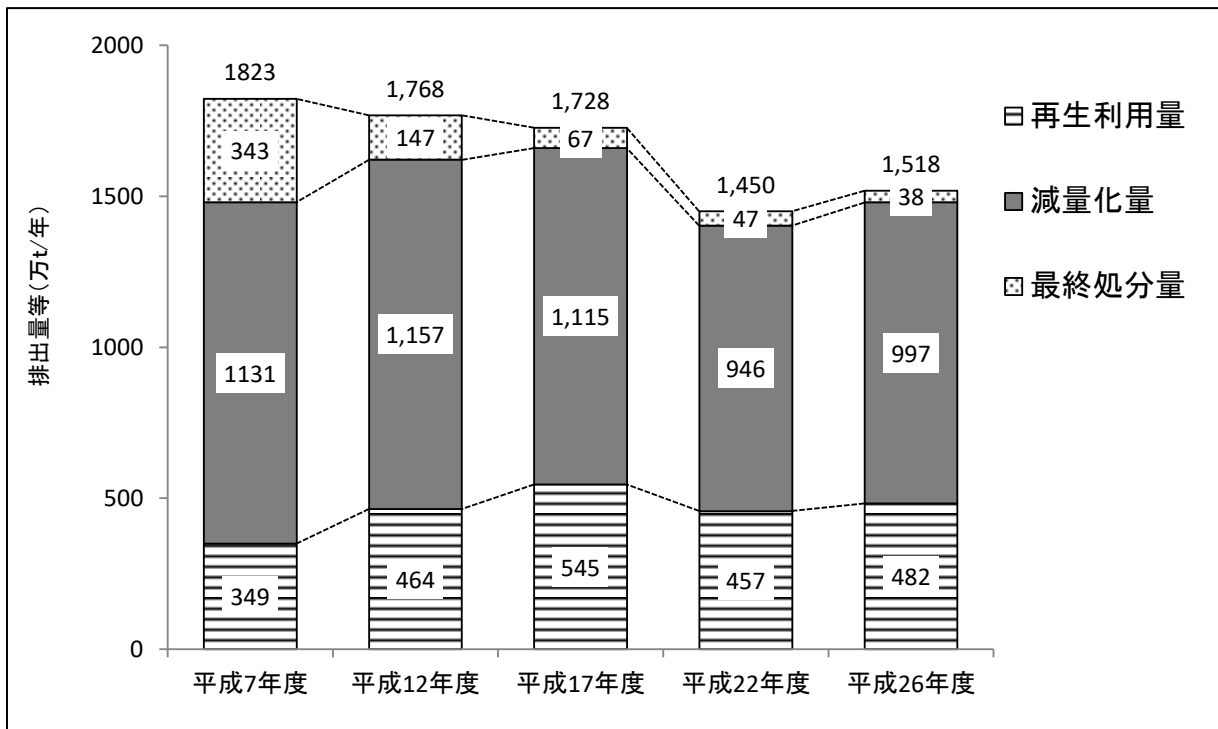
出典：「平成30年度 一般廃棄物処理実態調査結果」(令和3年3月閲覧、環境省ホームページ)

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移は、図4-5に示すとおりである。

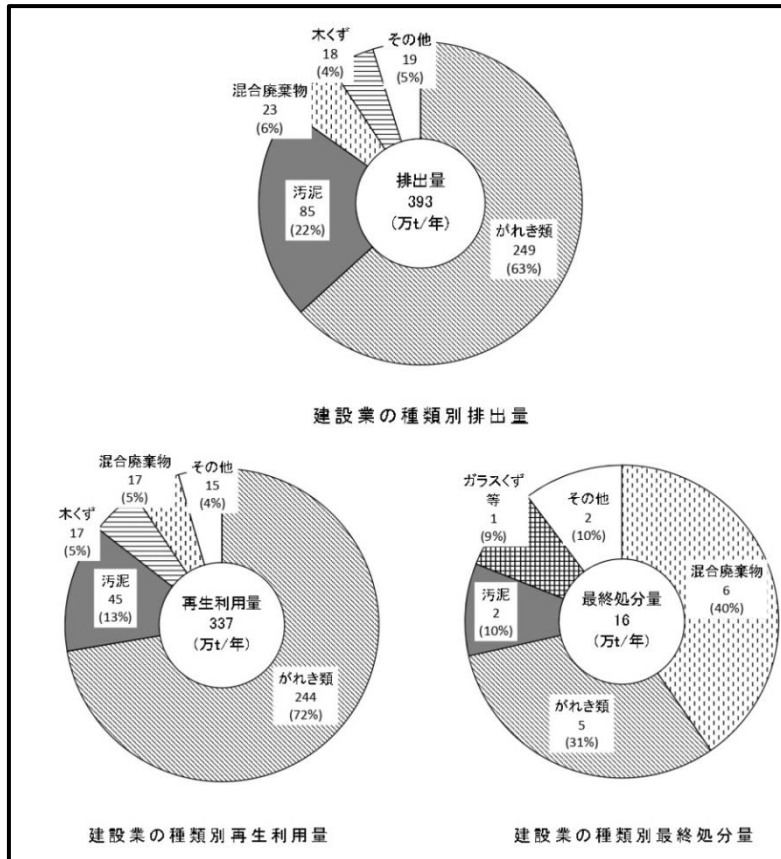
平成26年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は1,518万tとなっている。また、再生利用量は482万tであり、最終処分量は38万tとなっている。

建設業における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量は図4-6に示すとおりである。排出量は393万tで全体の26%を占めている。排出量を種類別にみると、がれき類が249万t(63%)で最も多く、次いで、汚泥が85万t(22%)となっており、この2種類で全体の85%を占めている。再生利用量は、排出量の22%で337万tとなっており、がれき類が244万t(72%)、汚泥が45万t(13%)となっている。最終処分量は、排出量の1%で16万tとなっており、混合廃棄物が6万t(40%)、がれき類が5万t(31%)、汚泥が2万t(10%)となっている。



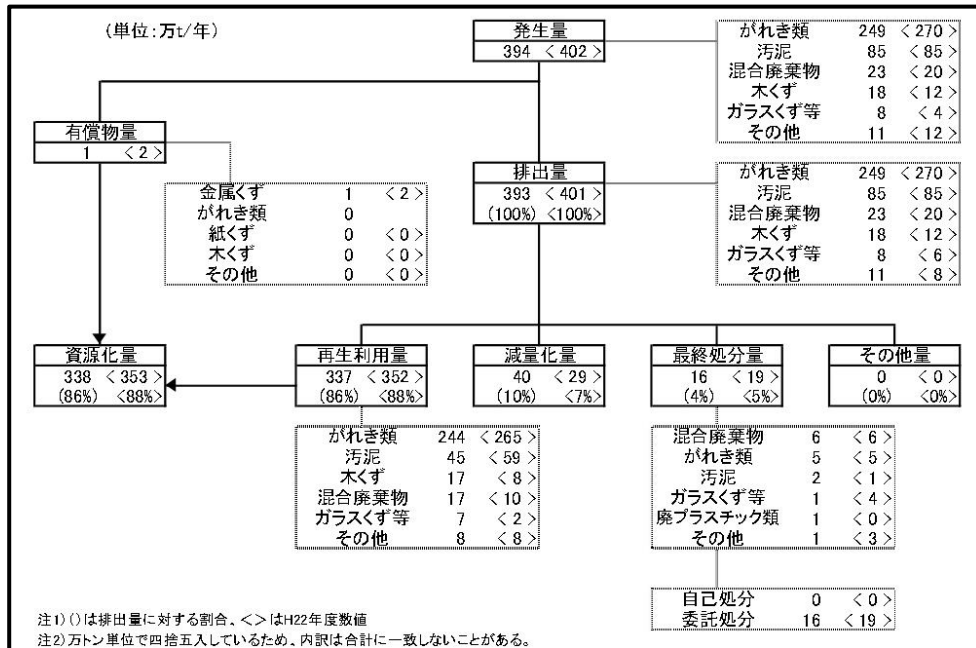
出典：「平成27年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(平成26年度実績)」
(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

図4-5 産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移



出典:「平成 27 年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(平成 26 年度実績)」
(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

図 4-6 建設業における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量



出典:「平成 27 年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(平成 26 年度実績)」
(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

図 4-7 建設業の排出量及び処理量の概要

4-1-7 環境法令が定める基準等

(1) 大気汚染

① 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づいて、表4-1-1に示すとおりである。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の11項目について環境基準が設定されている。また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年、法律第105号)により定められている。

これらの適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない」とされている。

表4-1-1 大気汚染に係る環境基準

項 目	内 容	
環 境 基 準 値	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること
	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること
	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
	ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること
	トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること
	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること
	ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること
	ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
	微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること

注1) 環境基準による大気汚染状況の評価の取り扱い方法は次のとおりとされている。

1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いはしない。

2) 光化学オキシダントは、1時間値について評価を行う。

3) 二酸化窒素は、年間にわたる二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

注2) 対象地域：府下全域(ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。)

注3) ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に係る環境基準の適用を受け、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

(2)水質汚濁

①環境基準

水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」に基づいて、表4-12～表4-13に示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全域及び地下水に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、公共用水域ごとに指定され水域類型区分に従い適用されており、事業計画地周辺の恩智川はC類型及び生物B類型となっている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、1pg-TEQ/L以下と定められている。

表4-12 健康項目の環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム (Cd)	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン (CN)	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛 (Pb)	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
ヒ素 (As)	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀 (T-Hg)	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	—

注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは定量限界未満をいう。

生活環境の保全に関する項目(以下、「生活環境項目」という。)の環境基準は表4-13(1)～(2)に示すとおり、利用状況等を踏まえて類型指定し、利用目的等に応じて定められている。

表4-13(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						
(注).						
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全						
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの						
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用						
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの						
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

表 4-13 (2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

②排出規制

工場から公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」(昭和45年、法律第138号)により排水基準が設けられており、さらに「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年、大阪府条例第8号)により上乗せ基準が設けられている。なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、10pg-TEQ/Lと定められている。

(3) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表4-14及び表4-15に示すとおり定められており、地域の類型、区分及び時間の区分毎に設定されている。

表4-14 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表4-15 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
70dB以下	65dB以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

注1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
- ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

②排出規制

「騒音規制法」(昭和43年、法律第98号)では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。規制基準等は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、表4-16に示すとおり定められている。

表4-16 工場・事業場騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 (6時～8時) 単位：dB	昼間 (8時～18時) 単位：dB	夕 (18時～21時) 単位：dB	夜間 (21時～翌6時) 単位：dB
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60
備考					
1 「dB」とは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。					
2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。					
3 測定場所は工場又は事業所の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。					
4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。					
(1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。					
(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。					
(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。					
(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動毎の指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。					
5 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。					
第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域					
第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域					
第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域					
第四種区域：工業地域及び第53条第2号に掲げる地域					
6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の前日において現に学校教育法に規定する幼稚園又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの)が廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているもの)に限るをいう。					
7 この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。					

また、特定建設作業に伴う騒音規制基準も同条例により、表4-17に示すとおり定められている。

表4-17 特定建設作業に伴う騒音規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
基準値	敷地境界線において85dB	
作業時間	7時～19時 1日当たり10時間を超えないこと	6時～22時 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
特定建設作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業 9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 	
〈区分〉	<p>第1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち、2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺80mの区域内の地域</p> <p>第2号区域：工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域</p>	

自動車騒音の要請限度については騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき、大阪府は各市町村と連携して表 4-18 に示すとおり定められている。

表 4-18 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注 1) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市町村長が定めた区域とする。

(1) a 区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

(2) b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域

(3) c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注 2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

(4) 振動

「振動規制法」(昭和51年、法律第64号)では、機械プレス、圧縮機など政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。

規制基準等は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、表4-19に示すとおり定められている。また、特定建設作業に伴う振動規制基準も同条例により、表4-20に示すとおり定められている。

道路交通振動については、「振動規制法」により、表4-21に示すとおり要請限度が定められている。

表4-19 振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
第一種区域		60dB	55dB
第二種区域(I)		65dB	60dB
第二種区域(II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第一種区域の境界線から15m以内の区域	65dB	60dB
	その他の区域	70dB	65dB
備考			
<p>1 「dB」とは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。</p> <p>2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。</p> <p>3 測定場所は、原則として工場又は事業所の敷地境界線上とする。</p> <p>4 振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。</p> <p>5 第一種区域、第二種区域(I)及び第二種区域(II)とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。</p> <p>第一種区域：第一種低層住居専用、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域(II)に該当する地域以外の地域</p> <p>第二種区域(I)：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域(II)に該当する地域以外の地域</p> <p>第二種区域(II)：工業地域及び第53条第2号に掲げる地域</p> <p>6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館又は特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の前日において現に学校教育法に規定する幼稚園又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの)が廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る)をいう。</p> <p>7 この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。</p>			

表 4-20 特定建設作業に伴う振動規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
基準値	敷地境界線において75dB	
作業時間	7時～19時 1日当たり10時間を超えないこと	6時～22時 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
特定建設作業	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 4. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る)を使用する作業	
〈区分〉 第1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち、第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺80mの区域内の地域 第2号区域：工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域		

表 4-21 道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
第一種区域		65dB	60dB
第二種区域		70dB	65dB
〈区域区分〉 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

注1) 第一種区域及び第二種区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域）

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

(5) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年、法律第91号)では、工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、同法施行規則で定められた基準の範囲内で、地域の実状に応じ、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。東大阪市においては、工場や事業所から排出される悪臭については、市全域において悪臭防止法に基づき表4-22に示す特定22物質による規制基準が設定されている。

表4-22 「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002
硫化水素	大気中における含有率が100万分の0.02
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02
ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソバレールアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1
トルエン	大気中における含有率が100万分の10
スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4
キシレン	大気中における含有率が100万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001

(6) 土壌汚染

① 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第9号)第16条1項の規定に基づき、表4-23に示すとおり別表で定められている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年4月法律第105号)第7条の規定に基づきダイオキシン類に係る環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表4-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名 塩化ビニル 又は、塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

②規制基準等

「土壤汚染対策法」(平成14年、法律第53号)においては、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。法の対象となる物質(特定有害物質)は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の26物質が指定されている。土壤汚染状況調査については、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行うこととしており、①使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、②土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地が調査対象とされている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、土地の所有者、管理者及び占有者は、当該土地の造成や土地の形質変更(3000㎡以上の土地の区域内における土地の形質変更)をしようとする場合には土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。さらに汚染のおそれがあると知事が認めた場合においては、土地の所有者等は土壤の汚染状況について、知事が指定する調査機関に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。また、必要に応じて人の健康に係る被害が生じないように努めなければならない。なお、当該土地が工場又は事業場(当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用される場合はこの限りでない。

事業計画地は、3000㎡未満の土地であり、土壤汚染対策法及び府条例に基づく調査が義務づけられていない。

4-1-8 環境基本計画等

(1) 環境基本計画

①2030 大阪府環境総合計画

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、表4-24に示すとおりである。

本計画は、大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開している。

表4-24 2030 大阪府環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会】 ・大都市・大消費地として、府域のCO ₂ 排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現 ・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築
2030年の実現すべき姿	【いのち輝くSDGs未来都市・大阪 一環境施策を通じて-】 ・今後10年間は、2050年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、具体的な取組みを速やかに展開すべき重要な期間 ・以下の5つの分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進 「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」
施策の基本的な方向性	【中・長期的かつ世界的な視野】 ・経済のグローバル化等による世界の相互依存の高まりや世界人口の増加により、エネルギー、水、食料等の需要が増大した結果、地球環境の悪化は深刻化 ・大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず世界全体の健全な環境と安定した社会・経済が必要不可欠であるとともに、中・長期的な視点で課題解決に取り組むことが必要 【環境・社会・経済の統合的向上】 ・SDGsの考え方も踏まえて、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組みとあわせて、社会の公正性・包摂性・強靱性の向上と、持続的な経済成長の確保 ・以下の4つの観点を踏まえて、環境施策を展開 「外部性の内部化(負担も評価も公正に)」、「環境効率性の向上(より環境を効率よく)」、「環境リスク・移行リスクへの対応(リスクをチャンスに捉えた行動を)」、「自然資本の強化(自然をめぐみ豊かに)」
施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行	○「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野ごとに具体的な目標や施策を示した個別計画を策定し、計画的かつ実効性のある取組みを推進 ○「施策の基本的な方向性」を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通して、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげる。 【脱炭素・省エネルギー】 ・地球温暖化対策実行計画 【資源循環】 ・循環型社会推進計画 ・食品ロス削減推進計画 【全てのいのちの共生】 ・生物多様性地域戦略(策定予定) 【健康で安心な暮らし】 ・生活環境保全目標 ・海岸漂着物等対策推進地域計画 【魅力と活力ある快適な地域づくり】 ・環境教育等行動計画 ・みどりの大阪推進計画 ・ヒートアイランド対策推進計画
進行管理	○毎年度、施策の進捗状況をPDCAサイクルにより確認し、継続的に改善 ○2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施

出典：「2030 大阪府環境総合計画」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成)

②第9次大阪地域公害防止計画

「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4-25に示すとおりである。

本計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等において、知事が作成し、公害防止対策事業計画に係る部分については環境大臣の同意を得て策定する地域計画である。

大阪地域においては、内閣総理大臣の指示に基づき、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、5年に1期として平成19年度までに計8次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

表4-25 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画の主要課題	<p>【大阪湾の水質汚濁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 ・また、大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 <p>【河川の水質汚濁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。
計画の目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。

出典：「第9次大阪地域公害防止計画」（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成）

③大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」の概要は、表4-26に示すとおりである。

大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NOx・PM法）」に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕（大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第3次〕）」を平成25年6月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。

表4-26 大阪府自動車排出窒素酸化物及び
自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕の概要

項目	概要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町及び同郡田尻町の37市町（平成17年2月1日現在の区域）の区域
目標	平成27年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する。 また、平成27年度目標の達成状況の検証を行い、平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成するよう総合的な自動車環境対策を検討し引き続き推進する。
目標達成に向けた主な自動車環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の適切な点検・整備の促進等による自動車単体規制の推進 ・車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進 ・官民協働によるエコカーの導入促進 ・エコドライブの取組みの推進 ・事業者に対する輸送効率の向上等の取組促進による交通需要の調整・低減 ・バイパスの整備、交差点改良、新交通管理システムの推進等の交通流対策 ・環境に配慮した自動車利用についての普及啓発・環境教育

出典：「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」

（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成）

④大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要は、表4-27に示すとおりである。

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定している。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

表4-27 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ】 大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会
計画の目標	2030年の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減
2030年に向けて取り組む項目	<p>【取組項目1】あらゆる主体の意識改革・行動喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民・事業者や市町村と気候危機であるとの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設 ・再生可能エネルギー電気の調達など府による率先行動 ・生産・流通段階でのCO₂削減にも考慮した大阪産など地産地消の促進 ・環境面だけでなく健康や快適性、レジリエンスの向上などのベネフィットにも訴求したZEHの普及促進、等 <p>【取組項目2】事業者における脱炭素化に向けた取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止条例に基づく大規模事業者に対する届出制度の強化によるCO₂削減の推進 ・金融機関等と連携したESG投資の活性化などを通じた事業者の脱炭素経営の促進 ・ZEBの普及拡大など建築物における環境配慮の推進、等 <p>【取組項目3】CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入支援事業などによる太陽光発電設備等のさらなる設置促進 ・府域外からの調達による再エネ電力の利用拡大 ・CO₂排出の少ない電気の選択の促進 ・蓄電池、水素・燃料電池の研究開発支援及び導入促進、等 <p>【取組項目4】輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEVを中心とした電動車の導入促進 ・市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を促進 ・再配達削減の促進など貨物輸送効率の向上、等 <p>【取組項目5】資源循環の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど3R等の推進 ・優良取組事例の周知や商慣習の見直しなど食品関連事業者の取組誘導による食品ロスの削減 ・フロンの適正な回収・処理の推進及び自然冷媒への代替促進、等 <p>【取組項目6】森林吸収・緑化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税等を活用した市町村による森林整備及び木材利用の促進のための技術的支援 ・都市公園の整備等によるみどりのネットワーク化、等 <p>【取組項目7】気候変動適応の推進、等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪の地域特性を踏まえた暑さ対策の推進 ・様々な分野における適応取組みのさらなる推進、等
対策の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策部会において、毎年、地球温暖化対策の取組状況等について、点検・評価し、その結果をホームページ等により公表 ・都市・住宅・防災・産業振興などの他部局や、関係機関等と連携・協働して、気候変動に対する緩和策と適応策の取組みを両輪で推進 ・2025年の万博開催による社会情勢の変化のほか、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施

出典：「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成）

⑤東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和2年3月)の概要を表4-28に示すとおりである。

これまでの地球温暖化対策の中心であった「緩和策」に加えて、本計画では新たに「適応策」を位置づけている。また「緩和策」については、前計画の4つの基本方針をベースとしてSDGs（エス・ディー・ジーズ、持続可能な開発目標）の考え方を取り入れた新たな基本方針の下、これまでの取り組みを継続しつつ、一部新たな施策や事業を位置づけている。

表4-28 東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画期間	令和2年度から令和6年度まで
計画の位置づけ	本計画は、東大阪市域の地球温暖化対策を市民・事業者・行政等の協働で推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて策定する計画である。
計画の目標	【短期目標】2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比26%以上削減 【中長期目標】2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ（あるべき将来像）
地球温暖化対策の取り組み（緩和策）の施策	【基本方針1】モノづくりのまちとして環境負荷の低減を意識した取り組みの展開 環境産業の育成/事業者の省エネ・省CO ₂ 化の推進/省エネ・省CO ₂ などの推進しやすい環境づくり/市の率先行動 【基本方針2】「得する・損しない」から始める環境にやさしいライフスタイルの実現 市民の省エネ・省CO ₂ 化の推進/環境教育・学習の推進 【基本方針3】みどり豊かで快適に住み続けられる都市環境の創造 車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりの推進/ヒートアイランド対策・緑化の推進 【基本方針4】環境に負荷を与えない循環型社会の構築 ごみの発生抑制/廃棄物の有効利用・エネルギー活用
気候変動への適応策	【農業、森林・林業、水産業】 高温障害を回避するための栽培技術の検討 【水環境・水資源】 温暖化が大阪湾や河川の水質に及ぼす影響の解析 【自然生態系】 野生生物の生息状況のモニタリング 【自然災害】 災害リスクを踏まえた堤防や洪水調整施設、下水道施設、土砂災害防止施設の整備/ 地区版ハザードマップ等の作成による警戒避難体制の強化 【健康】 気象情報の提供や注意喚起、予防、対処法の普及啓発発生状況についての情報提供等の適切な実施/感染症を媒介する蚊の実態調査やウイルス保有調査の実施 【産業・経済活動】 事業活動における気候変動による影響リスクの検討・評価 【市民生活・都市生活】 洪水時の地下駅等の出入口の浸水対策/連続した緑陰形成の推進/夏の昼間の暑さを改善するためのクールスポットの創出

出典：「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページより作成)

⑥大阪府ごみ処理広域化計画

「大阪府ごみ処理広域化計画」の概要は、表4-29に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）に示された基本的な事項及び同法第5条の3第1項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30年6月19日閣議決定）に示された廃棄物処理施設整備事業に関する計画に沿って策定されている。

また、「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月）に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものとなっており、さらに、市町村域を越える広域的な災害廃棄物処理体制が確保されるよう、「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）と整合を図っている。

表4-29 大阪府ごみ処理広域化計画の概要

項目	概要
計画期間	令和元年度から令和10年度までの10年間
広域化・集約化の状況	ごみ処理事業に係る事務を行う一部事務組合は13団体（旧計画より4団体増） 府内のごみ焼却施設数は、旧計画策定時の53施設から39施設と約3割減少
広域化・集約化の方向性と推進方策	<p>【広域化・集約化の方向性】 新設・更新に際しては、最低100t/日以上、可能なら300t/日以上 20年後に少なくとも平成30年度比で1割削減することを目途に集約化を図る</p> <p>【広域化・集約化にあたっての検討事項】 ごみ処理事業のコスト縮減/効率的な熱回収の推進/リサイクルの推進/ごみの収集運搬の効率/ごみの収集運搬や焼却等の処理による環境への負荷/ごみ処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減/廃止されるごみ処理施設の跡地の活用</p> <p>【広域ブロックの基本的な考え方】 大阪府全域を1ブロックとして、市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進する</p> <p>【広域化・集約化の方法】 一部事務組合や広域連合、事務の委託、連携協約等の制度/組合設立、ごみ種類別処理分担、大都市での受入、相互支援、他のインフラとの連携、民間活用</p> <p>【広域化・集約化の推進のための取組み】 市町村 処理施設の整備に係る課題への積極的な検討、対応/近隣市町村等との処理施設の整備計画の調整・協議/一般廃棄物処理基本計画の策定、改定 大阪府 市町村等への情報提供、助言、調整等/国等への要望、調整等/本計画の進行管理</p>

出典：「大阪府ごみ処理広域化計画」（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成）

⑦大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」の概要は、表4-30に示すとおりである。

大阪府では、循環型社会の実現に向け、府民・事業者・行政のあらゆる主体が連携・協働し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び適正処理の取組を推進するため、大阪府循環型社会推進計画を5年ごとに策定している。本計画は、プラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定している。

表4-30 大阪府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2025年度までの5年間
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画 ・「2030大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画 ・「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針、各主体の行動指針
計画の目標	排出量：一般廃棄物 276 万 t、産業廃棄物 1,368 万 t、容器包装プラスチックごみ 21 万 t 再生利用率：一般廃棄物 17.7%、産業廃棄物 33.2%、容器包装プラスチックごみ 50% 最終処分量：一般廃棄物 31 万 t、産業廃棄物 33 万 t 1人1日当たりの生活系ごみ排出量：400 g/人・日 プラスチック焼却量：36 万 t プラスチック有効利用率：94%
主な施策	<p>【1. リデュース・リユースの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを出さないライフスタイルの促進 ・ごみ処理有料化の促進 ・食品ロス削減推進計画に基づく取組 ・事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減 ・事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進 <p>【2. リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化できる紙の分別・リサイクルの促進 ・建設廃棄物の再資源化の促進 <p>【3. プラスチックごみ対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ容器使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減 ・プラスチック製容器包装の分別・リサイクルの一層の推進 ・製品プラスチックの分別・リサイクルの実施 ・より質の高いリサイクルの促進 <p>【4. 適正処理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理の広域化、最終処分場の確保 ・産業廃棄物適正処理の徹底 ・災害発生時における廃棄物処理の備え
計画の進行管理	各主体の取組を推進するため、目標項目及び進行管理指標の進捗状況を毎年度（産業廃棄物は目標年度）ホームページ等で公表
	<p>【進行管理指標】</p> 一般廃棄物：1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物を含めた再生利用率 産業廃棄物：排出量から減量化量を除いた再生利用率・最終処分率 プラスチックごみ：プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量、生活系焼却ごみのプラスチック混入率

出典：「大阪府循環型社会推進計画」（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成）

⑧東大阪市第2次環境基本計画

「東大阪市第2次環境基本計画」の概要は、表4-31に示すとおりである。

「東大阪市第2次環境基本計画」は、「東大阪市環境基本条例」第8条に規定する計画であり、「東大阪市第2次総合計画」に示す将来都市像の実現に向けた、本市の環境行政の基本事項としての性格を有している。

表4-31 東大阪市第2次環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
東大阪市がめざす環境の都市イメージ	みんなで引き継ぐ 豊かな環境都市創造・東大阪 ～住み、育み、憩い、節し、守る～
基本目標	健康で安心して暮らせるまちづくり：(生活環境の保全) 魅力のある安全で快適なまちづくり：(快適な都市環境の創造) 身近に自然とふれあえるまちづくり：(自然との共生) 環境負荷の少ないまちづくり：(循環型社会の構築) 地球環境に配慮したまちづくり：(地球環境保全への貢献)
目標を達成するため に取り組む施策	<p>【生活環境の保全】 大気、水、静けさ、土・地盤、有害化学物質などに対する安全性を確保する/環境状況を把握・提供する/その他の環境対策を進める</p> <p>【快適な都市環境の創造】 個性と魅力あふれる景観を形成する/誰もが安全で快適に暮らせる環境をつくる/歴史・文化を感じられるまちをつくる</p> <p>【自然との共生】 身近に水・緑とふれあえる環境をつくる/自然の状況を把握する/今ある自然を守り・育てる/自然を再生する/放流・採集など生態系への影響を減らす</p> <p>【循環型社会の構築】 循環型社会を形成する</p> <p>【地球環境保全への貢献】 地球環境保全に貢献する</p>

出典：「東大阪市第2次環境基本計画」（令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページより作成）

⑨みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」の概要は、表4-3 2に示すとおりである。

大阪府では平成21年12月、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定した。

本計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成11年策定）を統合し、本府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表4-3 2 みどりの大阪推進計画の概要

項目	概要
計画期間	21世紀の第1四半期（2025年（令和7年））
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市・大阪
目標・指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約4割以上確保 ・緑化の目標（市街化区域）：緑被率20%（現況の1.5倍） 指標（3年毎検証） 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす〈約5割⇒約8割〉 最近みどりに触れた府民の割合を増やす〈約4割⇒約8割〉
基本戦略	【みどり豊かな自然環境の保全・再生】 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 【みどりの風を感じるネットワークの形成】 <ul style="list-style-type: none"> ・主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを確保 【街の中に多様なみどりを創出】 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める 【みどりの行動の促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す

出典：「みどりの大阪推進計画」（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成）

⑩東大阪市みどりの基本計画

「東大阪市みどりの基本計画」の概要は、表4-33に示すとおりである。

「東大阪市みどりの基本計画」は都市緑地保全法（昭和48年9月1日法律72号）第2条の2に規定されている「市町村（特別区を含む、以下同じ）」の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の事であり、都市のみどりとオープンスペースに関する総合的な計画として、法律に根拠をおく計画である。

表4-33 東大阪市みどりの基本計画の概要

項目	概要
計画期間	平成11年度から平成32年度
基本計画	法律に根拠をおく計画 市町村のみどりとオープンスペースに関する総合的な計画 住民に元も身近な地方公共団体である市町村が策定する計画 計画内容の公表の義務
基本目標	みどりが育む豊かな生活実感都市-東大阪
みどりの確保目標	<p>【市全域のみどりの確保目標】 平成11年度1,600ha（市域の26%）→平成32年度1,750ha（市域の28%）</p> <p>【緑地の確保目標】 ①施設緑地 平成11年度400ha→平成32年度500ha ②地域制緑地 平成11年度1,200ha→平成32年度1,250ha ①と②の重複 平成11年度300ha→平成32年度300ha</p> <p>【市街化区域内の緑被率】 平成11年度6.7%→平成32年度7.4%</p>
具体化するための取り組み	<p>【みどりの骨格の形成】 生駒山の保全・育成・管理/大規模な公園緑地の整備/ネットワーク軸となる河川・みどりの保全・設備</p> <p>【身近なみどりの保全・創出】 身近な公園緑地整備の推進及び樹林地育成/既存のみどりの保全育成/目にするみどりを増やす/地域緑化の推進</p> <p>【みどりの多面的機能を生かした取り組みの推進】 みどりづくりを通じて環境質を向上する/緑づくりを通じてコミュニティを再構築する/みどりづくりを通じて地域の魅力アップ/活動団体の自立を支援する</p> <p>【多様な主体の協働によるみどりのまちづくりの推進】 みどりを学び、広める機会の提供/市民の取り組みを応援する/参加の仕組みを整える/多様な意見の調整の場・企画発案の場づくり</p>

出典：「東大阪市みどりの基本計画」（令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページより作成）

⑪大阪府景観計画

「大阪府景観計画」の概要は、表4-34に示すとおりである。

大阪府は、平成17年6月の景観法の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

表4-34 大阪府景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	道路軸:国道171号沿道区域/大阪外環状線(国道170号)沿道区域/大阪中央環状線等沿道区域/第二京阪道路沿道区域/国道26号(第二阪和国道)沿道区域 河川軸:淀川等沿岸区域/大和川沿岸区域/石川沿岸区域 山並み・緑地軸:北摂山系区域/生駒山系区域/金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸:大阪湾岸区域 歴史軸:歴史的街道区域(一般区域)/歴史的街道区域(重点区域) (景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。)
景観づくりの基本方針	<p>【道路軸】周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。/市街地にあつては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。/郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。</p> <p>【河川軸】水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。/川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。</p> <p>【山並み・緑地軸】市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。/山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。/歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>【湾岸軸】湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。/湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。/湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>【歴史軸】歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。/伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。</p>

出典:「大阪府景観計画」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページより作成)

⑫東大阪市景観計画

「東大阪市景観計画」の概要は、表4-35に示すとおりである。

東大阪市景観計画は、東大阪らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを、計画的にまた総合的に進めていくことを目的に策定したものである。

今回の景観計画では、東大阪市景観形成基本計画に即して景観形成の方針を定めている。おもに不良な景観が形成されることを抑えるという観点から、市域全域を景観計画区域（景観形成に取り組む区域）に指定し、良好な景観の形成に関する方針、建築物などの建築を行うにあたっての届出と行為の制限（デザインや色彩などについて定めた景観形成基準に基づいた規制誘導）、良好な景観を形成する上で重要な建造物や樹木の指定方針などについて定めている。

表4-35 東大阪市景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市域全域 面積：61.78k㎡
良好な景観の形成に関する方針	<p>【景観づくりの基本方針】東大阪の「まち」と「ひと」～その双方から、東大阪らしさをつくり、東大阪らしさをはぐくみます～</p> <p>【基本方針Ⅰ】東大阪らしさをつくる～東大阪らしさが感じられる「まち」をつくる～ ①生駒山と大和川がかたちづくった自然や地形を生活にいかそう ②住宅地に快適さとうるおいをもたらし、商業地に魅力とにぎわいをとりもどそう ③「モノづくりのまち」の活力を演出し、住宅地との調和をつくろう ④東大阪の顔として、産業・生活文化交流新都心を創生しよう</p> <p>【基本方針Ⅱ】東大阪らしさをはぐくむ～東大阪らしさをはぐくむ「ひと」になる～ ①東大阪のまちを大切に思うココロを育てよう ②東大阪のまちを大切に思うココロをカタチにしよう</p>
地域の区分と景観づくりの方針	<p>【商業系市街地】 ○地域の特性を活かしたまとまりある街並みをつくる ○商業地の魅力とにぎわいを演出する ○うるおいがあり調和のとれた沿道景観をつくる</p> <p>【工業系市街地】 ○地域の特性を活かしたまとまりある街並みをつくる ○「モノづくりのまち」の魅力をつくる ○単調な街並みに変化とうるおいをつくる ○住宅地と調和のとれた工業地をつくる ○周辺の街並みとの調和をつくる</p> <p>【住居系市街地】 ○うるおいとゆとりの感じられる街並みを保全・創出する ○旧集落の落ち着いた街並みをまもる ○周辺の街並みとの調和をつくる</p> <p>【市街化調整区域】 ○のどかな田園風景をまもる ○生駒山の自然環境を保全する</p>

出典：「東大阪市景観計画」（令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページより作成）

4-2 生活環境

4-2-1 大気環境

事業計画地周辺の大気測定局における大気質の測定結果を収集・整理することにより、大気汚染の現況、経年変化及び環境基準の達成状況について調査した。

調査対象とする測定局は、事業計画地周辺の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)2局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1局とした。なお、一般局の旭町庁舎局は平成29年10月に六万寺局へ移設している。

各測定局の測定項目等の概要及び位置は、表4-36及び図4-8に示すとおりである。

表4-36 調査対象測定局の概要

図中番号	測定局名		所在地	用途地域	測定項目						
					二酸化硫黄	一酸化窒素・二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類
1	一般局	東大阪市 西保健センター	東大阪市高井田元町 2-8-27	商	●	●	-	●	●	●	-
2		東大阪市六万寺	東大阪市南四条町3-33	商	●	●	-	●	●	●	●
3	自排局	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市 西岩田3-3-2	商	●	●	●	●	●	●	●

注1)表中の番号は、図4-8に対応している。

注2)「●」は測定を実施している項目、「-」は測定を実施していない項目を示す。

注3)商：近隣商業地域及び商業地域

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)



図 4-8 調査対象測定局

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄の年平均濃度の経年変化は表4-37及び図4-9に示すとおりであり、概ね横ばいの傾向にある。

二酸化硫黄の令和元年度の測定結果は表4-38に示すとおりであり、各局とも環境基準(長期的評価)に適合している。

表4-37 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市西保健センター		0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	東大阪市六万寺		0.005	0.005	0.005	0.001	0.001
自排局	東大阪市環境衛生検査センター		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：「大阪府環境白書(平成28年版～2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

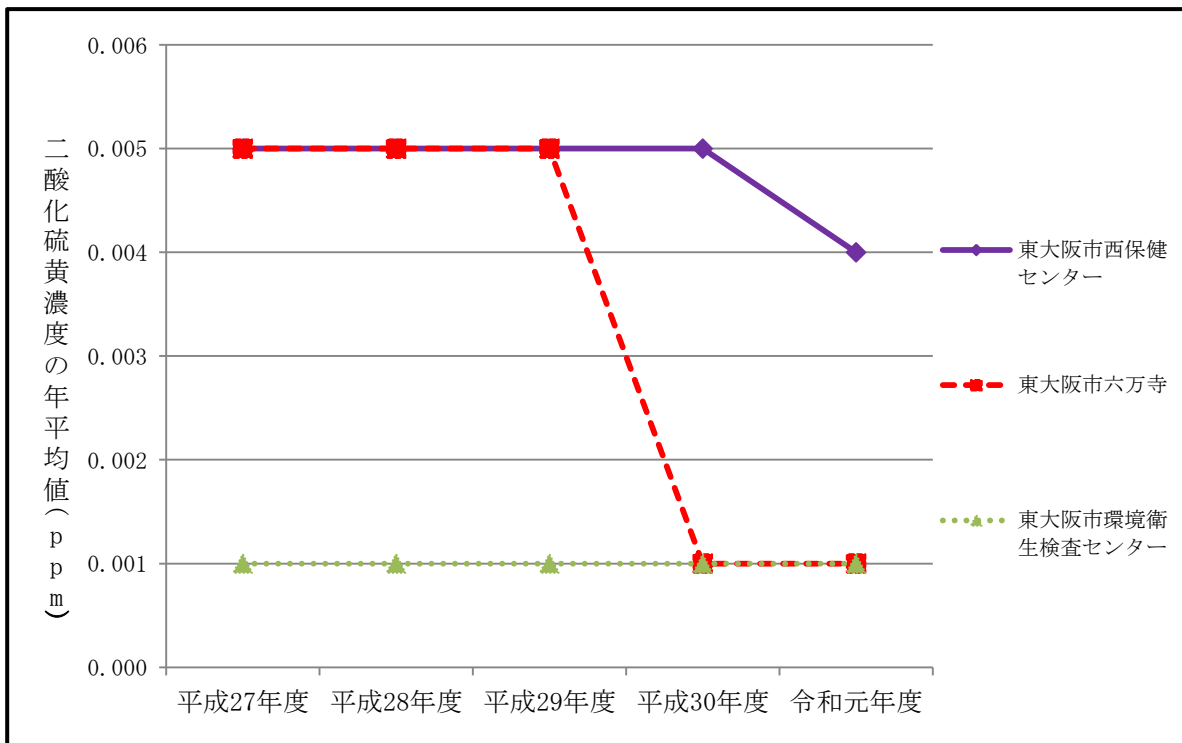


図4-9 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

表 4-38 二酸化硫黄の年間測定結果(令和元年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
東大阪市西保健センター	366	8724	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.009	○	0
東大阪市六万寺	362	8596	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0
東大阪市環境衛生検査センター	363	8648	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0

注1)「長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。

注2)「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数が0であること。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(2) 二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素の年平均値の経年変化は表4-39及び図4-10に示すとおりであり、各局とも若干減少傾向にある。

二酸化窒素の令和元年度の測定結果は表4-40に示すとおりであり、各局とも環境基準(長期的評価)に適合している。

表4-39 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市 西保健センター		0.016	0.015	0.015	0.013	0.013
	東大阪市六万寺		0.012	0.010	0.012	0.012	0.011
自排局	東大阪市環境衛 生検査センター		0.023	0.021	0.022	0.021	0.019

出典：「大阪府環境白書(平成28年版～2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

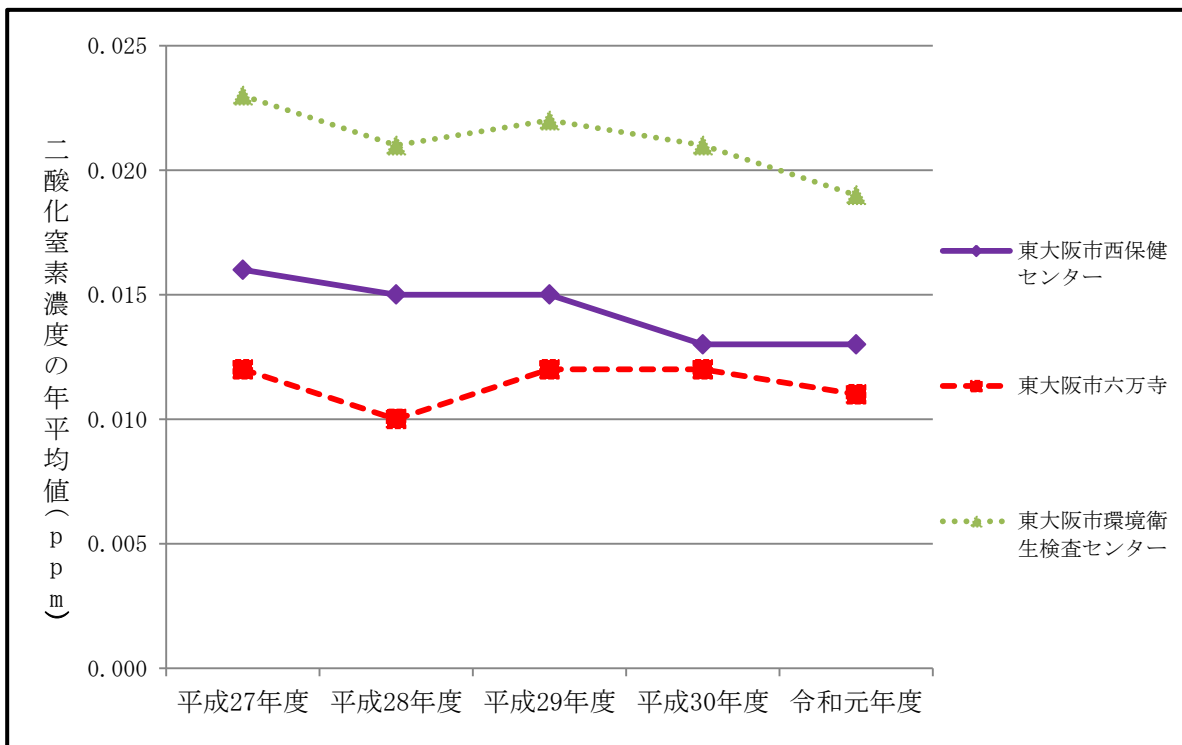


図4-10 二酸化窒素の年平均値の経年変化

表 4-40 二酸化窒素の年間測定結果(令和元年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(適○否×)
東大阪市西保健センター	267	6332	0.013	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	○
東大阪市六万寺	361	8568	0.011	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.028	0	○
東大阪市環境衛生検査センター	364	8642	0.019	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.6	0.038	0	○

注1) 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%に相当する値で、かつ、0.06ppmを超えた日数である。

注2) 「環境基準の適否」の適合は、98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数が0であること。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(3)一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素の年平均値の経年変化は表4-4 1及び図4-1 1に示すとおりであり、各局とも若干減少傾向にある。

窒素酸化物の令和元年度の測定結果は表4-4 2及び図4-1 2に示すとおりであり、一酸化窒素同様、各局とも若干減少傾向にある。

また、一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)の令和元年度の測定結果は、表4-4 3に示すとおりである。

表4-4 1 一酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市 西保健センター		0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	東大阪市六万寺		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
自排局	東大阪市環境衛 生検査センター		0.011	0.009	0.010	0.010	0.008

出典：「大阪府環境白書(平成28年版～2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

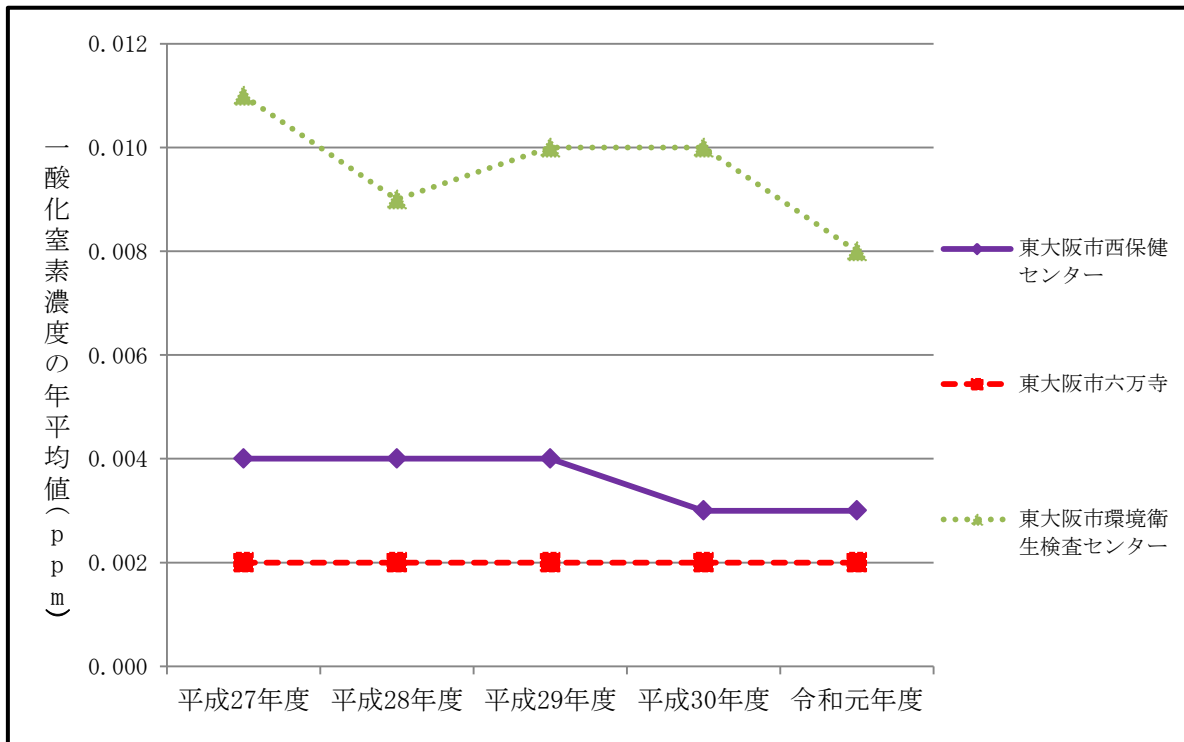


図4-1 1 一酸化窒素の年平均値の経年変化

表 4-4 2 窒素酸化物の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市 西保健センター		0.020	0.019	0.019	0.016	0.017
	東大阪市六万寺		0.014	0.012	0.014	0.014	0.013
自排局	東大阪市環境衛 生検査センター		0.035	0.031	0.032	0.031	0.027

出典：「大阪府環境白書(平成 28 年版～2020 年版)」(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

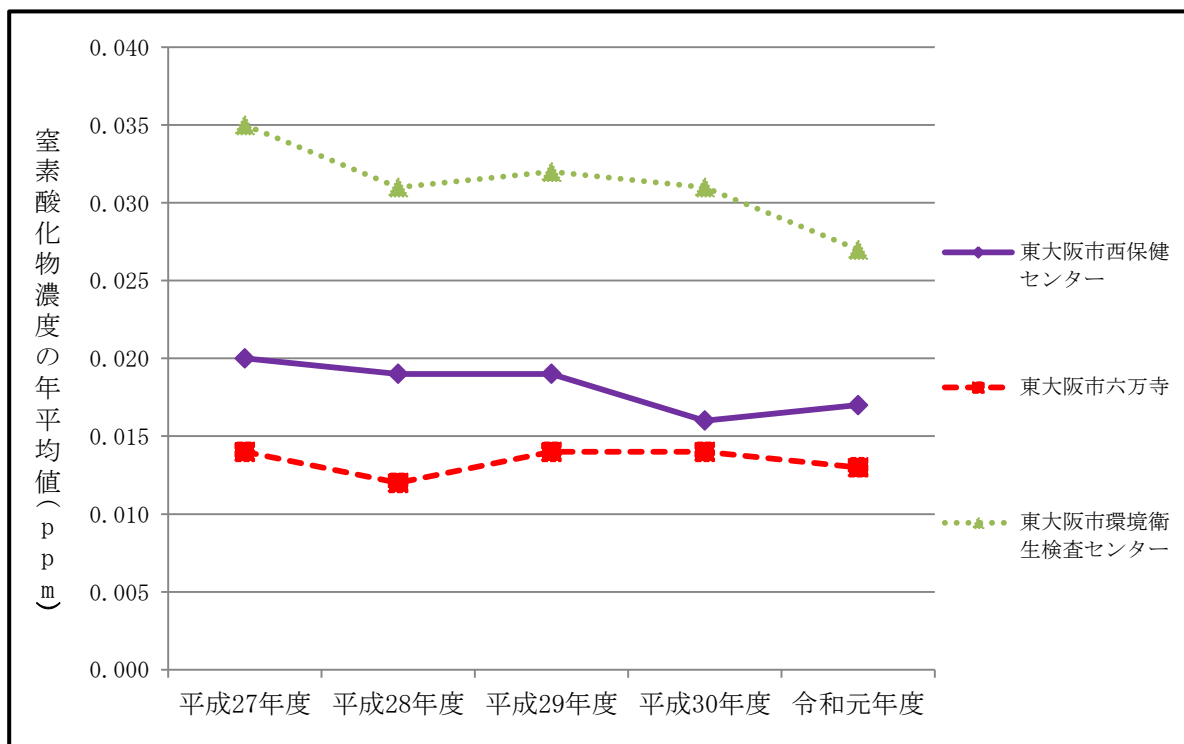


図 4-1 2 窒素酸化物の年平均値の経年変化

表 4-4 3 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果(令和元年度)

項目 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
			年平 均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 98% 値	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 98% 値	年平均値の NO ₂ /(NO+NO ₂)
	(日)	(時 間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
東大阪市 西保健 センター	267	6332	0.003	0.149	0.017	0.017	0.197	0.046	79.8
東大阪市 六万寺	361	8568	0.002	0.108	0.015	0.013	0.149	0.040	82.7
東大阪市 環境衛生 検査 センター	364	8642	0.008	0.182	0.037	0.027	0.231	0.073	69.6

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(4)一酸化炭素(CO)

一酸化炭素の年平均値の経年変化は表4-4-4及び図4-1-3に示すとおりであり、概ね横ばいの傾向にある。

一酸化炭素の令和元年度の測定結果は表4-4-5に示すとおりであり、環境基準(長期的評価)に適合している。

表4-4-4 一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度				
		平成27 2015	平成28 2016	平成29 2017	平成30 2018	令和元 2019
自排局	東大阪市環境衛生検査センター	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

出典：「大阪府環境白書(平成28年版～2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

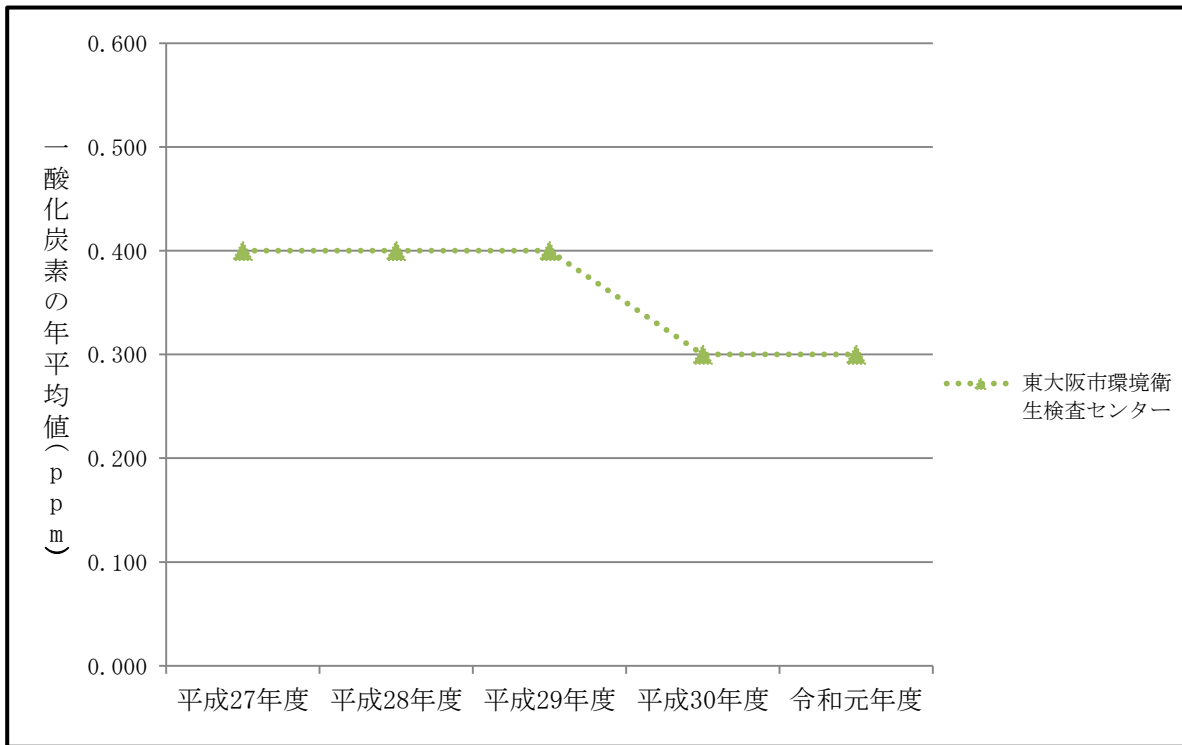


図4-1-3 一酸化炭素の年平均値の経年変化

表 4-45 一酸化炭素の年間測定結果(令和元年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	(日)	(時間)		(ppm)	(回)	(%)	(日)				
東大阪市環境衛生検査センター	365	8675	0.3	0	0.0	0	0.0	1.4	0.6	○	0

注 1) 「長期的評価による日平均値 10ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% 範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 10ppm を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値 10ppm を超えた日数が 0 であること。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(5) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 4-4 6 及び図 4-1 4 に示すとおりであり、全地点横ばいの傾向にある。

浮遊粒子状物質の令和元年度の測定結果は、表 4-4 7 に示すとおりであり、各局とも環境基準(長期的評価)に適合している。

表 4-4 6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位: mg/m³)

測定局		年度				
		平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市 西保健センター	0.020	0.019	0.019	0.019	0.018
	東大阪市六万寺	0.020	0.020	0.020	0.020	0.018
自排局	東大阪市環境衛 生検査センター	0.016	0.015	0.016	0.015	0.013

出典:「大阪府環境白書(平成 28 年版~2020 年版)」(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

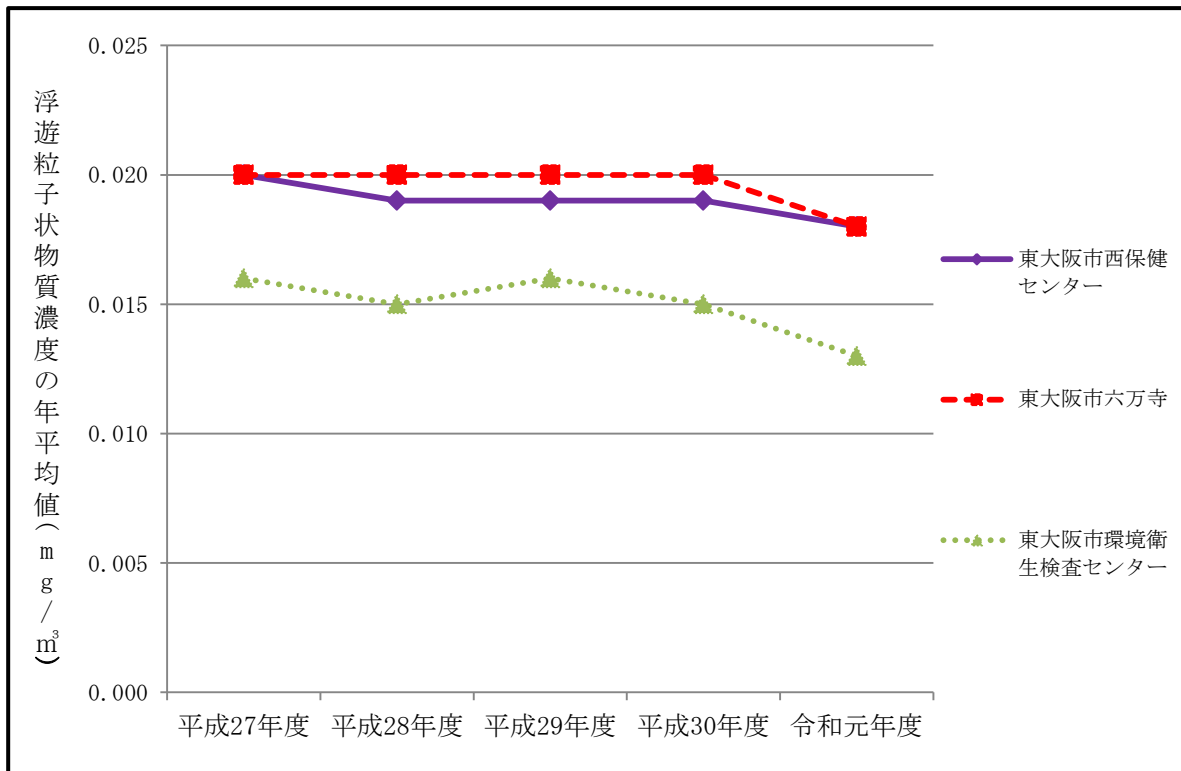


図 4-1 4 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-47 浮遊粒子状物質の年間測定結果(令和元年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(適○否×)	(日)	(適○否×)
東大阪市西保健センター	363	8627	0.018	0	0.0	0	0.0	0.094	0.044	○	0	○
東大阪市六万寺	359	8619	0.018	3	0.0	0	0.0	0.262	0.047	○	0	○
東大阪市環境衛生検査センター	306	7342	0.013	0	0.0	0	0.0	0.074	0.029	○	0	○

注 1) 「長期的評価による日平均値 0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値 0.10mg/m³を超えた日数が 0 であること。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表4-48及び図4-15に示すとおりであり、若干減少の傾向にある。

微小粒子状物質の令和元年度の測定結果は、表4-49に示すとおりであり、各局とも環境基準(長期的評価)に適合している。

表4-48 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局		年度	平成27 2015	平成28 2016	平成29 2017	平成30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市 西保健センター		13.5	12.3	13.0	12.6	11.2
	東大阪市六万寺		13.7	12.8	13.5	12.8	11.1
自排局	東大阪市環境衛 生検査センター		14.1	13.0	12.6	12.1	10.6

出典:「大阪府環境白書(平成28年版~2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

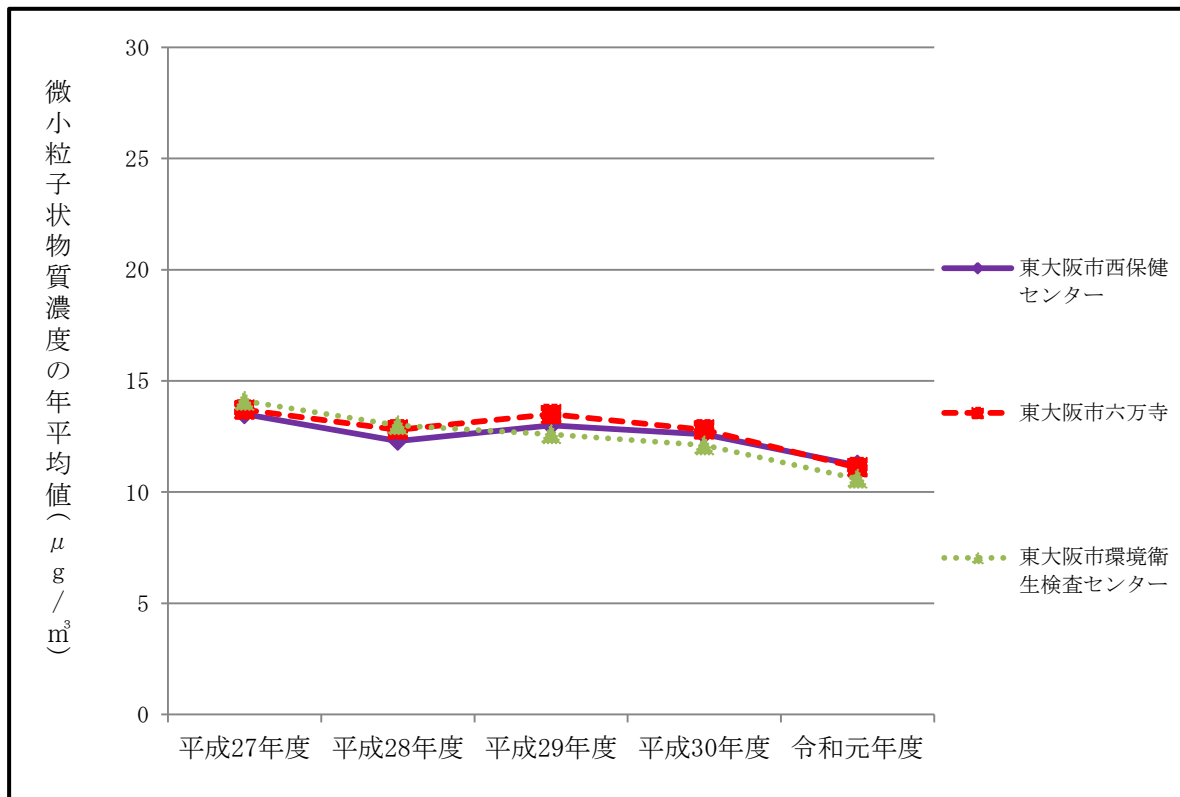


図4-15 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

表4-49 微小粒子状物質の年間測定結果(令和元年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数	環境基準達成状況	
	(日)	(時間)	(μ g/m ³)	(μ g/m ³)	(日)	(%)	(日)	(長期基準)	(短期基準)
東大阪市西保健センター	360	8642	11.2	27.7	2	0.6	0	○	○
東大阪市六万寺	336	8137	11.1	26.3	1	0.3	0	○	○
東大阪市環境衛生検査センター	359	8596	10.6	24.8	1	0.3	0	○	○

注1) 「98%値評価による日平均値が35 μ g/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち35 μ g/m³を超えた日数である。

注2) 「環境基準達成状況」の適合は、長期基準として、年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ短期基準として日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下であること。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(7)光化学オキシダント

光化学オキシダントの年平均値の経年変化は、表4-50及び図4-16に示すとおりであり、各局とも概ね横ばいの傾向にある。

光化学オキシダントの令和元年度の測定結果は、表4-51に示すとおりであり、各局とも環境基準に適合していない。

表4-50 屋間の光化学オキシダントの年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成27 2015	平成28 2016	平成29 2017	平成30 2018	令和元 2019
一般局	東大阪市西保健センター		0.035	0.032	0.035	0.033	0.034
	東大阪市六万寺		0.035	0.035	0.034	0.032	0.032
自排局	東大阪市環境衛生検査センター		0.029	0.030	0.031	0.029	0.028

出典：「大阪府環境白書(平成28年版～2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

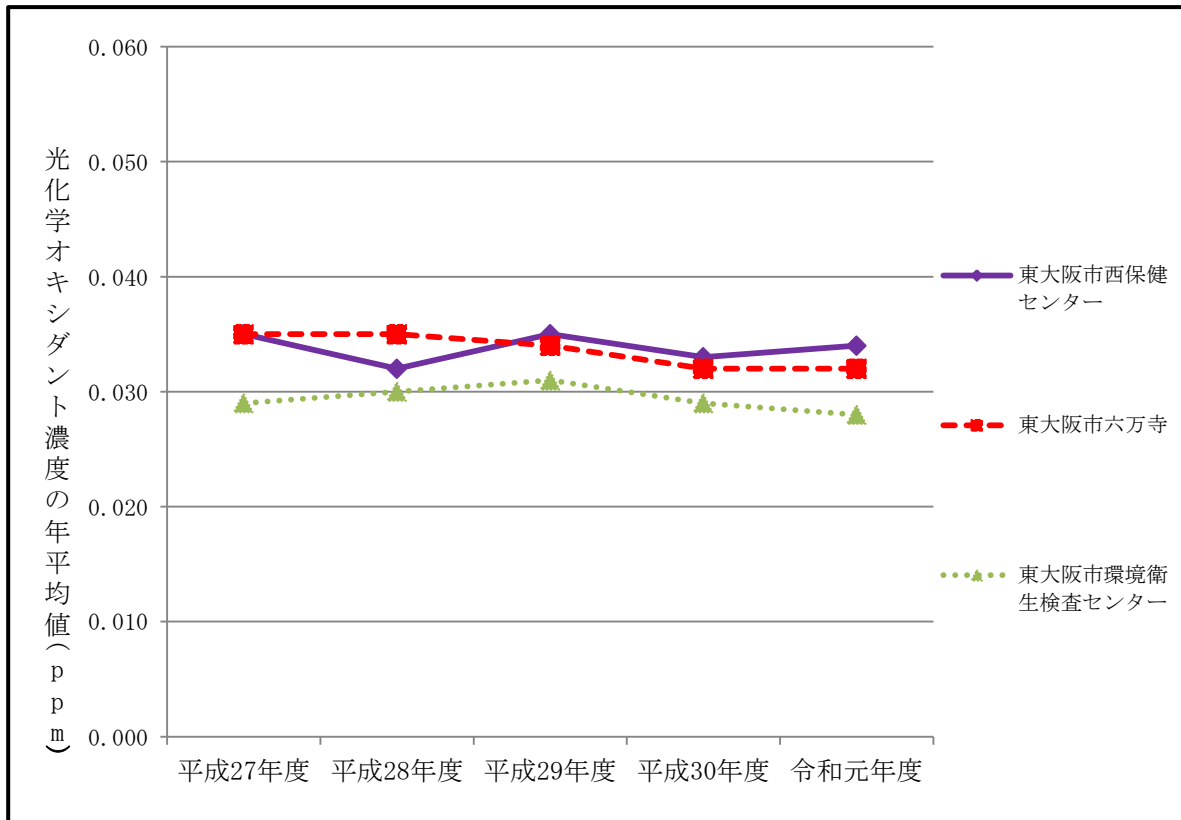


図4-16 屋間の光化学オキシダントの年平均値の経年変化

表 4-5 1 昼間の光化学オキシダントの年間測定結果(令和元年度)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)
東大阪市西保健センター	364	5364	0.034	91	418	0	0	0.115	0.049	×
東大阪市六万寺	365	5394	0.032	72	339	0	0	0.109	0.047	×
東大阪市環境衛生検査センター	366	5417	0.028	62	282	0	0	0.108	0.044	×

注1) 昼間とは6時から20時までの時間帯をいう。

注2) 「環境基準の適否」の適合は、1時間値が0.06ppmを超えた時間数が0であること。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(8)ダイオキシン類

ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表4-5 2及び図4-1 7に示すとおりであり、令和元年度は各局とも環境基準値を満たしている。

表4-5 2 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(単位：pg-TEQ/m³)

測定局	年度	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019					環境基準
						春季	夏季	秋季	冬季	年平均	
東大阪市六万寺		0.019	0.017	0.016	0.014	0.0065	0.020	0.0069	0.038	0.018	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
東大阪市環境衛生検査センター		0.022	0.021	0.018	0.015	0.0070	0.015	0.0067	0.026	0.014	

出典：「大阪府環境白書(平成 28 年版～2020 年版)」(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

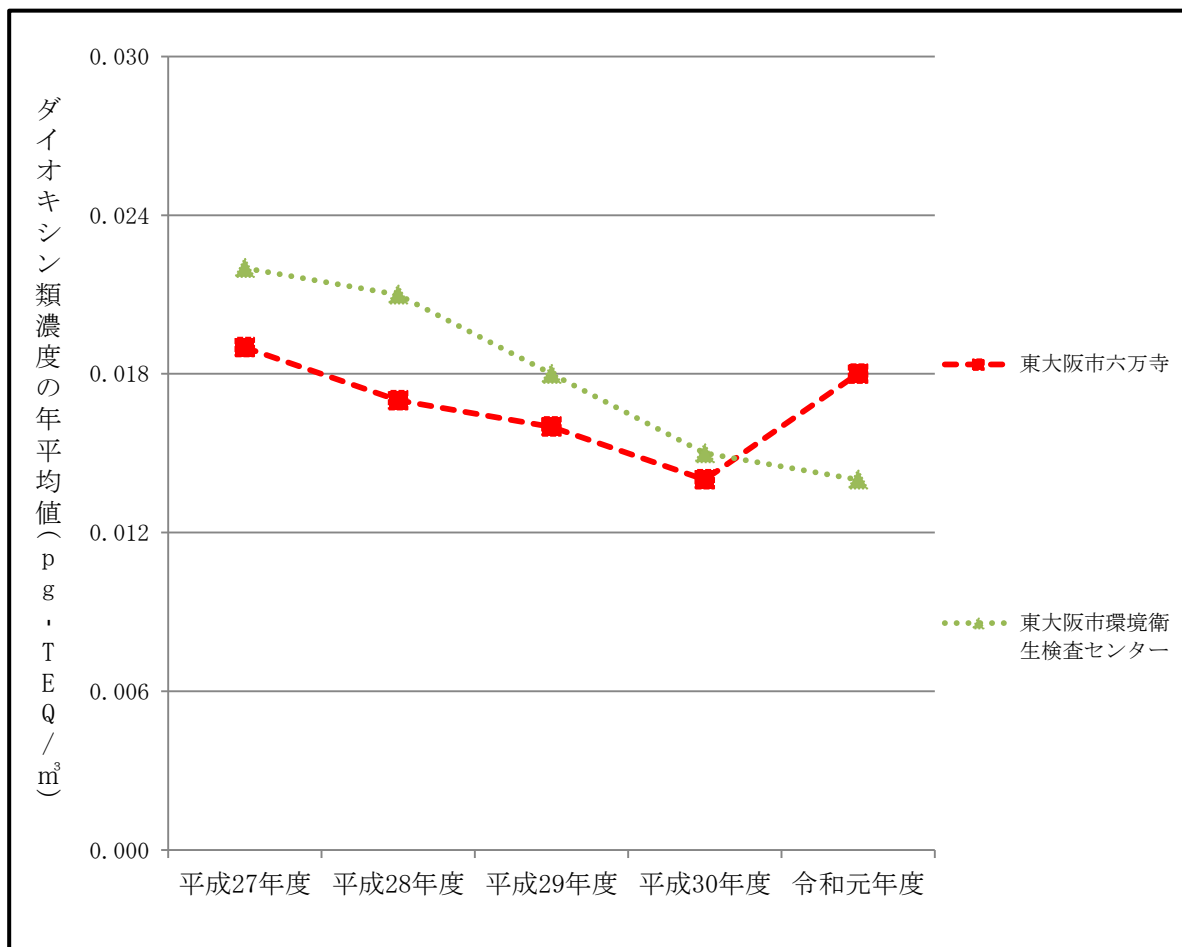
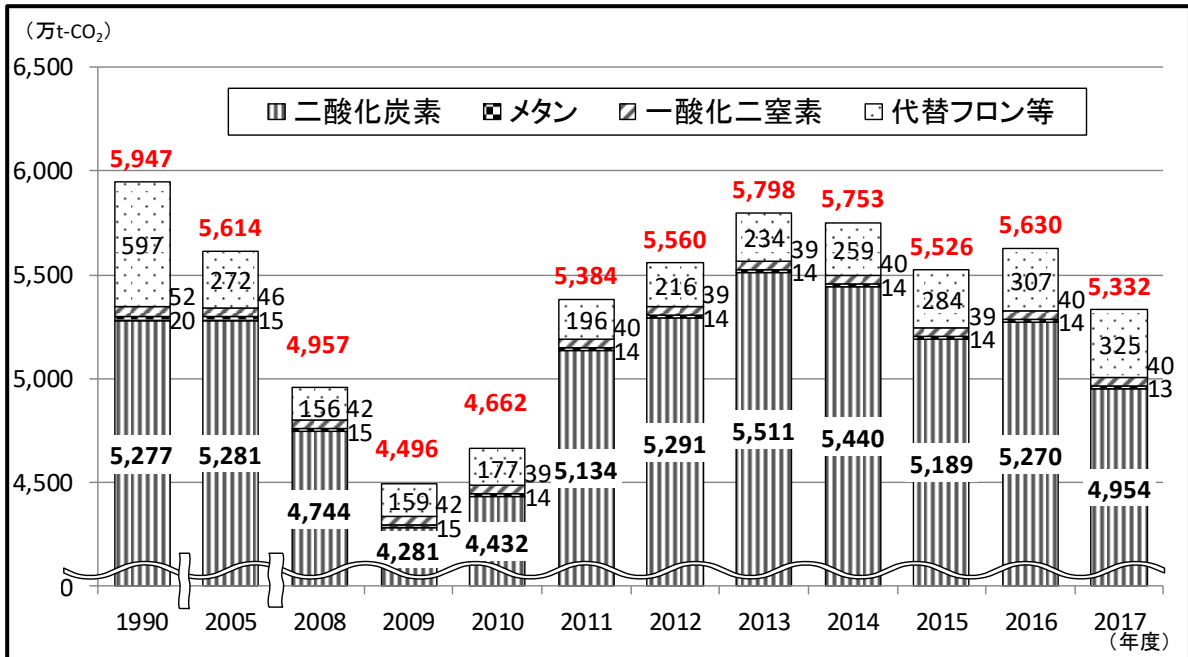


図4-1 7 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(9) 温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移は図4-18に示すとおりである。2017年度の温室効果ガス排出量は5,332万tであり、1990年度と比べ10.3%の減少となっている。

また、2017年度の二酸化炭素排出量は4,954万tであり、1990年度(平成2年度)と比べ6.1%の減少となっている。



注1) 電気の排出係数は、2005年度は一般電気事業者等（現行制度における小売電気事業者）に対して大阪府が行った調査等により府内基礎排出係数を推計し、2008年度以降は同様の調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いた。

注2) 四捨五入の関係で、各値の合計と合計値が一致しないものがある。

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

図4-18 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

4-2-2 水環境

(1) 水質

東大阪市の河川における水質調査地点の位置は、図4-19に示すとおりである。



図4-19 事業計画地周辺の河川における調査地点(水質)

①生活環境項目

令和元年度における生活環境項目の調査結果は、表4-5 3 (1)～(2)に示すとおりである。

表4-5 3 (1) 生活環境項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		環境基準	恩智川(類型C)		
項目	単位		三池橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(-)	6.5～8.5	1/16	7.3～8.9	—
DO	(mg/L)	5mg/L以上	0/4	8.6～12	10
BOD	(mg/L)	5mg/L以下	0/4	2.1～4.5	3.1
COD	(mg/L)	—	—	6.1～8.7	7.2
SS	(mg/L)	50mg/L以下	0/4	6～49	19
大腸菌群数	(MPN/100mL)	—	-/4	4.9x10 ³ ～3.3x10 ⁴	2.0x10 ⁴
全窒素	(mg/L)	—	—	2.5～4.4	3.5
全燐	(mg/L)	—	—	0.39～0.67	0.54
全亜鉛	(mg/L)	—	1/4	0.016～0.042	0.027
ノニルフェノール	(mg/L)	—	0/4	<0.00006～0.00019	0.00011
LAS	(mg/L)	—	0/4	0.0037～0.034	0.020
調査地点		環境基準	第二寝屋川(類型D)		
項目	単位		新金吾郎橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(-)	6.5～8.5	0/48	6.7～8.3	—
DO	(mg/L)	2mg/L以上	0/12	4.7～8.4	6.8
BOD	(mg/L)	8mg/L以下	0/12	2.1～7.4	4.0
COD	(mg/L)	—	—	6.5～9.6	8.0
SS	(mg/L)	100mg/L以下	0/12	2～6	4
大腸菌群数	(MPN/100mL)	—	-/12	4.9x10 ² ～4.9x10 ⁵	1.1x10 ⁵
全窒素	(mg/L)	—	—	6.9～11	9.3
全燐	(mg/L)	—	—	0.35～1.3	0.82
全亜鉛	(mg/L)	—	-/4	0.037～0.078	0.054
ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	—
LAS	(mg/L)	—	—	—	—

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。

注2)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(平成31年・令和元年度)

(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-5 3 (2) 生活環境項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		環境基準	第二寝屋川(類型 D)		
項目	単位		m/n	最小値～最大値	平均値
巨摩橋					
pH	(-)	6.5～8.5	0/16	7.2～8.3	—
DO	(mg/L)	2mg/L 以上	0/4	9.9～12	10
BOD	(mg/L)	8mg/L 以下	0/4	1.5～5.5	2.7
COD	(mg/L)	—	—	6.0～7.7	6.9
SS	(mg/L)	100mg/L 以下	0/4	5～11	8
大腸菌群数	(MPN/100mL)	—	-/4	2.4x10 ⁴ ～1.3x10 ⁵	6.4×10 ⁴
全窒素	(mg/L)	—	—	2.6～5.7	4.1
全燐	(mg/L)	—	—	0.30～0.55	0.39
全亜鉛	(mg/L)	—	-/4	0.015～0.052	0.029
ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	—
LAS	(mg/L)	—	—	—	—
調査地点		環境基準 ^{※1}	長瀬川(類型指定無)		
項目	単位		m/n	最小値～最大値	平均値
第二寝屋川合流直前					
pH	(-)	6.5～8.5	-/16	7.5～8.8	—
DO	(mg/L)	2mg/L 以上	-/4	10～12	11
BOD	(mg/L)	8mg/L 以下	-/4	1.0～2.5	2.1
COD	(mg/L)	—	—	5.7～7.3	6.7
SS	(mg/L)	100mg/L 以下	-/4	4～13	8
大腸菌群数	(MPN/100mL)	—	-/4	7.9x10 ³ ～1.1x10 ⁵	6.9×10 ⁴
全窒素	(mg/L)	—	—	2.9～6.2	4.3
全燐	(mg/L)	—	—	0.33～0.66	0.42
全亜鉛	(mg/L)	—	-/4	0.016～0.044	0.027
ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	—
LAS	(mg/L)	—	—	—	—

注 1) m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準を超えた検体数を表している。

注 2) 表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

※第二寝屋川合流直前は類型の指定が無いが、下流の調査地点は類型 D に指定されているため、類型 D の環境基準を当てはめている。

出典：「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(平成 31 年・令和元年度)

(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

②健康項目

令和元年度における健康項目の調査結果は、表4-54(1)～(4)に示すとおりである。その他、東大阪市が実施した調査も含め、全地点とも全ての項目が環境基準に適合している。

表4-54(1) 健康項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		環境基準	恩智川(類型C)		
			三池橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<00003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	—	—
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/4	1.7～2.5	2.0
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/4	0.14～0.20	0.17
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	0.04～0.06	0.06
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。

注2)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(平成31年・令和元年度)

(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-5 4 (2) 健康項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		環境基準	第二寝屋川(類型 D)		
			新金吾郎橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<00003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N. D～N. D	N. D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N. D～N. D	N. D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/4	5.3～8.0	6.6
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/4	0.13～0.20	0.16
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	0.05～0.08	0.07
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注 1) m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準を超えた検体数を表している。

注 2) 表中の“N. D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(平成 31 年・令和元年度)

(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-5 4 (3) 健康項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		環境基準	第二寝屋川(類型D)		
			巨摩橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<00003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/4	2.4～3.5	2.7
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/4	0.13～0.19	0.15
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	0.07～0.08	0.08
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。

注2)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「水質測定計画に基づく水質等調査結果」（平成31年・令和元年度）

(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-5 4 (4) 健康項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		環境基準	長瀬川(類型指定無)		
			第二寝屋川合流直前		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<00003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/4	2.6～3.7	3.0
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/4	0.11～0.17	0.13
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	0.05～0.07	0.07
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注 1) m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準を超えた検体数を表している。

注 2) 表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「水質測定計画に基づく水質等調査結果」（平成 31 年・令和元年度）

(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)

③特殊項目

令和元年度における特殊項目の調査結果は、表4-55に示すとおりである。

表4-55 特殊項目水質調査結果(令和元年度)

調査地点		恩智川(類型C)			第二寝屋川(類型D)		
		三池橋			巨摩橋		
		m/n	最小値～最大値	平均値	m/n	最小値～最大値	平均値
n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	0/2	N. D～N. D	N. D	-/2	N. D～N. D	N. D
フェノール類	(mg/L)	0/2	<0.005～<0.005	<0.005	-/2	<0.005～<0.005	<0.005
銅	(mg/L)	0/4	0.006～0.009	0.007	-/4	<0.005～0.006	0.006
鉄(溶解性)	(mg/L)	0/4	<0.08～<0.08	<0.08	-/4	<0.08～<0.08	<0.08
マンガン(溶解性)	(mg/L)	0/4	0.03～0.06	0.05	-/4	0.04～0.11	0.06
全クロム	(mg/L)	0/4	<0.03～<0.03	<0.03	-/4	<0.03～<0.03	<0.03
陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0/2	0.01～0.06	0.04	-/2	<0.01～0.02	0.03
アンモニア性窒素	(mg/L)	0/4	0.15～0.77	0.46	-/4	0.20～0.39	0.17
硝酸性窒素	(mg/L)	-/4	1.7～2.4	2.0	-/4	2.0～3.1	2.7
亜硝酸性窒素	(mg/L)	-/4	0.08～0.19	0.13	-/4	0.05～0.06	0.06
りん酸性りん	(mg/L)	-/4	0.24～0.66	0.40	-/4	0.15～0.25	0.25
調査地点		第二寝屋川(類型D)			長瀬川(類型-)		
		新金吾郎橋			第二寝屋川合流直前		
		m/n	最小値～最大値	平均値	m/n	最小値～最大値	平均値
n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-/2	N. D～N. D	N. D	-/2	N. D～N. D	N. D
フェノール類	(mg/L)	-/2	<0.005～<0.005	<0.005	-/2	<0.005～<0.005	<0.005
銅	(mg/L)	-/4	<0.005～0.008	0.006	-/4	<0.005～0.007	0.006
鉄(溶解性)	(mg/L)	-/4	<0.08～<0.08	<0.08	-/4	<0.08～<0.08	<0.08
マンガン(溶解性)	(mg/L)	-/4	0.04～0.11	0.07	-/4	<0.01～0.01	0.01
全クロム	(mg/L)	-/4	<0.03～<0.03	<0.03	-/4	<0.03～<0.03	<0.03
陰イオン界面活性剤	(mg/L)	-/2	0.04～0.06	0.05	-/2	0.02～0.03	0.03
アンモニア性窒素	(mg/L)	-/4	0.54～2.4	1.3	-/4	<0.04～0.05	0.04
硝酸性窒素	(mg/L)	-/6	5.2～8.0	6.5	-/4	2.6～3.7	3.0
亜硝酸性窒素	(mg/L)	-/6	0.07～0.29	0.18	-/4	<0.04～0.04	0.04
りん酸性りん	(mg/L)	-/4	0.25～1.2	0.71	-/4	0.11～0.33	0.24

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。

注2)表中の“N. D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(平成31年・令和元年度)

(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

④ダイオキシン類

令和元年度におけるダイオキシン類の調査結果は、表4-56及び表4-57に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表4-56 ダイオキシン類水質調査結果(令和元年度)

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	環境基準
新金吾郎橋	0.12	1pg-TEQ/L 以下
三池橋	0.59	

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表4-57 ダイオキシン類底質調査結果(令和元年度)

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	環境基準
新金吾郎橋	2.2	1pg-TEQ/L 以下
三池橋	32	

出典：「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(2) 地下水質

事業計画地周辺における地下水調査結果(平成 29 年度～令和元年度)は表 4-5 8 (1)～(3)に、水質調査地点図は図 4-2 0 に示すとおりであり、健康項目 28 項目について、東大阪市 16 地点で調査を実施している。

調査結果は、全地点全項目が環境基準に適合している。また、ダイオキシン調査結果は表 4-5 9 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 4-5 8 (1) 平成 29 年度地下水ローリング調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準	1	2	3	4	5	6
			永和	古箕輪	荒本北	池島町	中石切町	六万寺町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	#0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	<0.08	#0.14	<0.08	<0.08	#0.44	<0.08
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	#0.41	#0.4	#0.41	#0.4	#0.19	#0.34
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	#0.1	#0.06	#0.07	#0.03	<0.02	<0.02
1,4-ジクロロベンゼン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 表中の“-”は測定なし、“N. D.”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

注 2) “#”は検出したものの、環境保全目標以下を示す。

出典：「大阪府環境白書(2018年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-58 (2) 平成 30 年度地下水ローリング調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準	7	8	9	10
			長田西	大蓮東	玉串元町	西石切町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-
ジクロロエタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	<0.08	#3.1	#4.4	<0.08
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	#0.38	#0.19	#0.22	#0.24
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	#0.13	#0.09	#0.05	<0.02
1,4-ジクロロベンゼン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 表中の“-”は測定なし、“N. D.”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

注 2) “#”は検出したものの、環境保全目標以下を示す。

出典：「大阪府環境白書(2019年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表4-58(3) 令和元年度地下水ローリング調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準	11	12	13	14	15
			西鴻池町	松原南	善根寺町	客坊町	森河内西
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	<0.08	#3.2	<0.08	#4.4	#1.2
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	#0.1	#0.1	#0.31	#0.13	#0.08
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	#0.02	#0.03	<0.02	#0.04	<0.02
1,4-ジメチル	(mg/L)	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注1)表中の“-”は測定なし、“N. D.”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

注2)“#”は検出したものの、環境保全目標以下を示す。

出典:「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-59 ダイオキシン類地下水質調査結果(平成 29 年度～令和元年度)

(単位：pg-TEQ/L)

年度	調査地点	測定値	環境基準
平成 29 年度	東大阪市中石切町	0.21	1pg-TEQ/L 以下
	東大阪市永和	0.090	
平成 30 年度	東大阪市西岩田	0.046	
	東大阪市西石切町	0.046	
令和 元年度	東大阪市古箕輪	0.053	
	東大阪市永和	0.054	

出典：「大阪府環境白書(2018～2020 年版)」(令和 3 年 3 月閲覧、大阪府ホームページ)



図 4-20 事業計画地周辺の地下水における調査地点

4-2-3 土壤環境

事業計画地周辺におけるダイオキシン類の土壤調査結果は表4-60に、調査地点は図4-21に示すとおりであり、平成22年～令和元年まで20地点の調査を実施している。調査結果は、全ての地点で環境基準値を下回っている。

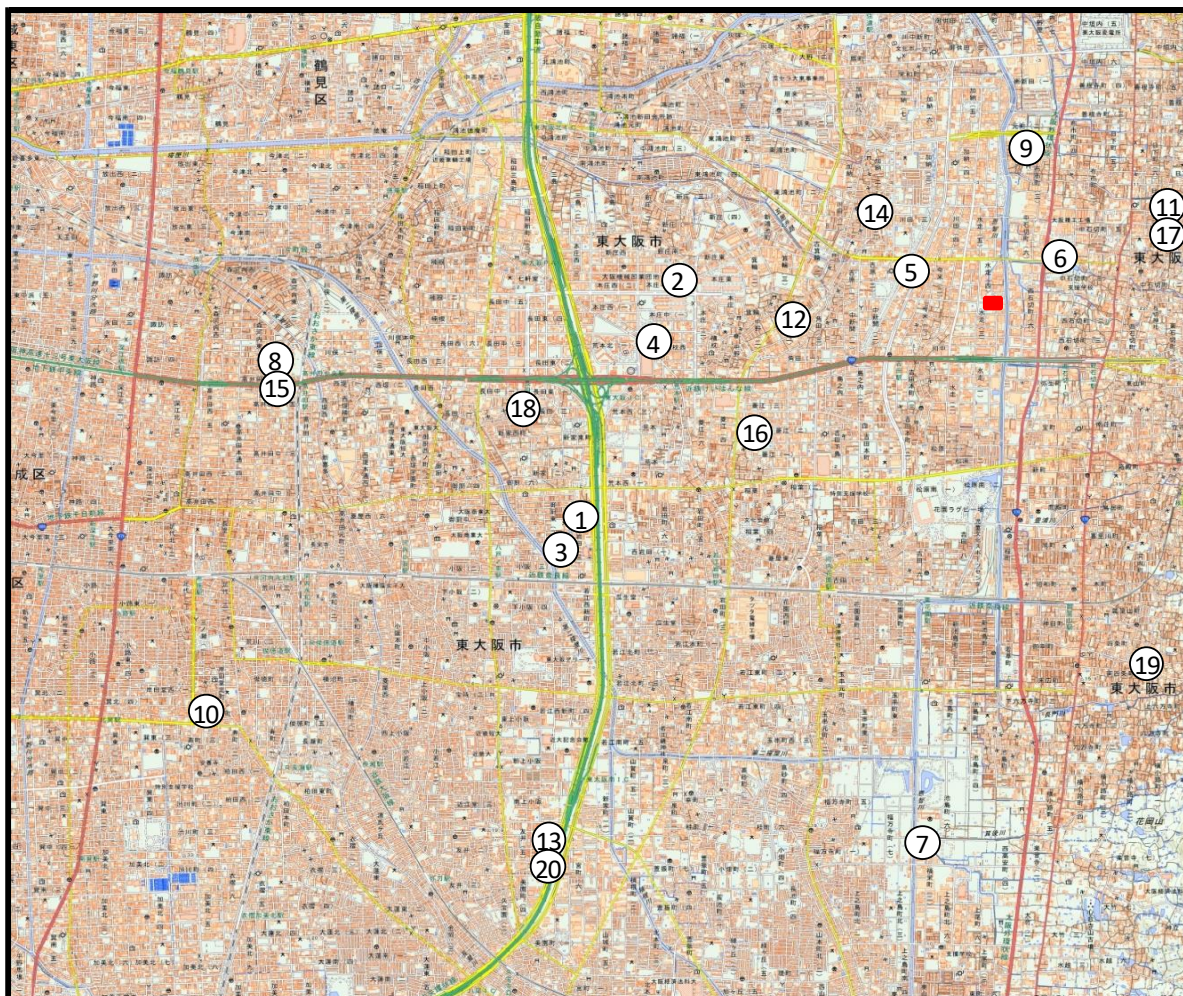
表4-60 ダイオキシン類の土壤調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

地点番号	年度	住所	地点名	調査結果
1	平成	東大阪市西岩田	環境衛生検査センター	1.8
2	22年	東大阪市新庄南	東大阪市立盾津中学校	0.0064
3	平成	東大阪市御厨東	五百石公園	0.37
4	23年	東大阪市本庄	中本庄南公園	28
5	平成	東大阪市吉原	吉原公園	1.3
6	24年	東大阪市中石切町	中石切公園	0.95
7	平成	東大阪市玉串町東	玉串老人児童公園	110
8	25年	東大阪市森河内東	布施公園	0.53
9	平成	東大阪市加納	加納東公園	0.82
10	26年	東大阪市岸田堂西	岸田堂北公園	0.21
11	平成	東大阪市日下町	日下公園	0.33
12	27年	東大阪市角田	角田西公園	0.061
13	平成	東大阪市金物町	金物町公園	1.7
14	28年	東大阪市加納	加納公園	0.82
15	平成	東大阪市森河内東	布施公園	1.3
16	29年	東大阪市菱江	菱江南公園	1.9
17	平成	東大阪市日下町	日下公園	0.29
18	30年	東大阪市長田	長田東公園	5.7
19	令和	東大阪市上四条町	大池公園	1.7
20	元年	東大阪市金物町	金物町公園	2.4

注)環境基準：1000pg-TEQ/g

出典：「大阪府環境白書 平成23～2020年度」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

■ : 事業計画地

○ : 調査地点 (図中の①～⑳は、表 4-6 0 と対応)



図 4-2 1 事業計画地周辺のダイオキシン類における土壌調査

4-2-4 その他生活環境

(1) 騒音

①環境騒音(道路に面しない地域)

事業計画地周辺における環境騒音の調査結果は表4-6 1に、調査地点を図4-2 2に示すとおりであり、15 地点で調査を実施している。調査結果は、地点番号7番(東大阪市菱屋西1-18-2)は環境基準値を超過しているが、そのほかの地点については環境基準値に適合している。

表4-6 1 環境騒音調査結果

地点番号	測定場所 東大阪市	地域 類型	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過		支配的音源					
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
1	東大阪市上四条町 15-1	A	45	36	○	○	5	1	2	5	1	5
2	東大阪市玉串町東 1-1	A	49	38	○	○	2	7	1	1	2	2
3	東大阪市近江堂 1-8-26	A	45	36	○	○	2	2	5	1	2	2
4	東大阪市菱屋西 3-3-289	A	53	38	○	○	1	2	6	1	6	2
5	東大阪市稲葉 4-2-21	B	50	38	○	○	7	4	1	1	2	5
6	東大阪市衣摺 3-15-17	B	48	41	○	○	2	1	5	1	2	2
7	東大阪市菱屋西 1-18-2	C	59	56	○	×	1	2	6	1	2	2
8	東大阪市箱殿町 7-16	C	56	45	○	○	1	2	5	2	2	1
9	東大阪市御厨東 2-1-15	C	56	48	○	○	1	6	6	1	2	4
10	東大阪市花園東町 2-5-4	C	46	43	○	○	1	4	2	1	2	4
11	東大阪市稲葉 2-2-52	C	53	43	○	○	1	7	4	1	2	2
12	東大阪市柏田西 3-10-44	C	58	43	○	○	7	1	3	1	2	6
13	東大阪市若江南町 1-3-24	C	46	40	○	○	1	2	5	1	2	2
14	東大阪市新町 24-17	C	52	47	○	○	1	3	5	1	4	2
15	東大阪市渋川町 1-14-8	C	51	41	○	○	3	1	4	1	4	3

出典:「平成30年度 環境騒音モニタリング調査報告書」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

表4-6 2 一般地域に係る支配的音源コード

コード	支配的音源	コード	支配的音源
1	自動車音	5	自然音
2	自動車以外の道路音	6	特殊音
3	工場・事業場音	7	その他の音
4	家庭音	8	不特定音

②自動車騒音(道路に面する地域)

事業計画地周辺における自動車騒音の調査結果は表4-63に、調査地点は図4-22に示すとおりであり、7地点で調査を実施している。地点1(桜町1)及び地点3(高井田中5-3)は終日、地点5(東鴻池町2-3)は夜間のみ環境基準値を超過していたが、その他の地点については基準を調査結果は、全ての地点で環境基準値に適合している。

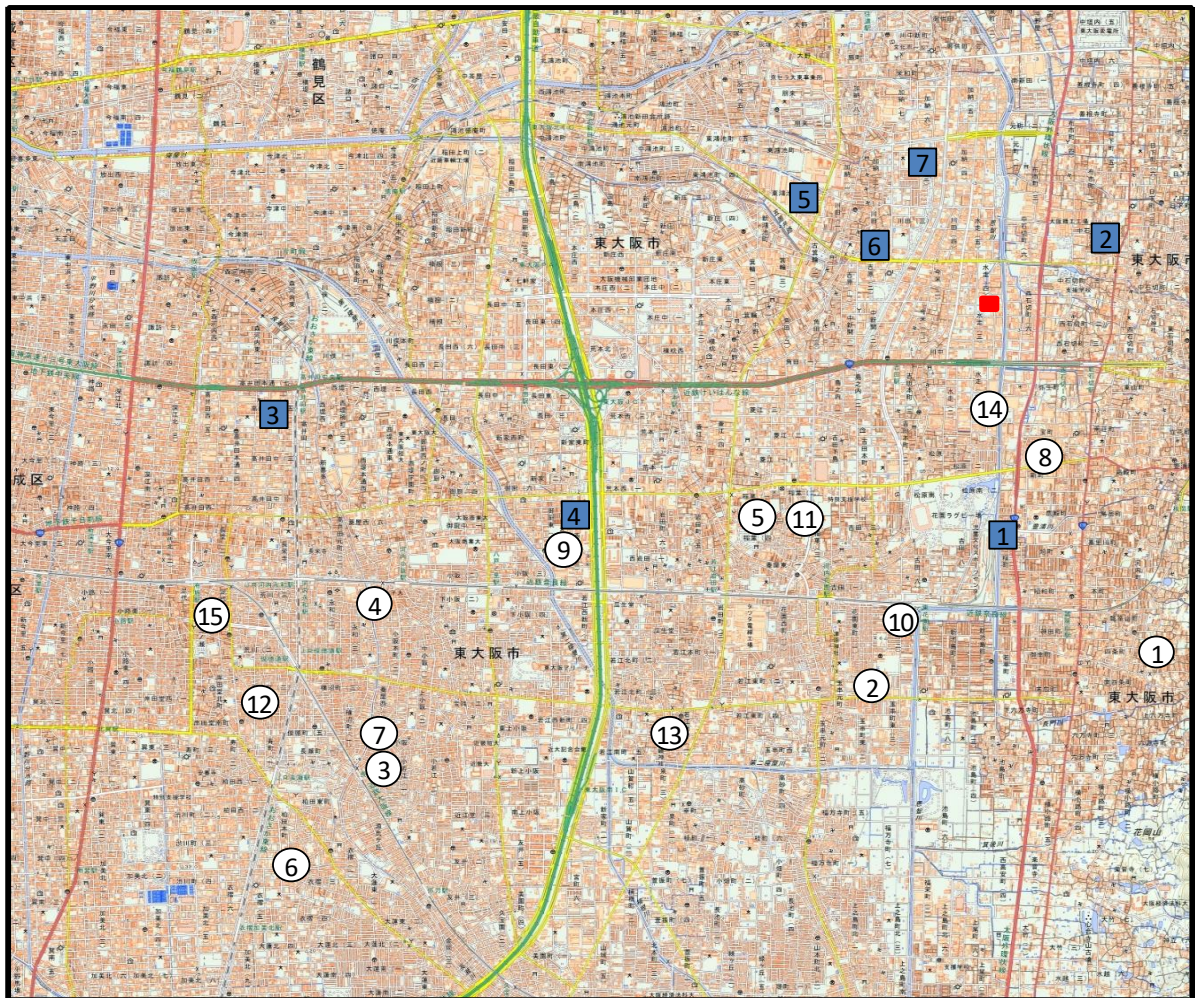
表4-63 道路騒音調査結果

地点番号	道路名	測定場所 東大阪市	車線数	道路端からの距離(m)	高さ(m)	地域類型	騒音レベル(単位: dB)		環境基準値 ○:基準値以下 ×:基準値超過	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道170号	桜町1	4	0.0	1.2	近	72	67	×	×
2	一般国道170号(旧)	中石切町5-12	2	0.0	1.2	近	69	63	○	○
3	一般国道308号	高井田中5-3	6	0.0	1.2	近	72	69	×	×
4	府道大阪中央環状線	西岩田3-2	10	0.5	1.2	近	67	63	○	○
5	府道大阪八尾枚方線	東鴻池町2-3	2	0.6	1.2	近	70	67	○	×
6	府道石切大阪線	川田2-3	2	0.0	1.2	近	70	63	○	○
7	府道大阪生駒線	加納3-8	4	0.0	1.2	近	65	56	○	○

出典:「平成30年度 環境騒音モニタリング調査報告書」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)

(2)振動

振動調査は、東大阪市内においては、実施されていない。



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

■：事業計画地

○：環境騒音調査地点（図中の番号は、表 4-6 1 と対応）

■：自動車騒音調査地点（図中の番号は、表 4-6 3 と対応）

0m 1500m



図 4-2 2 事業計画地周辺の騒音における調査地点

(3) 低周波音

大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは図4-23に示す通りである。高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高い値であり、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっている。なお、低周波音による物的苦情に関する参照値を表4-64に、低周波音による心身に係る苦情に関する参照値を表4-65に示すとおりである。

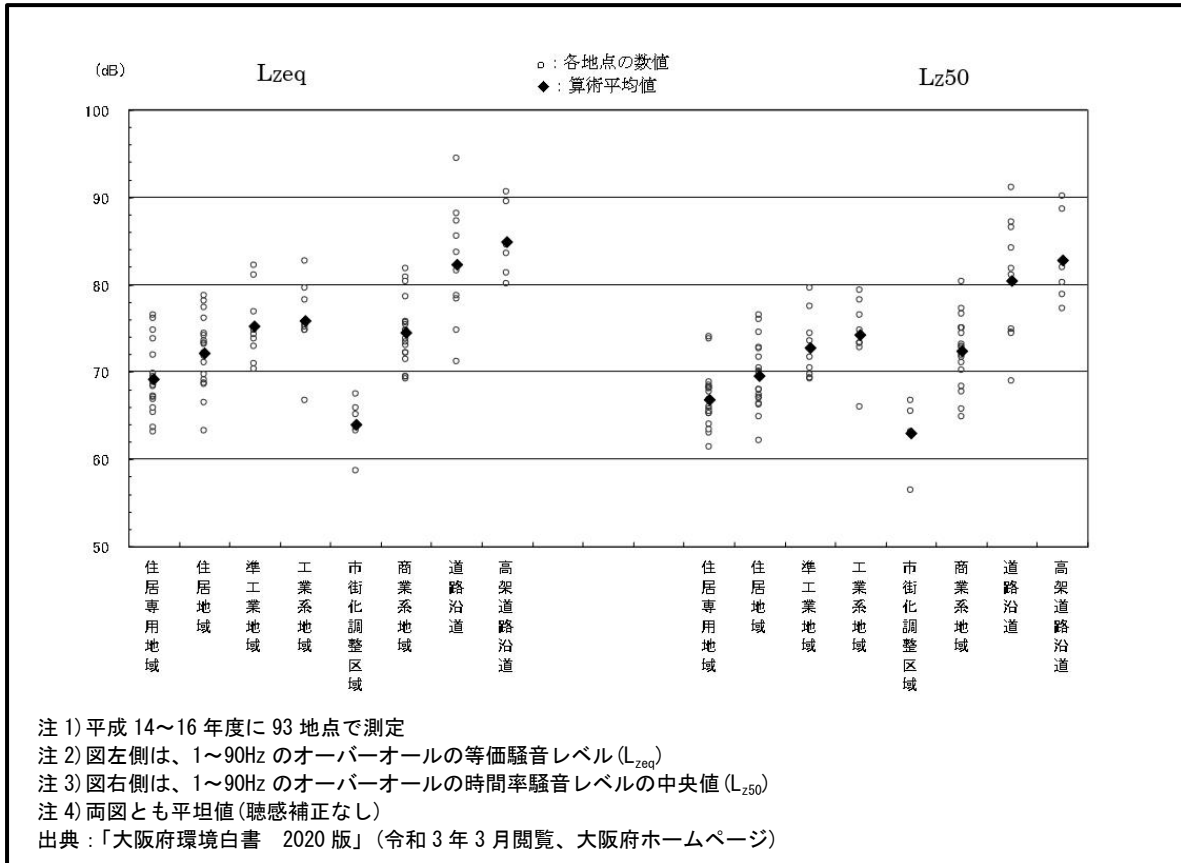


図4-23 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

表4-64 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

出典:「低周波音問題対応の手引書 低周波音問題対応のための「評価指針」
 (令和3年3月閲覧、環境省ホームページ)

表4-65 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

出典:「低周波音問題対応の手引書 低周波音問題対応のための「評価指針」
 (令和3年3月閲覧、環境省ホームページ)

(4) 公害苦情受付状況

東大阪市における平成 26～30 年度の公害の種類別苦情受付件数は、表 4-6 6 に示すとおりである。平成 26～30 年度の苦情件数は減少傾向にある。また、平成 30 年度の公害の種類別にみると騒音が最も多く苦情が寄せられている。

表 4-6 6 公害種類別苦情受付件数一覧

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他
平成 26 年度	314	57	6	-	147	49	51	-	4
27 年度	284	60	7	1	117	44	53	-	2
28 年度	292	73	10	-	138	37	34	-	-
29 年度	237	60	9	-	102	33	33	-	-
30 年度	235	37	8	-	113	38	39	-	-

出典：「東大阪市 統計書」（令和 3 年 3 月閲覧、東大阪市ホームページ）

4-3 自然環境

4-3-1 気象

大阪管区気象台及び生駒山における降水量、気温及び平均風速は表4-67、その位置は図4-24に示すとおりであり、大阪管区気象台における平成30年の平均降水量は1651.5mm、気温は17.4℃、平均風速が2.4m/s、また、生駒山における平成30年の平均降水量は1664.5mm、気温は12.4℃、平均風速は2.6m/sとなっている。

また、事業計画地周辺における一般環境大気測定局の風配図は図4-25に示すとおりである。

表4-67 事業計画地周辺の気象観測結果

[大阪管区気象台]北緯34度40.9分 東経13度31.1分

年	降水量(mm)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
平成26年	1418.0	17.1	38.4	-1.1	2.5
平成27年	1278.5	16.7	37.1	-0.5	2.4
平成28年	1648.5	17.2	38.0	0.0	2.4
平成29年	1275.5	16.8	37.4	-0.8	2.4
平成30年	1651.5	17.4	38.0	-2.5	2.4
平均	1454.4	17.0	37.8	-1.0	2.4

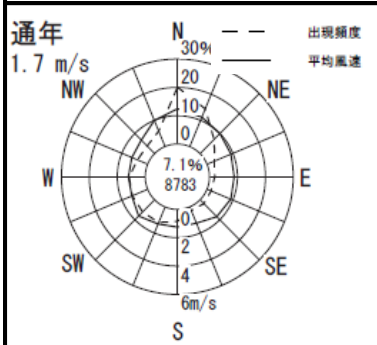
[生駒山]北緯34度40.5分 東経135度40.6分 標高626m

年	降水量(mm)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
平成26年	1349.0	11.8	31.7	-6.1	2.6
平成27年	1917.0	12.4	33.1	-6.4	2.5
平成28年	1672.0	12.9	32.5	-8.8	2.4
平成29年	1445.0	11.7	31.8	-7.2	2.7
平成30年	1664.5	12.4	33.4	-8.8	2.6
平均	1609.5	12.2	32.5	-7.5	2.6

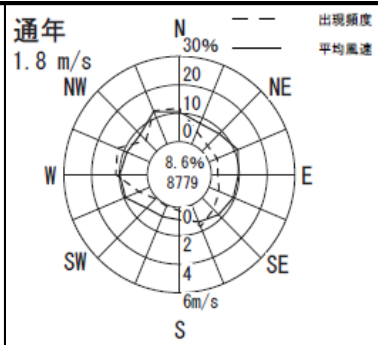
出典：「令和元年版統計書」（令和3年3月閲覧、東大阪ホームページ）



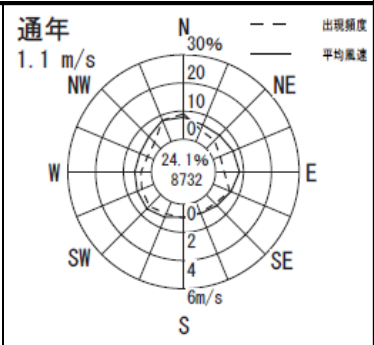
図 4-2 4 大阪管区气象台及び生駒山の位置図



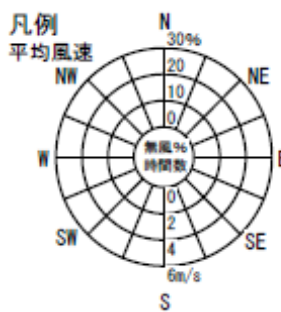
西保健センター局



環境衛生検査センター局



六万寺局



■ : 事業計画地

出典 国土地理院発行 2.5万分之一地形図
「2019年度 大気汚染常時監視測定局測定結果 (年報)」
(令和3年3月閲覧、大阪府 大気汚染常時監視のページ)

0m 1500m



図 4-2 5 事業計画地周辺における一般環境大気測定局の風配図(令和元年度)

4-3-2 地象

(1) 地形

事業計画地周辺の地形分類は、図 4-2 6 に示すとおりである。

事業計画地は周辺の主な地形は三角州性低地及び砂州となっている。また、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」(平成 12 年、古今書院)によると、事業計画地周辺において保護上重要な地形は確認されていない。

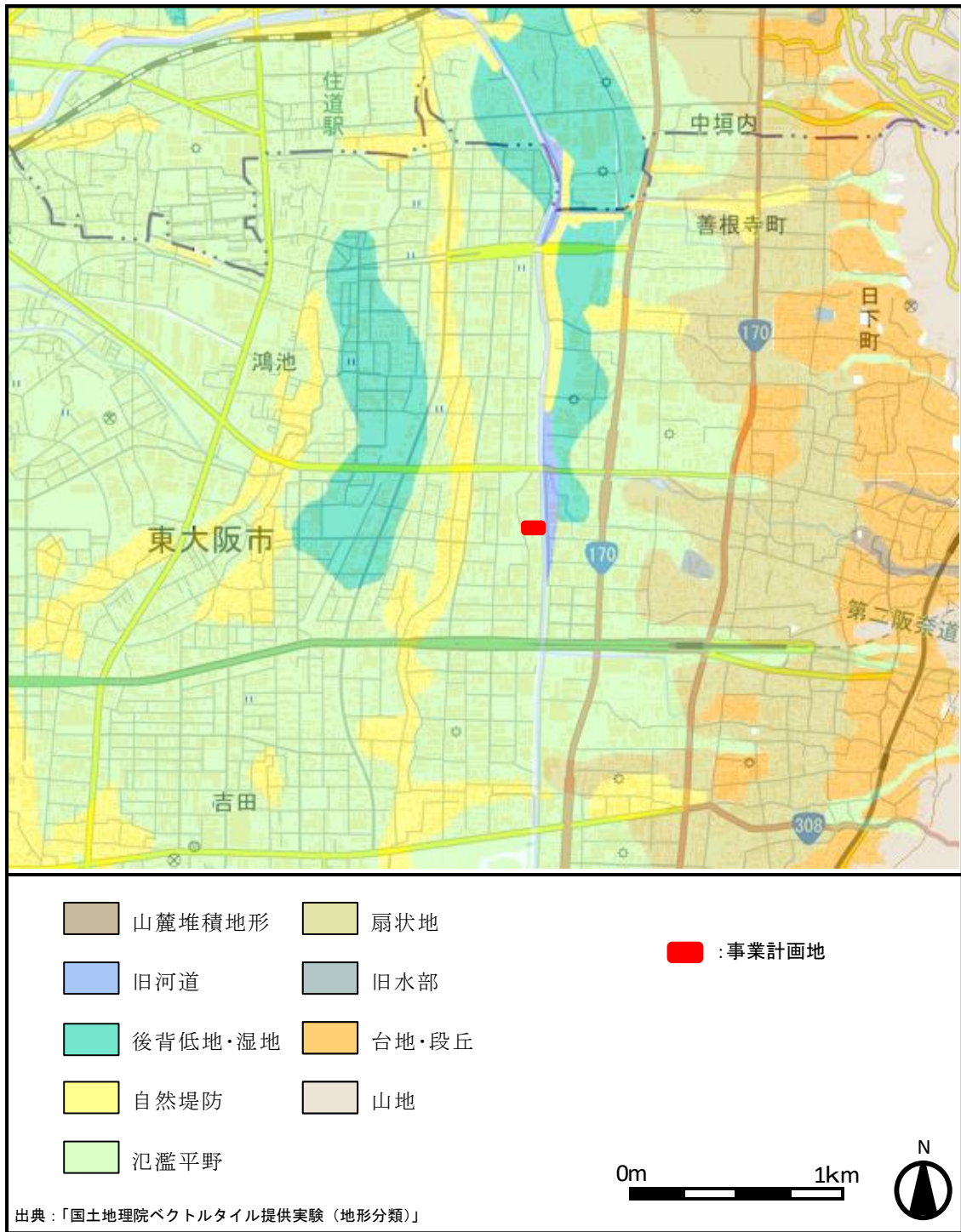


図 4-2 6 事業計画地周辺の地形分類図

(2)地質

事業計画地周辺の表層地質は、図4-27に示すとおりである。

事業計画地は周辺の地質は、主に泥、砂、礫となっている。



図4-27 事業計画地周辺の表層地質図

4-3-3 水象

東大阪市に流れる河川は図4-28に示すとおりである。

東大阪市の北部には淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南からは恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの緩流河川などが流れ込んでいる。

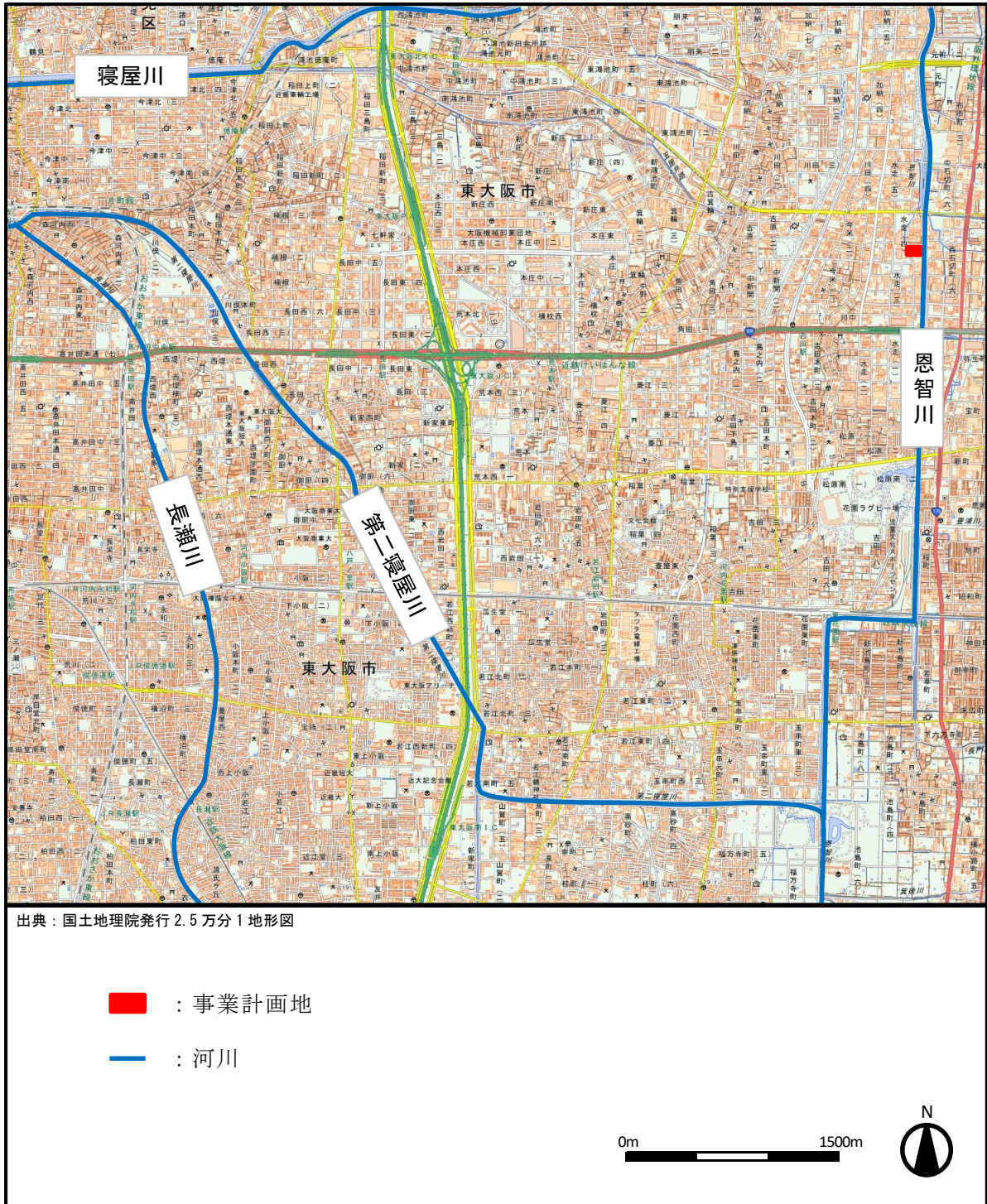


図4-28 東大阪市の河川

4-3-4 生態系

「第2回～第7回自然環境保全基礎調査」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)及び大阪府レッドデータブック2014における動植物の分布状況を整理し、事業計画地周辺に生息する可能性のある重要種を抽出した。

(1) 動物

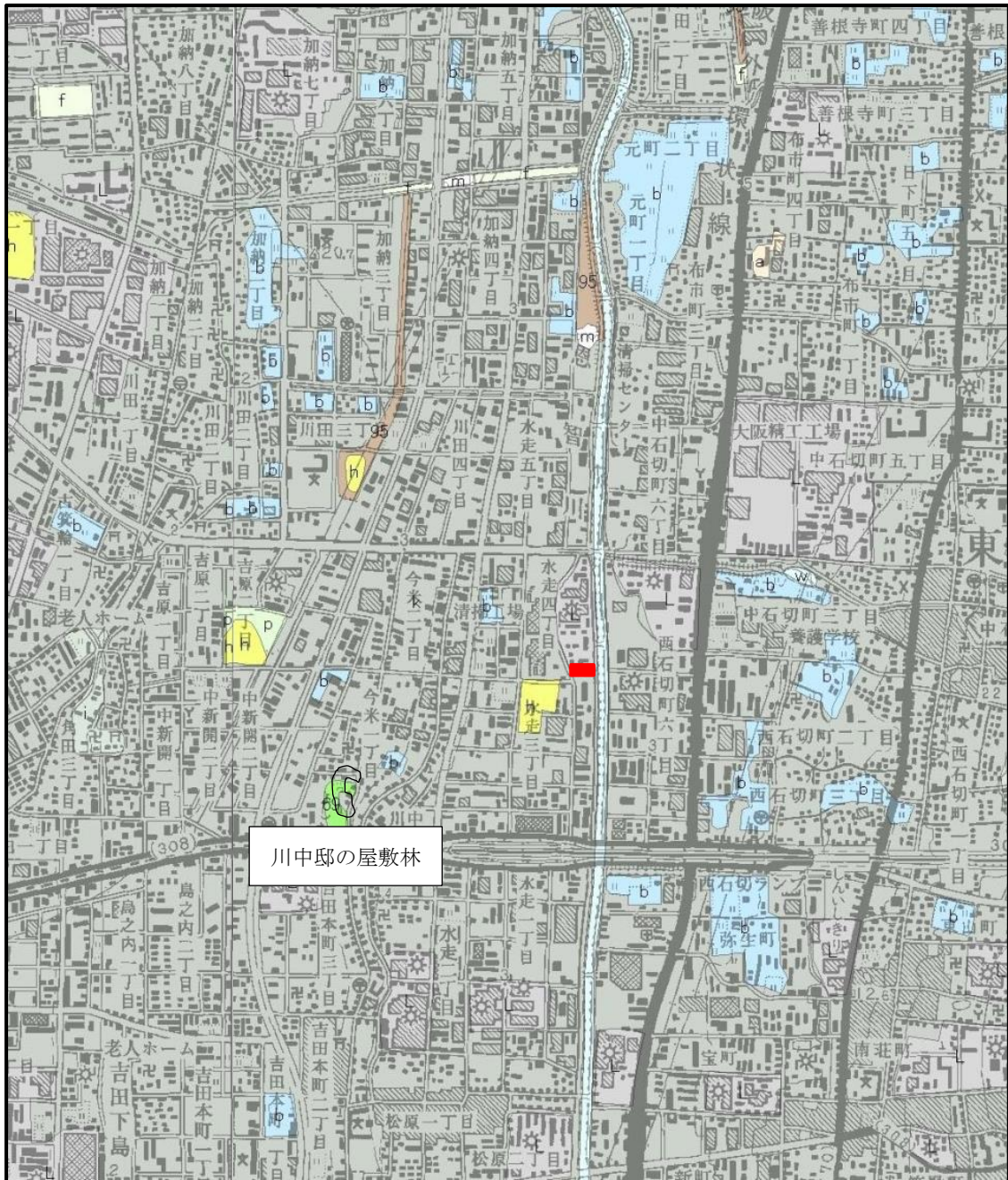
事業計画地周辺は工業地帯であり、重要種の生息は確認されなかった。

(2) 植物

事業計画地周辺の現存植生の状況は図4-29に示すとおりである。

事業計画地周辺は主に工場地帯であり、水田雑草群落、残存植栽樹群を持った公園、墓地等や、ゴルフ場及び芝地等が分布している。

「第7回自然環境保全基礎調査 植生報告書 大阪府」(平成18年、大阪府)によると、大阪みどり100選に選定され、大阪府の今米緑地保全地区にも指定されている“川中邸の屋敷林”には、ムクノキ、アラカシがほぼ自然状態で残されている(私有地)。生育する樹木は、落葉樹ではムクノキ、エノキ、照葉樹ではクロガネモチ、アラカシ(以上高木)、アキニレ、イスノキ、トベラ、マダケ、クスノキ、ヤブニッケイ(以上亜高木)、ヤブツバキ、ネズミモチ(以上低木)等が確認されている。



川中邸の屋敷林

植生図 凡例

凡例色	植生図凡例番号	統一凡例番号	統一凡例名
Blue	60.320100		ヤナギ高木群落 (VI)
Dark Blue	82.470400		ヨシクラス
Cyan	85.470502		オギ群落
Brown	95.541000		その他植林
Yellow	h.560100		ゴルフ場・芝地
Orange	g.560200		牧草地
Light Green	f.570100		路傍・空地雑草群落
Orange	a.570300		畑雑草群落
Light Blue	b.570400		水田雑草群落
Dark Blue	d.570500		放棄水田雑草群落
Dark Green	k.580100		市街地
Light Green	i.580101		緑の多い住宅地
Light Green	p.580200		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
Grey	L.580300		工場地帯
Light Blue	m.580400		造成地
Light Blue	w.580600		開放水域

■ : 事業計画地



出典：「第6回自然環境保全基礎調査(植生調査)大阪東北部・生駒山」
(平成17年、環境省)のGISデータ二次成果物

図4-29 現存植生の状況

4-3-5 人と自然との触れ合い活動の場

事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合い活動の場の分布状況は、図4-30に示すとおりである。

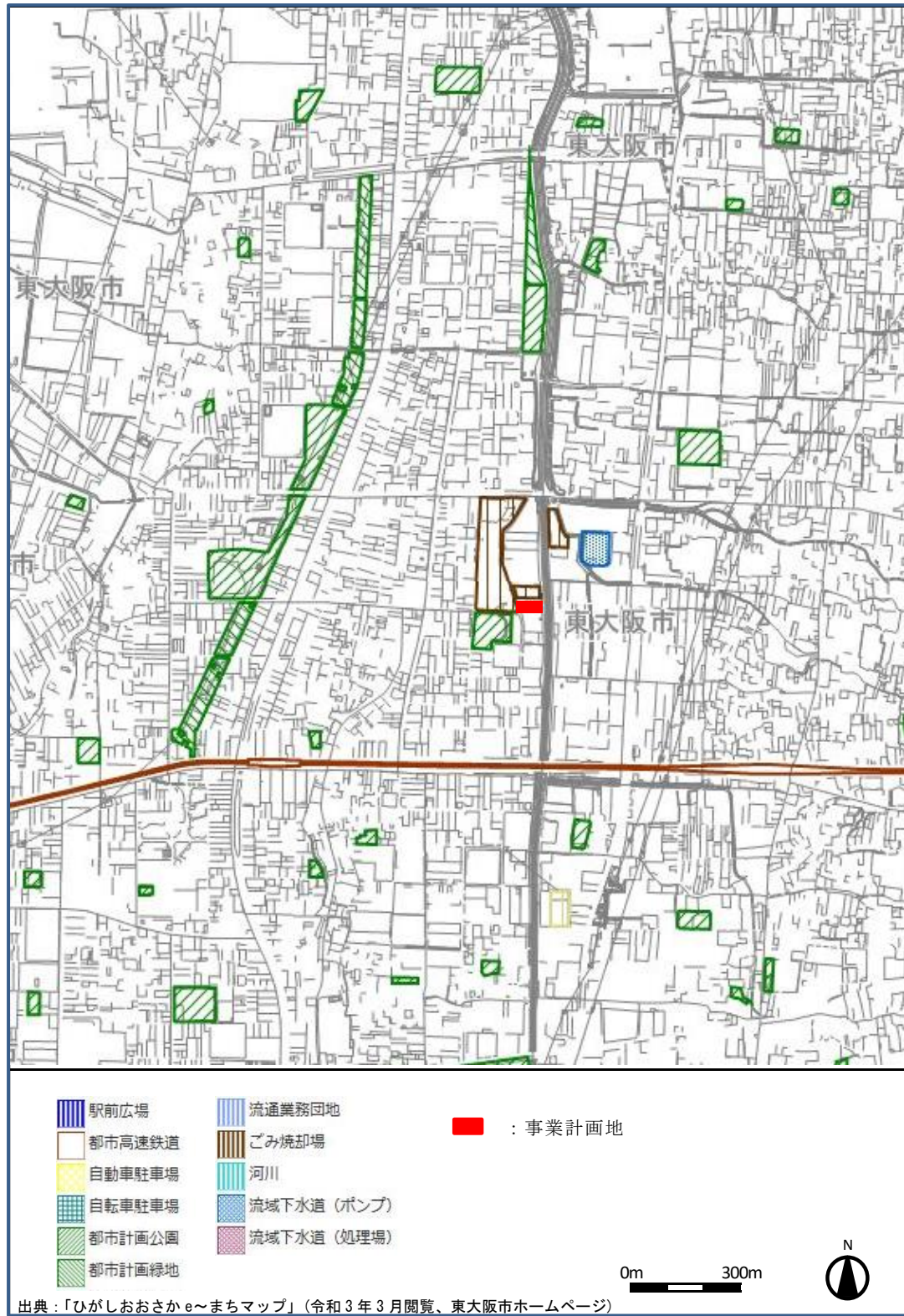


図4-30 自然との触れ合い活動の場の分布状況

4-3-6 自然景観

東大阪市の自然景観については、図4-3 1に示すとおりである。

東大阪市域には、今米にある川中邸の屋敷林が特別緑地保全地区に、また、神社の境内や民家に残る古木・大木が保存樹などに指定されており、枚岡の原始ハスや日下のヒトモトススキ、稲田八幡宮のいちょうなどが天然記念物に指定されている。なお、事業計画地周辺は特別緑地保全地区に指定されていない。

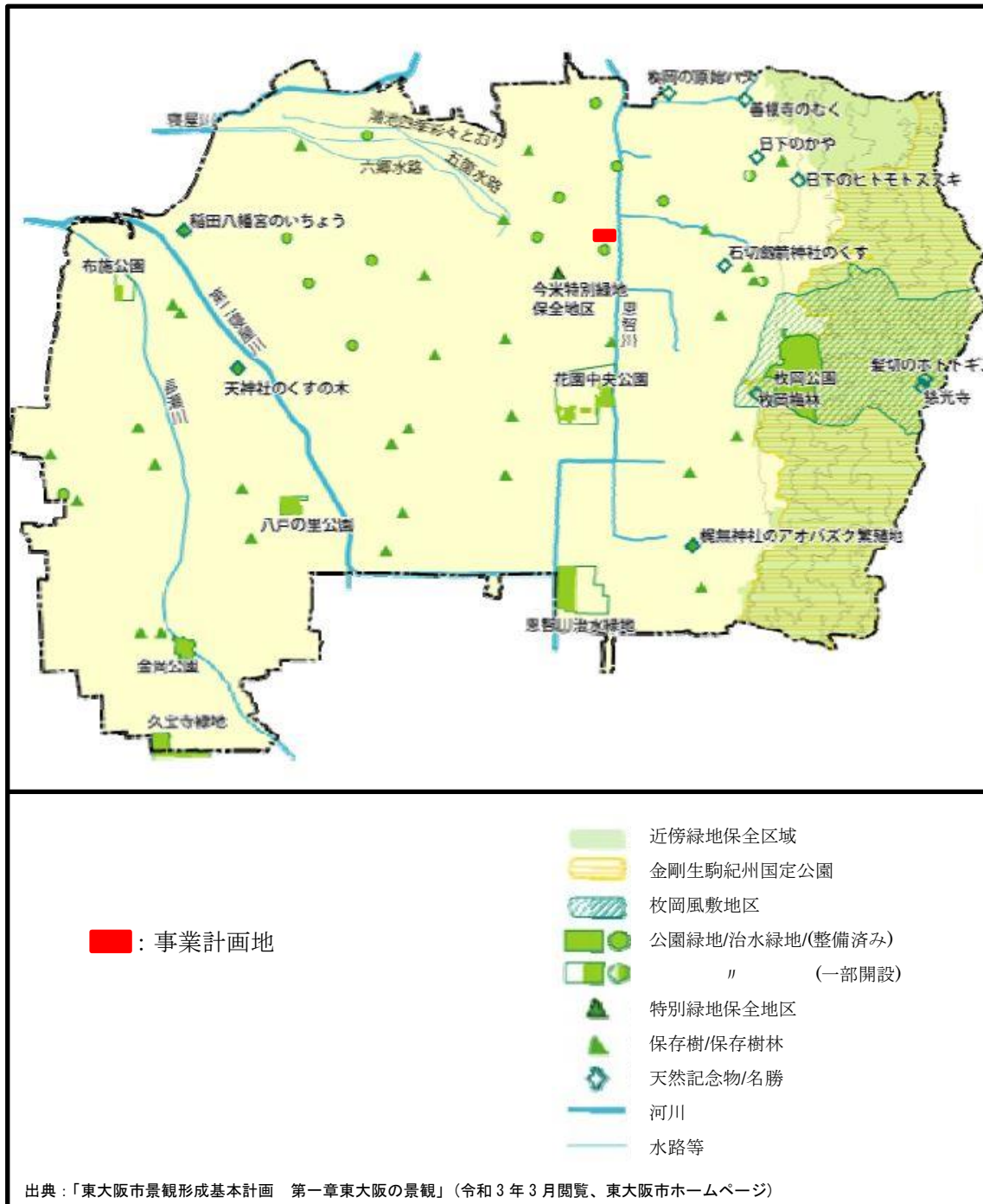


図4-3 1 東大阪市の自然景観

4-4 都市環境

4-4-1 文化財

事業計画地周辺における文化財は、表4-68、表4-69及び図4-32に示すとおりである。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに東大阪市文化財保護条例（昭和47年11月15日東大阪市条例第30号）に基づく、登録又は指定文化財等が事業計画地周辺には、10件存在する。

表4-68 事業計画周辺における文化財の状況（有形文化財及び古文化記念物）

番号	指定	分野	種別		名称	所在地	指定年月日
①	国	登録文化財	建造物	建築物	川中家住宅 主屋 離れ	東大阪市今米	平成18年 11月29日
②	東大阪市	市指定有形 民俗文化財	民俗	有形民俗	沢田家住宅	東大阪市水走	昭和51年 10月21日
③		市指定有形 文化財	建造物	工作物	観音寺石造 十三重塔	東大阪市西石切町	昭和49年 3月25日

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」（令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ）

表4-69 事業計画周辺における文化財の状況（埋蔵文化財）

番号	文化財名称	種類
④	植附遺跡	集落後、古墳
⑤	西ノ辻遺跡	集落後
⑥	鬼虎川遺跡	集落後、貝塚、その他の墓
⑦	水走遺跡	集落後
⑧	北島遺跡	生産遺跡
⑨	和泉遺跡	散布地
⑩	加納遺跡	散布地

出典：「ひがしおおさかeまちマップ」（令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ）

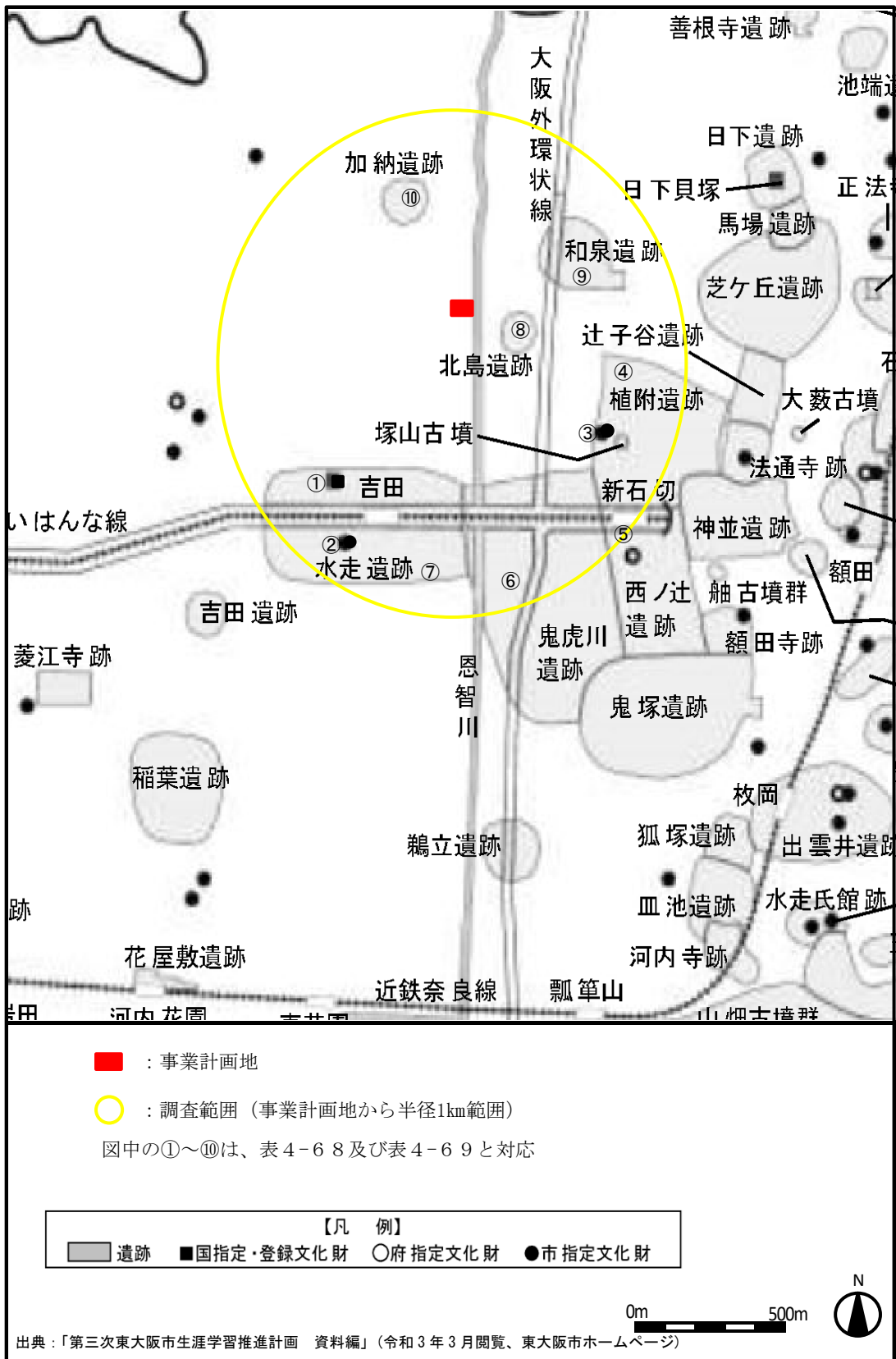


図4-3 2 文化財位置

4-4-2 都市景観

「東大阪市景観形成基本計画 第1章(2005(平成17)年策定)」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、東大阪市は、淀川と大和川にはさまれ大阪市の東に隣接する東部大阪地域のほぼ中央に位置し、東西11.2km、南北7.9kmの広がりをもつ南西部にややふくらんだ長方形で、その面積は61.81km²である。

市域の東部には、標高642mの生駒山を中心に生駒山地が南北に連なり、山麓では扇状地が緩やかな傾斜をみせている。その西側には、標高5~6m前後の平地が広がり、南から、第二寝屋川と長瀬川が北西へ流れ、生駒山地の谷川の水を集めて恩智川が北上し、寝屋川が北部を西へ流れている。

4-4-3 歴史的・文化的景観

「東大阪市景観形成基本計画 第1章(2005(平成17)年策定)」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、鴻池新田会所が国の史跡・重要文化財に指定されているほか、社寺の歴史的な建造物や地藏石仏、また旧集落に残る古民家などが文化財に指定され、また日下貝塚や山畑古墳群・長栄寺境内・楠木正行墓・松尾芭蕉句碑などが史跡に指定されている。これら文化財のほかにも、大小の古墳が山麓に、地藏石仏や石碑などがおもに旧集落を中心に残っている。

山麓にある東高野街道は古道のひとつで、京都と高野山を結ぶ道として発展してきた。また暗越(くらがりごえ)奈良街道は江戸時代に伊勢参りの道として栄え、松原は街道唯一の宿場としてにぎわっていた。他にも河内街道や八尾街道などがあり、これら街道沿いには道標が残っている。「石切さん」と呼ばれ親しまれている石切劔箭(いしきりつるぎ)神社や河内国一ノ宮・枚岡神社をはじめ、市内には多くの神社があり、境内林など貴重な自然を残している。また、中世に栄えた興法寺や往生院などの寺院がある。

第5章 環境影響評価の項目の選定

5-1 環境影響要因の抽出

本事業における事業計画、工事計画の内容等を考慮して、抽出した環境影響要因は表5-1に示すとおりである。

表5-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分		環境影響要因の内容
施設 の 供 用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う破砕機等からの粉じんの発生がある。 ・施設の稼働に伴う破砕機及び空調設備等からの騒音、振動及び低周波音の発生がある。 ・施設からの悪臭の発生がある。 ・施設の稼働に伴う選別残渣の廃棄物の発生がある。 ・施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生がある。
	車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・事業関連車両の走行に伴う大気汚染物質の発生がある。 ・事業関連車両の走行に伴う騒音及び振動の発生がある。 ・事業関連車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響がある。 ・事業関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生がある。
工 事 の 実 施	施設の建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械等の稼働に伴う大気汚染物質の発生がある。 ・建設機械等の稼働に伴う騒音及び振動の発生がある。 ・工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生がある。 ・建設機械等の稼働に伴う温室効果ガスの発生がある。
	工事車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行に伴う大気汚染物質の発生がある。 ・工事関連車両の走行に伴う騒音及び振動の発生がある。 ・工事関連車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響がある。 ・工事関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生がある。

5-2 環境影響評価の項目の抽出

大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（令和元年7月5日改定大阪府告示第357号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物・発生土及び地球環境の8項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目との関係及び選定する理由又は選定しない理由は、表5-2(1)～(3)に示すとおりである。

表5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					選定理由	
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施			
大項目	小項目			施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
大気質	環境基準設定項目	浮遊粒子状物質	—	—	○	○	○	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		二酸化窒素	—	—	○	○	○	
	その他	粉じん	—	○	—	○	—	
水質、底質	生活環境項目		—	—	—	—	—	▲施設からの排水はなく、雨水及び生活雑排水は公共下水道（汚水）に排水する。また、建設工事の実施に伴い発生する排水については、濁水処理等を行った後、公共下水道に放流する。よって、水質、底質に影響を与えるような行為はない。
	健康項目		—	—	—	—	—	
	特殊項目		—	—	—	—	—	
	その他		—	—	—	—	—	

表 5-2 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
地下水	生活環境項目	—	—	—	—	—	▲施設の供用及び建設工事の実施に伴い、地下水汚染の原因となる有害物質を排出する施設・行為はない。
	健康項目	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	
騒音	騒音	—	○	○	○	○	○施設の稼働に伴う破碎機及び空調設備等からの騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動	—	○	○	○	○	○事業関連車両の走行、建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行からの騒音・振動の発生が考えられる。
低周波音	低周波音	—	○	—	—	—	○施設の稼働に伴う破碎機及び空調設備等からの低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭	—	○	—	—	—	○施設からの悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下	—	—	—	—	—	▲施設の供用及び建設工事の実施に伴い、地下水の採取など地盤沈下に繋がる行為は実施しない。
土壤汚染	土壤汚染	—	—	—	○	—	○環境配慮事項の観点から、事業計画地の地歴について自主調査を行う。
日照障害	日照障害	—	—	—	—	—	▲周辺に同等の高さの建物があるため、日照に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
電波障害	電波障害	—	—	—	—	—	▲周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速	—	—	—	—	—	▲局地気象に影響を及ぼすような地形改変及び構造物の設置はない。
	気温	—	—	—	—	—	
地象	地形、地質、土質	—	—	—	—	—	▲地形、地質、土質に影響を及ぼすような土地改変は行わない。
水象	河川水象	—	—	—	—	—	▲河川、ため池、地下水、海域に影響を及ぼすような土地改変は行わない。
	湖沼水象	—	—	—	—	—	
	海域水象	—	—	—	—	—	
陸域生態系	陸生動物	—	—	—	—	—	▲事業計画地は裸地であり、自然植生の伐採、干潟の減少など動植物の生息・生育環境へ影響を及ぼすような行為は実施しない。
	陸生植物	—	—	—	—	—	
	淡水生物	—	—	—	—	—	
	陸域生態系	—	—	—	—	—	
海域生態系	海域生物	—	—	—	—	—	
	海域生態系	—	—	—	—	—	

表 5-2 (3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	—	—	○	—	○	○事業関連車両及び工事関連車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観	—	—	—	—	—	▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観は存在しない。
	歴史的・文化的景観	—	—	—	—	—	▲事業計画地周辺には、考慮すべき歴史的・文化的景観は存在しない。
	都市景観	—	—	—	—	—	▲事業計画地周辺には、建設予定の建築物と同等の高さの建物があるため、都市景観に影響はない。
文化財	有形文化財等	—	—	—	—	—	▲事業計画地には、有形文化財、埋蔵文化財等は存在しない。
	埋蔵文化財	—	—	—	—	—	
廃棄物、発生土	一般廃棄物	—	○	—	—	—	○施設の稼働に伴う選別残渣の廃棄物の発生が考えられる。 ○工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物	—	○	—	○	—	
	発生土	—	—	—	○	—	
地球環境	温室効果ガス	—	○	○	○	○	○施設の稼働、事業関連車両の走行、建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。
	オゾン層破壊物質	—	—	—	—	—	

第6章 調査・予測及び評価の手法

6-1 現況調査

環境影響評価における現況調査の手法は表6-1(1)～(3)に示すとおりである。

表6-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
大気質					
既存資料調査	大気汚染物質の濃度の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) 	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定局のデータ収集を行う。
	気象の状況		最新年度		
現地調査	粉じん	<ul style="list-style-type: none"> ・石切工場における敷地境界1地点(出入口付近：図6-1参照) ・事業計画地敷地境界4地点(図6-1参照) 	平日・日曜の2日間 各昼間1回	ハイポリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん測定	事業計画地近傍における粉じん濃度の現況把握するための調査を行う。 時期は、周辺の事業場及び本施設の稼働状況による影響が大きいと想定される昼間とする。
騒音					
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等 	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) ・「都市計画図」(東大阪市) 	道路交通騒音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	騒音レベル (L_{Aeq} , L_{A5})	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地敷地境界4地点 ・周辺の住宅1地点(図6-1参照) 	平日・日曜各1日の2日間 (24時間連続)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第1号)に基づく測定方法に準拠し、JIS Z 8731により測定する。	事業関連車両及び工事用車両の主要な走行ルート of 現況の道路交通騒音の把握と道路交通騒音の予測のための基本データ収集のため、事業関連車両の影響が大きいと考えられる道路沿道4地点を選定し、調査を行う。 調査は平日及び日曜とする。
	道路交通騒音レベル (L_{Aeq})	道路沿道4地点 (図6-2参照)			
	交通量		平日・日曜各1日の2日間 (24時間連続、1時間毎集計)	車種別・方向別交通量を目視観察により計測する。道路構造(車線数、幅員、傾斜等)も把握する。	

表 6-1 (2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
振動					
既存資料調査	・振動の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等	事業計画地周辺	最新の年度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) ・「都市計画図」(東大阪市)等	道路交通振動の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	振動レベル(L ₁₀)	・事業計画地敷地境界4地点 ・周辺の住宅1地点(図6-1参照)	平日・日曜各1日の2日間(24時間連続)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に基づく測定方法に準拠し、JIS Z 8735により測定する。	事業関連車両及び工事用車両の主要な走行ルート of 現況の道路交通振動の把握と道路交通振動の予測のための基本データとするため、事業関連車両の影響が大きいと考えられる道路沿道4地点を選定し、調査を行う。
	道路交通振動レベル(L ₁₀)	道路沿道4地点(図6-2参照)			
低周波音					
現地調査	低周波音圧レベル	・事業計画地敷地境界4地点 ・周辺の住宅1地点(図6-1参照)	平日・日曜各1日の2日間(24時間連続)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁)に準拠し、測定する。	事業計画地における低周波音圧レベルの現況の把握するため、調査を行う。調査は平日及び日曜とする。
悪臭					
現地調査	特定悪臭物質(22物質)	・石切工場における敷地境界1地点(出入口付近:図6-1参照) ・事業計画地敷地境界4地点(図6-1参照)	夏季 平日・日曜各1日の2日間	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環告第9号)に基づく測定方法に準拠し、測定する。	事業計画地敷地境界において、悪臭の状況を把握するために測定を行う。時期は悪臭が感じられやすい夏季の平日とする。
	臭気指数			「臭気指数の算定の方法」(平成7年環告第63号)に基づく測定方法に準拠し、測定する。	
人と自然との触れ合い活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地及び運搬経路周辺	最新の年度	東大阪市ホームページ等	事業計画地周辺の人と自然との触れ合い活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地及び運搬経路周辺(図6-2参照)	平日・日曜各1日の2日間 1時期(春季又は秋季)	現地踏査を行い、活動の場の状況を調査する。	活動の場の利用状況を把握するため、利用者が多いと考えられる春季または秋季に行う。

表 6-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
廃棄物、発生土					
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府) ・建設副産物実態調査(国土交通省) 	事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料の収集を行う。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) 	事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料の収集を行う。

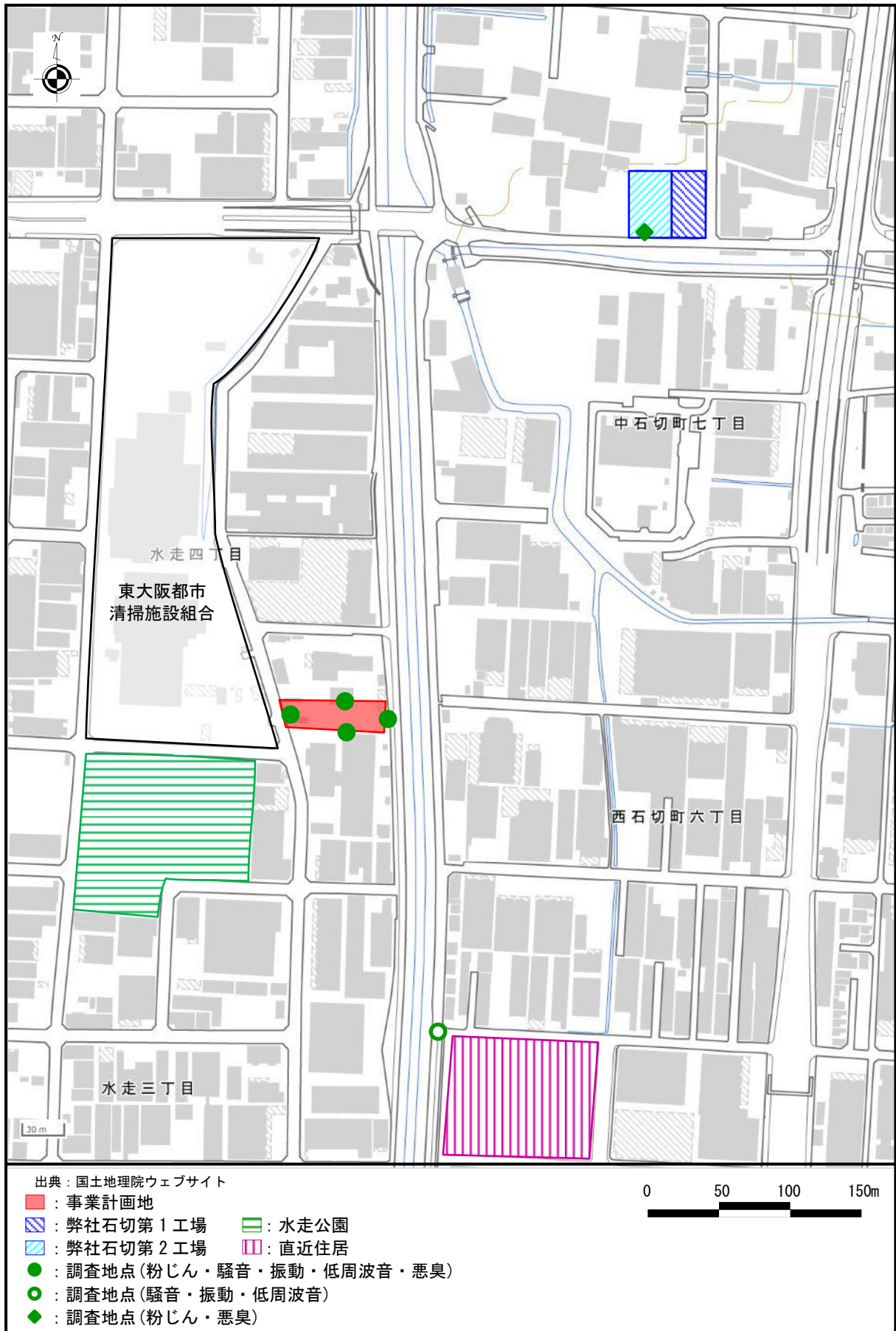
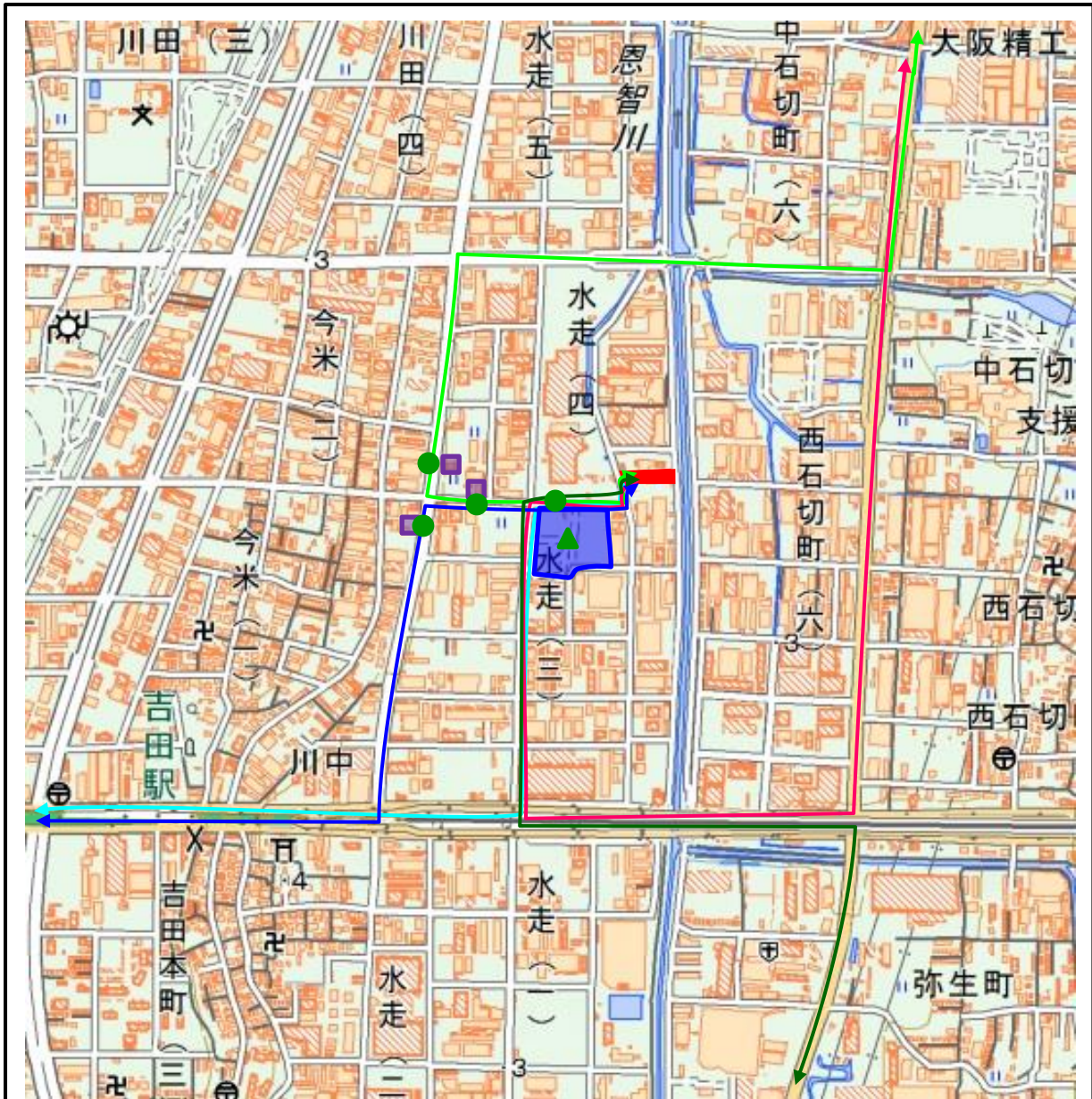


図6-1 敷地境界における粉じん・騒音・振動・低周波音・悪臭の調査位置



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



- : 調査地点 (道路交通騒音・振動・交通量)
- ▲ : 調査地点 (人と自然との触れ合い活動の場)
- : 事業計画地
- : 水走公園
- : 近隣住居
- : ルート A (大阪・吹田・堺方面)
- : ルート B (大阪・吹田・堺方面)
- : ルート C (寝屋川方面)
- : ルート D (寝屋川方面)
- : ルート E (八尾方面)

0 100 200 300m



図 6-2 道路交通騒音・振動・交通量・人と自然との触れ合い活動の場の調査位置

6-2 影響予測

環境影響評価における予測の手法は、表6-2及び表6-3に示すとおりである。

表6-2(1) 予測の手法(施設の供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
施設の稼働に伴う粉じん	粉じんの程度	石切工場での調査結果及び事業計画の内容から定性的な予測	石切工場での調査結果、環境保全措置及び粉じんの現況調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	事業関連車両の走行に伴う寄与濃度(年平均値)及び環境濃度	「道路環境影響評価の技術手法(2007改訂版)」「(財)道路環境研究所、2007年)に基づく予測式による数値計算	運搬車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道4地点(図6-4参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期
騒音						
施設の稼働に伴う事業場騒音	騒音レベル(L_{A5})及び等価騒音レベル(L_{Aeq})	騒音の伝搬理論式による計算	施設騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界及び周辺の住宅1地点(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	
事業関連車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2018)による計算	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道4地点(図6-4参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期	
振動						
施設の稼働に伴う事業場振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論式による計算	施設振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界及び周辺の住宅1地点(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	
事業関連車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道4地点(図6-4参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期	
低周波音						
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音の程度	伝搬理論式による計算	工場低周波音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界及び周辺の住宅1地点(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	

表 6-2 (2) 予測の手法(施設の供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法 選定理由	予測地域	予測時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	石切工場での調査結果及び事業計画の内容から定性的予測	石切工場での調査結果、環境保全措置及び現況調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地敷地境界 (図 6-3 参照)	施設の稼働が最大となる時期
人と自然との触れ合い活動の場					
事業関連車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	利用環境への影響を把握しやすい手法を採用する。	公園出入口 2 箇所(図 6-4 参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	施設の稼働が最大となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例を参考に原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	施設の稼働が最大となる時期
事業関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道 4 地点(図 6-4 参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期

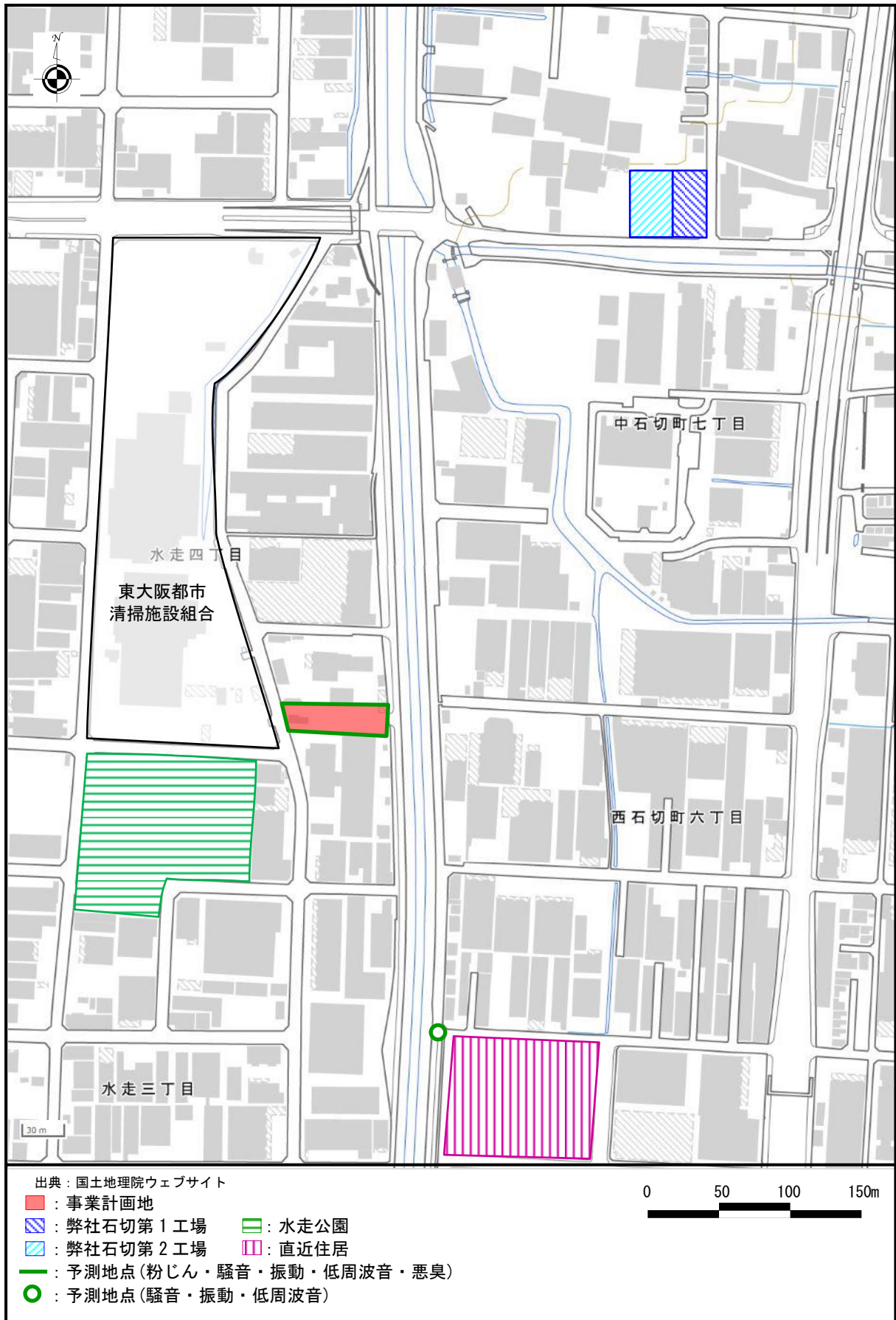
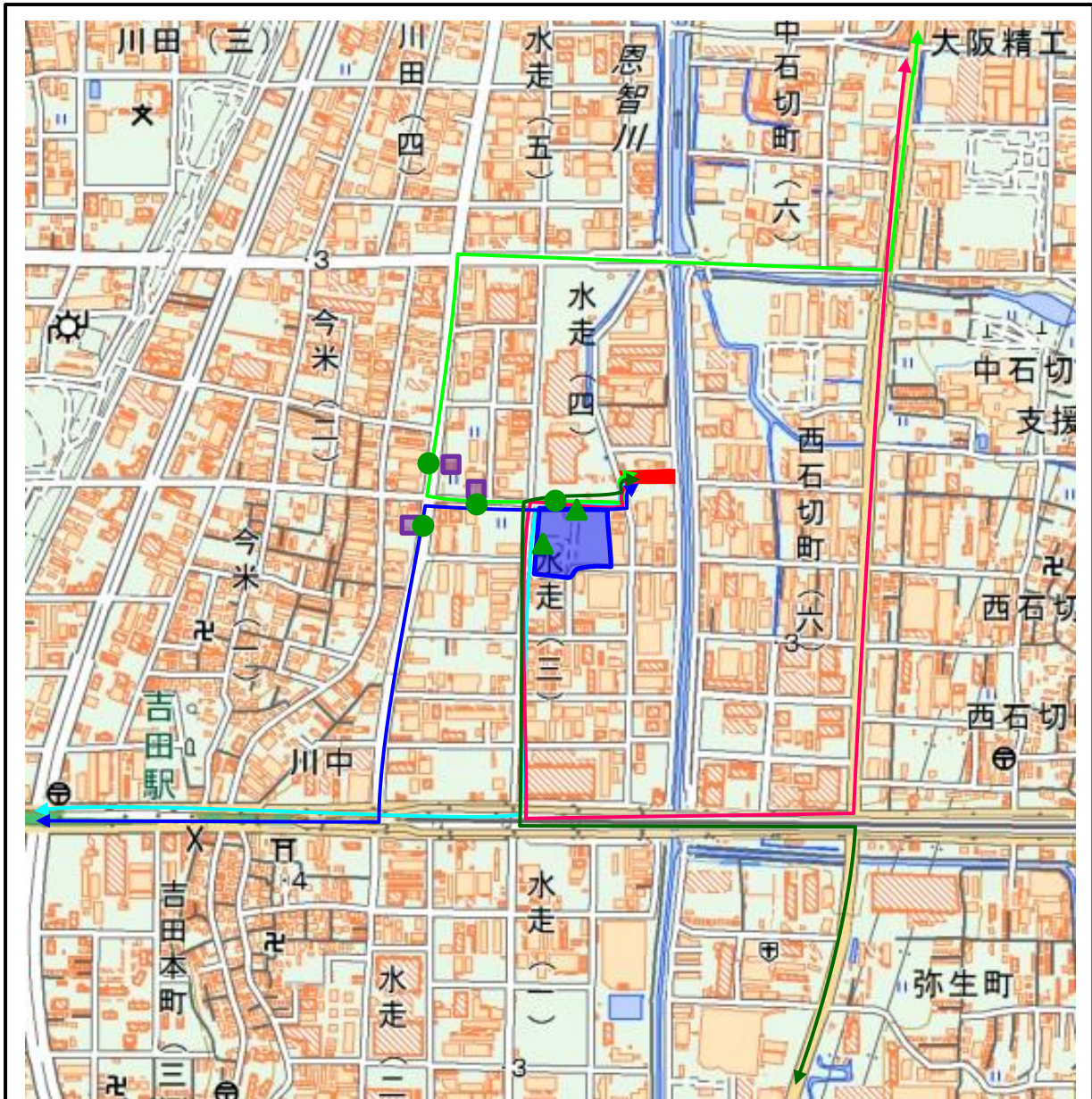


図6-3 敷地境界における粉じん・騒音・振動・低周波音・悪臭の予測位置(施設の供用時)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



- : 予測地点 (道路交通騒音・振動・車両排出ガス)
- ▲ : 予測地点 (人と自然との触れ合い活動の場)
- (red) : 事業計画地
- (blue) : 水走公園
- (purple) : 近隣住居
- (blue) : ルート A (大阪・吹田・堺方面)
- (cyan) : ルート B (大阪・吹田・堺方面)
- (green) : ルート C (寝屋川方面)
- (pink) : ルート D (寝屋川方面)
- (dark green) : ルート E (八尾方面)

0 100 200 300m

図 6-4 道路交通騒音・振動・車両排出ガス・人と自然との触れ合い活動の場の予測位置 (施設の供用時)

表 6-3 (1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法 選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
建設機械排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事の実施に伴う寄与濃度(年平均値)	「窒素酸化物総量規制マニュアル」(環境庁)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺の住宅1地点(図6-5参照)	工事期間中で大気汚染物質の排出量が最大となる時期
工事関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事関連車両の走行に伴う寄与濃度(年平均値)及び環境濃度	「道路環境影響評価の技術手法(2007改訂版)」((財)道路環境研究所、2007年)に基づく予測式による数値計算	工事関連車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道1地点(図6-6参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期
騒音						
建設機械の稼働に伴う事業場騒音	騒音レベル(L_{A5})	騒音の伝搬理論式による計算	建設機械騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界(図6-5参照)	工事による影響が最大となる時期	
工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2018)による計算	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道1地点(図6-6参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期	
振動						
建設機械の稼働に伴う事業場振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論式による計算	建設機械振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	事業計画地敷地境界(図6-5参照)	工事による影響が最大となる時期	
工事関連車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道1地点(図6-6参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期	

表 6-3 (2) 予測の手法(工事の実施時)

人と自然との触れ合い活動の場					
工事関連車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	利用環境への影響を把握しやすい手法を採用する。	公園出入口 2 箇所(図 6-6 参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期
廃棄物・発生土					
工事の実施に伴い発生する廃棄物	廃棄物及び発生土の種類、発生量等	工事に実施に伴って発生する建設副産物、残土の発生量等の、工事内容等に基づく計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
地球環境					
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例を参考に、原単位等による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
工事関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道 4 地点(図 6-6 参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期

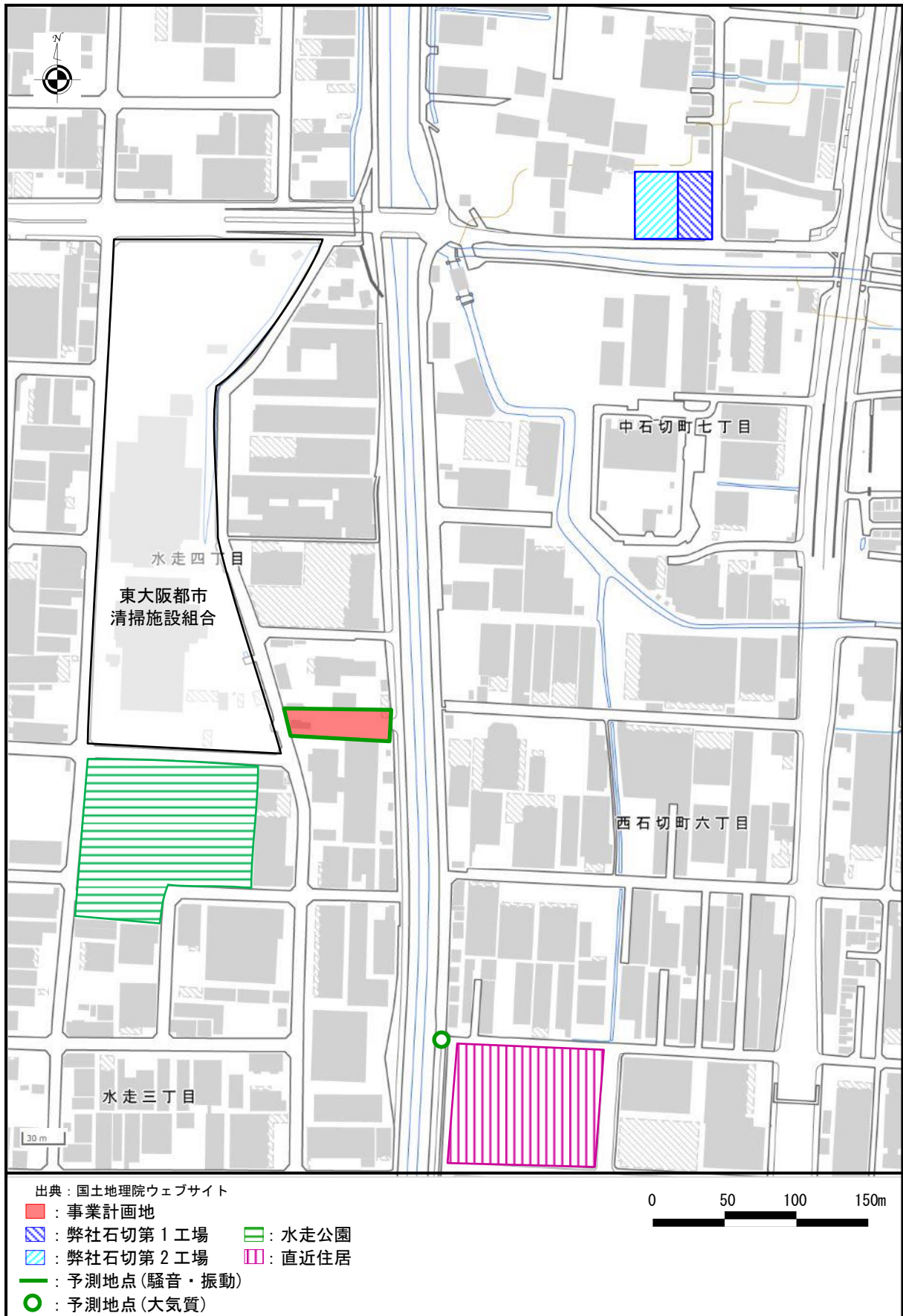
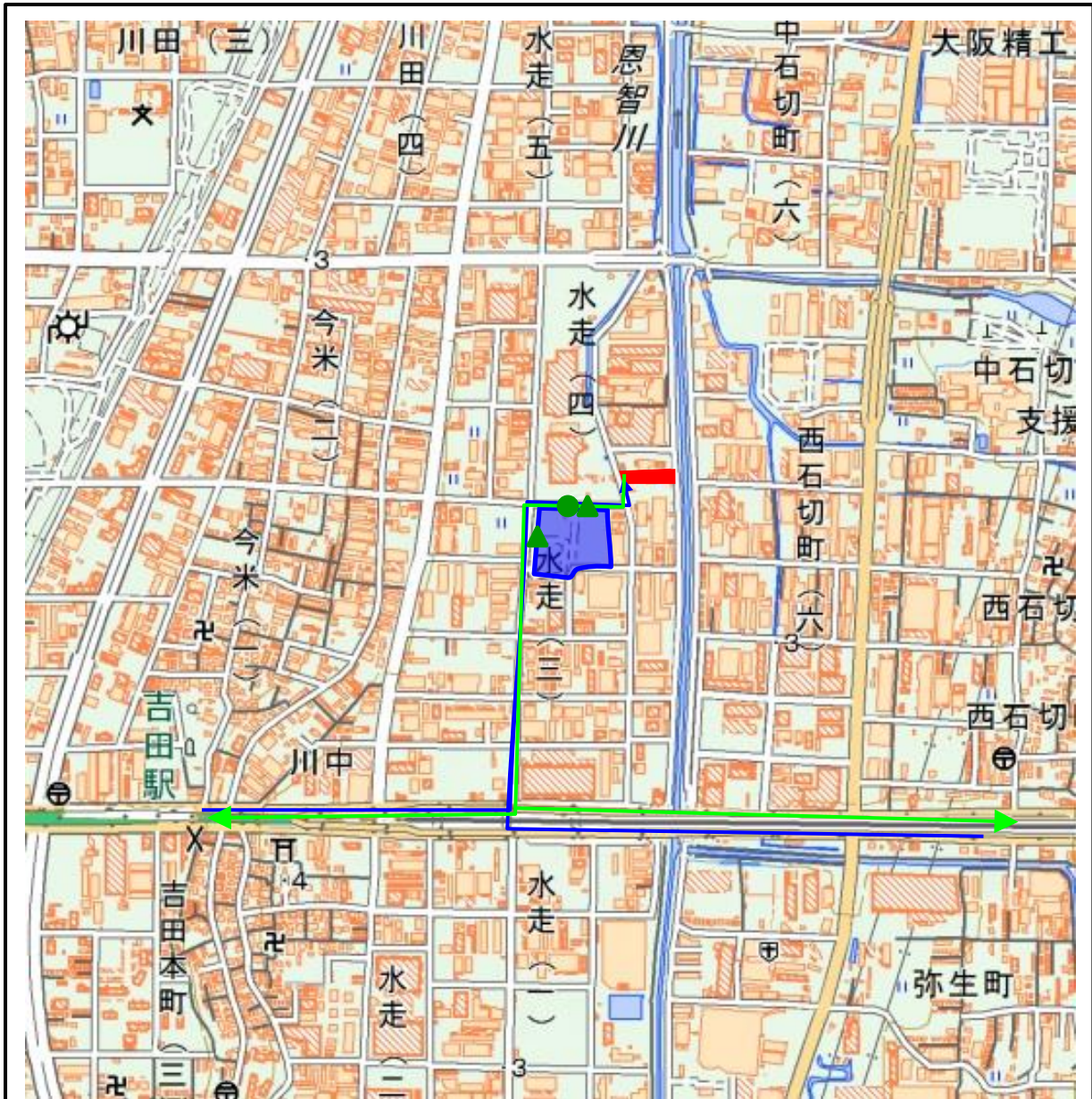


図6-5 敷地境界における大気質・騒音・振動の予測位置(工事の実施時)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



0 100 200 300m



- : 予測地点(道路交通騒音・振動・車両排出ガス)
- ▲ : 予測地点(人と自然との触れ合い活動の場)
- : 事業計画地
- : 水走公園
- : 工事用車両の計画ルート(往路)
- : 工事用車両の計画ルート(復路)

図 6-6 道路交通騒音・振動・車両排出ガス・人と自然との触れ合い活動の場の予測位置
(工事の実施時)

6-3 評価

環境影響評価における評価の手法は、表6-4に示すとおりである。

表6-4 評価の手法

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準、環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準、環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合すること。
人と自然との触れ合い活動の場	①人と自然との触れ合い活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合すること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる許認可等は以下のとおりである。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第8条第1項)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第6条第1項)
(振動規制法第6条第1項)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第6条第1項)
- ・ 工事計画届出(電気事業法第48条第1項)
- ・ 労働安全衛生法